

検証結果報告書

(「清水市会社重役宅一家4名殺害の強盗殺人・放火等事件」について)

最高検察庁

目次

第 1	はじめに	1
第 2	事案の概要	2
第 3	捜査・公判の概況	2
1	捜査の経緯	2
(1)	袴田氏を逮捕するまでの捜査経緯	2
(2)	袴田氏逮捕後の捜査経緯	7
2	公判の経緯	8
(1)	確定第 1 審の公判経緯	8
(2)	確定控訴審の公判経緯	15
(3)	確定上告審の公判経緯	17
第 4	再審請求審及び再審公判の概況	17
1	第 1 次再審請求審	17
2	第 2 次再審請求審	17
3	再審公判	18
第 5	再審請求審以降の手続の長期化に関する問題点	19
1	総論	19
(1)	審理に要した期間	19
ア	第 1 次再審請求審	19
イ	第 2 次再審請求審	19
ウ	再審公判	19
(2)	検証の着眼点	19
2	各論（各着眼点について）	22
(1)	打合せの頻度及び各種書面の提出時期に関する問題点	22
ア	第 1 次再審請求審	22
イ	第 2 次再審請求審	24
(2)	実験・鑑定に関する問題点	27
ア	5 点の衣類の色調に関する実験・鑑定等について	27
イ	DNA 型鑑定について	40
(3)	証拠の開示に関する問題点	48
ア	第 1 次再審請求審	48
イ	第 2 次再審請求審	54
ウ	個別の証拠開示における問題点	56
(4)	検察官による抗告に関する問題点	67
(5)	再審公判における有罪立証に関する問題点	67
第 6	捜査・公判等について	68

1	捜査（取調べ）について	68
(1)	経緯	68
(2)	取調べの状況	69
(3)	評価	71
2	捜査（捜査経緯・結果の証拠化に不十分な面があること）について	72
3	公判等について	73
(1)	1号タンク内のみその残量と5点の衣類の隠匿可能性について	73
(2)	5点の衣類が袴田氏の着衣であるか否か	74
(3)	5点の衣類の犯行着衣性について	76
第7	まとめ（問題点を踏まえた対応策）	81
1	再審請求審以降の手續の長期化に関する問題点について	81
2	捜査及び公判等における問題点について	84
3	検察における再審事件への対応の現状等と対応策	85
第8	おわりに	87

資料

- 別添資料1 第1次再審請求審 時系列
- 別添資料2 第2次再審請求審 時系列
- 別添資料3 出入房時間等一覧

第1 はじめに

本年9月26日、静岡地裁は、強盗殺人等被告事件について、被告人であった袴田巖さん（以下「袴田氏」という。）に対して無罪判決を言い渡した。

本件は、昭和41年6月に発生した事件であり、袴田氏は、同年8月に逮捕され、同年9月に強盗殺人等の罪で公判請求された後、昭和43年9月に静岡地裁で死刑判決を受け、控訴審、上告審を経て、昭和55年12月に死刑判決が確定した。袴田氏は、昭和56年4月20日、第1次再審請求を行ったが、平成6年8月8日、静岡地裁において、再審請求が棄却され、その後、平成16年8月26日、東京高裁において、即時抗告が棄却され、平成20年3月24日、最高裁において、特別抗告が棄却されて、確定した。その後、袴田氏の実姉である袴田ひで子さん（以下「ひで子氏」という。）が、同年4月25日、第2次再審請求を行ったところ、静岡地裁は、平成26年3月27日、再審を開始する決定をするとともに、袴田氏に対する死刑及び拘置の執行停止を決定し、袴田氏は釈放された。その後、検察官が、同年3月31日、即時抗告を申し立てたところ、東京高裁は、平成30年6月11日、静岡地裁の再審開始決定を取り消し、再審請求を棄却する決定をした。同決定に対し、弁護人が、同年6月18日、特別抗告を申し立てたところ、最高裁は、令和2年12月22日、東京高裁の決定を取り消し、東京高裁に差し戻した。東京高裁は、令和5年3月13日、静岡地裁決定に対する検察官の即時抗告を棄却する決定をし、これに対して検察官は特別抗告を申し立てず、再審が開始されることとなった。再審公判は、同年10月27日から令和6年5月22日まで15回の公判期日を経て結審し、静岡地裁は、同年9月26日、袴田氏を無罪とする判決を言い渡した。検察官は、同年10月9日、上訴権を放棄し、袴田氏の再審無罪が確定するに至った。

このように、袴田氏が逮捕されてから再審無罪が確定するまで約58年もの年月が経過しており、その間、再審請求審における司法判断が区々になったことなどによって、袴田氏は、相当な長期間にわたり法的地位が不安定な状況に置かれることとなった。刑事司法の一翼を担う検察として、このように袴田氏が相当な長期間にわたり、法的地位が不安定な状況となってしまったことを真摯に受け止め、本件の再審請求手続がこのような長期間に及んだことや本件の捜査公判上の問題点を検証し、さらに、今後、再審請求及び再審公判に係る事件（以下、これらを併せて「再審事件」という。）に検察が対応するに当たって講ずべき方策について検討を行った。

なお、以下の検討の中で、前述の再審公判における無罪判決の理由中の判示について論じる部分があるが、これは、あくまでも検察官の捜査公判上の問題点を検討するための前提として必要となる判示について論じたに過ぎず、もとより、無罪の結論を否定するものではなく、検察は袴田氏を犯人視

していないことを改めて付言しておく。

第2 事案の概要

本件は、昭和41年6月30日午前1時50分頃、静岡県清水市横砂（当時）に所在するV1方家屋の火災に近隣住民が気付き、消防団員及び消防署による消火活動が行われた後、同家屋から、住人であるV1（当時41歳）、V2（当時39歳）、V3（当時17歳）及びV4（当時14歳）の4名の死体が発見され、いずれの死体にも刃物による刺創等が複数存在した上、ガソリン臭がしていたことから、殺人及び放火の事件性が認められ、捜査が開始された事件である。

V1は、みその製造・販売等を目的とするV5商店（以下「本件会社」という。）の専務取締役として本件会社を実質的に経営していた者、V2はV1の妻、V3はV1及びV2の次女、V4はV1及びV2の長男である。なお、V1方は、被害者らの住居であるとともに、みそ等の小売を行う店舗を兼ねていた。

V1方の南方30m余りの位置に、国鉄（当時）東海道線の線路を挟んで本件会社が運営する第1工場（以下「本件工場」という。）があり、本件工場2階に事務所が存在した。V1は、同年6月29日の業務終了後に、販売係の従業員（なお、以下において本件工場の従業員として言及する者の中には、その者らの供述調書等の証拠作成時点では本件工場の従業員でなくなっていた者も存在するが、それらの者も併せて、単に「従業員」と表記する。）らがその日集金した売上金等の入った布袋9点を甚吉袋に入れた状態で前記事務所から自宅に持ち帰っていたが、事件発覚後の現場検証等により、V1方から、布袋3点が奪われており、うち2点の布袋がV1方南側裏口の直近及び前記線路の脇に落ちているのが発見され、残り1点の布袋が所在不明であることが認められた。

警察は、同年8月18日、事件当時、本件工場2階にある寮の十畳間に寝泊まりしていた袴田氏を通常逮捕し、同年8月20日、静岡地検に事件送致した。本件の主任検察官であったP検察官は、同年9月9日、袴田氏を住居侵入、強盗殺人及び放火の罪により、静岡地裁に公判請求した。

第3 捜査・公判の概況

1 捜査の経緯

(1) 袴田氏を逮捕するまでの捜査経緯

ア 昭和41年6月30日、事件発生を受けて臨場した警察官は、V1方中庭に一部焼損した雨合羽が遺留され、その右ポケットに刃物のさやが在中していること、V1方の南側裏口を出た直近に本件会社の売上金等

が入った布袋１点が遺留されていること、被害者らの死体に多数の刺創等が存在する上、それぞれの死体又はその周辺からガソリン臭がしていることを認めた。

警察官は、同日、雨合羽や被害者らの死体の実況見分を行った後、午後０時からＶ１方の検証を実施した。検証は、同年７月２日午後９時まで３日間にわたり行われたが、同年６月３０日の検証中、Ｖ１方と本件工場の間の経路上に位置する東海道線の線路脇からも、前記布袋とは別に本件会社の売上金等が入った布袋１点が発見された。また、Ｖ１方の北側廊下に置かれていた夜具入れの中に甚吉袋がしまわれ、その中にも本件会社の売上金等が入った布袋６点があり、そのうちの１点及びＶ１方裏口直近に遺留されていた布袋からは、血液型不明の人血が検出された。また、甚吉袋には元々９点の布袋が在中していたはずであったところ、Ｖ１方の裏口直近や線路脇に遺留されていた布袋を甚吉袋内にしまわれていた布袋６点に加えても、売上金等の入った布袋１点が所在不明となっていた。

また、Ｖ１方の検証において、Ｖ１方土間の机又は棚に保管されていたはずのがま口財布がＶ１方内の裏口近くで焼けた状態で発見され、その周辺に合計１４０５円の現金が遺留されているのが発見された。

従業員らに対する取調べ等から、販売係の従業員らが集金した売上金等については各従業員ごとに布袋に保管され、業務終了後にＶ１がこれらの布袋を甚吉袋に入れた状態で自宅に持ち帰り、翌朝に事務所に戻っていたこと、本件会社では月末に多額の集金がなされていたことが判明した。

イ 被害者らの死体は、昭和４１年６月３０日に２名の医師によって司法解剖がなされ、Ｖ１の死体に１５か所、Ｖ３の死体に９か所、Ｖ４の死体に１０か所、Ｖ２の死体に６か所の刺創等が確認された。

同年７月２日、Ｖ１方の検証中、Ｖ１方仏壇の間において、搬出される前のＶ３の死体があった場所近くから、炭化物に埋もれたくり小刀（以下「本件くり小刀」という。）が発見された。なお、柄は付いておらず、焼失した可能性が考えられた。また、本件くり小刀は先端が折損しており、残存している刃渡りは約１２．１ｃｍ、刃幅は最大２．２ｃｍであった。

本件くり小刀の刻印を基に捜査した結果、本件くり小刀は岐阜県関市の卸商から小売店に納品されたものであること、静岡県内には沼津市のＳ１刃物店等３店舗に納品された可能性があることが判明した。また、本件くり小刀は、雨合羽の右ポケットから発見されたさやと完全に符合することが認められ、司法解剖の結果、被害者らの刺創等の形状は、本

件くり小刀で形成されたものとして整合すると考えられた。

雨合羽に記された使用者の名前等から、同年５月に本件会社から販売係員である従業員Ｆ１に支給されたものであることが判明し、Ｆ１を取り調べたところ、Ｆ１は、同年６月２８日に雨合羽を使用し、同日午後３時３０分頃に本件工場の更衣室に置き、その後放置していた旨供述した。雨合羽は同年７月５日に鑑定に付され、２か所から血液型不明の人血が検出された。

ウ 本件放火にガソリン類が使用されていたことから、警察官は、昭和４１年７月３日、従業員Ｆ２を立会人として、本件工場等に保管されていたガソリン類の残量を捜査した。その結果、本件会社は、同年６月２３日にモーターボート用の燃料として１８リットルの混合油（ガソリンと潤滑油の混合油）の入った石油缶２缶を購入していたところ、うち１缶には本来満杯の混合油が残っているはずであったが、約６リットル（後に正確に計量した結果、約５．６リットル）減少しており、その費消先が不明であること、事件発生直後の同年６月３０日午後１時頃には、既に同程度減っているのを従業員が目撃していたことが判明した。

エ 警察官が従業員らに対する聞き込み捜査を行っていた中で、事件当夜本件工場２階の寮に寝泊まりしていた袴田氏が、左手中指に創傷を負っていることが判明し、袴田氏に対する容疑が浮上した。また、寮には十畳間と八畳間があり、それぞれ従業員が２人ずつ住んでいたが、事件当夜、袴田氏と相部屋だった従業員１名が外泊していて十畳間には袴田氏が一人で居たことが判明した。

昭和４１年７月４日、警察官は本件工場の捜索を行い、２階の寮において、袴田氏のパジャマの上衣右袖にかぎ裂きがあり、上衣左前面のポケット下付近に、血痕か否か判然としない僅かの痕跡を認め、袴田氏からパジャマ上下の任意提出を受けた。また、袴田氏が着用していた作業着の右袖上部に血痕様のものの付着が認められ、警察官は、同作業着を差し押さえた。さらに、警察官は、本件工場の表側の排水溝から血痕様のものが付着した本件会社の手拭いを発見し、これを差し押さえた。同排水溝は、本件工場敷地内から表側の排水溝につながっていた。

これらの押収物の鑑定の結果、パジャマの上衣の左ポケット部からＡＢ型の人血、同上衣腹部から血液型不明の人血、パジャマのズボンの左腰やや後ろ側から血液型不明の人血、同ズボンの右膝付近からＡ型の人血が検出された。なお、Ｖ１の血液型はＡ型であり、Ｖ４の血液型はＡＢ型、袴田氏の血液型はＢ型であった。また、パジャマの上衣の右肩やや下方に約５．５ｃｍ×３ｃｍのかぎ裂きがあり、肉眼では血液の付着は認められないがルミノール検査で陽性反応が認められた。袴田氏の作

業着には腹部付近に血液型不明又はB型らしい人血が検出され、右肩やや下方に内側から付着したB型の人血が検出された。手拭いには、中央部に長さ約35cm、幅最大約8cmの帯状の汚斑と、これに対してほぼ直角に長さ約25cm、幅最大約10cmの帯状の汚斑が付着しており、これらの汚斑は薄い赤黄色で、汚斑部からAB型の人血とAB型らしい人血が検出された。ただし、当時の鑑定では、A型の人血とB型の人血が混在している場合にもAB型との鑑定結果になった。また、O型の人血が他の血液型の人血と混在すると、O型の検出は不可能であった。

オ 昭和41年7月4日、袴田氏が清水市内の医院で診察を受けた際、袴田氏の左手中指に長さ約1cm、幅約4mm、水平に走り、創縁が鋭く、肉芽組織が隆起した切創があると診断されたほか、同医院医師が袴田氏に他のけがも見せるように申し向けたところ、袴田氏の手足に新しくできた複数の擦過創等があるのを認めた。

同日、警察官は、興津派出所において袴田氏の取調べを実施して、主に袴田氏の事件当夜の行動について録取した供述調書1通を作成した。この時、袴田氏の右腕付け根に小指の頭くらいの切り傷があることが同供述調書に録取されているが、袴田氏は、同創傷を同医師には見せていなかった。

カ 昭和41年7月23日、警察官は、本件工場の実況見分を実施した。その結果、本件工場内の風呂場壁面の4か所に血痕様のものが確認された。また、本件工場の正面出入口に設けられたくぐり戸のなすかん（外からくぐり戸を開く際になすかんを引っ張る仕組みとなっていた。）にルミノール検査の陽性反応が認められた。さらに、本件工場の2階事務所の階段下に至る通路西側板壁にも、ルミノール検査のかすかな陽性反応が認められ、警察官が同所から試料を採取した。

同年7月25日から同年8月1日まで、本件工場から採取した血痕様の試料の鑑定が行われ、風呂場壁面の4か所のうち、1か所にはA型の人血が、もう1か所には血液型不明の人血が付着していることが確認された。また、本件工場の2階事務所の階段下に至る通路西側板壁から採取した試料からも血液型不明の人血が検出された。くぐり戸のなすかんから採取した試料については、人血であることの確認が取れなかった。

同年8月11日、警察官が、従業員F2から任意提出を受けた石油缶にルミノール検査を実施したところ、4か所に陽性反応が認められ、同所から採取した試料を鑑定したところ、2か所の試料から血液型不明の人血が検出された。

さらに、同年8月16日、静岡県警察本部刑事部鑑識課法医理化学研究室（以下「法医理化学研究室」という。）のT1技師（本件において

血液鑑定を担当していた技師）が自ら前記石油缶にルミノール検査を実施し、6か所に陽性反応を認め、試料を採取した。これらの試料を鑑定したところ、1か所の試料から血液型不明の人血が検出された。

キ 法医理化学研究室は、昭和41年6月30日から同年8月6日にかけて、4回にわたり、油質に関する鑑定を囑託された。

鑑定試料は、大別すると、

- ① V1方から押収した資料として、①a V2の死体の下に敷かれていた毛布2点並びにV1の死体近くに遺留されていたダンボール紙片及び男子用パンツ、①b 被害者らの死体に付着していた焼け残りの衣類、①c V1方から押収された4リットル缶内の油
- ② 本件工場から押収した資料として、②a 袴田氏のパジャマ上下及び②b 袴田氏の作業着並びに②c 排水溝から押収した手拭い
- ③ ガソリンスタンド等からサンプルとして入手したガソリン類
- ④ 従業員F2から任意提出を受けた前記石油缶内の混合油

である。鑑定結果については、T2鑑定監ほか1名作成の同年10月20日付け鑑定書（以下「T2鑑定書」という。）にまとめられた。

T2鑑定書には、①－①aの各資料に油質の付着が認められ、これは出光石油系赤アポロガソリンと同系アポロバイク用潤滑油との混合油と認められること、①－①bの各資料及び②－②aのパジャマ上下には、出光石油系赤アポロガソリンと同系アポロバイク用潤滑油との混合油の付着が推定されること、①－①aの各資料に付着する混合油は、④の石油缶内の混合油と同種と認めるのが妥当であること、①－①bの各資料及び②－②aのパジャマ上下に付着する混合油は、④の石油缶内の混合油と同種と推定されることが記載されていた。なお、①－①cの4リットル缶内の油は工業ガソリンであり、②－②bの作業着及び②－②cの手拭いには油質の付着が認められなかったとされた。

ク 警察官は、現場検証や証拠物の収集、従業員の取調べ等を行ったほか、近隣住民や被害者らの関係者等にも幅広く聞き込み捜査を行い、袴田氏の経歴や交友関係等も調べた。

警察官は、以上の捜査を踏まえ、

- ① V1方中庭に遺留されていた雨合羽が、本件工場に置かれていたはずの従業員のものであって、そのポケットに本件の凶器と認められる本件くり小刀のさやが入っていたこと
- ② 本件放火にはガソリン類が使用されたと認められるところ、事件の1週間前に本件工場に配達された石油缶から約5.6リットルの混合油がなくなっていたこと
- ③ 事件前日にV1が自宅に持ち帰っていた本件会社の売上金の一部が

奪われており、犯人がV 1 方の事情に詳しい人物であると推測されたこと

- ④ 本件工場の表側の排水溝からA B型の人血が付着した手拭いが発見され、本件工場の風呂場壁面等複数の箇所からA型の人血や血液型不明の人血が検出されたこと
- ⑤ 袴田氏のパジャマ上下からA型及びA B型の人血が検出されたこと
- ⑥ 袴田氏が右肩付近及び左手指等を負傷しており、特に左手指の負傷は鋭利な刃物などで形成されたものと認められたこと
- ⑦ 昭和41年8月17日時点で袴田氏のパジャマに付着した油質に関する鑑定は継続中であつたが、少なくともオイルの付着が確認されたこと
- ⑧ 事件当夜袴田氏はV 1 方近くに位置する本件工場の寮の十畳間に一人で居たこと
- ⑨ 本件工場従業員や消防団員等を取り調べた結果、火災発生当初の頃、袴田氏の姿を目撃したとする供述がなかったことから、同年8月18日に袴田氏を本件の被疑者として逮捕した。

(2) 袴田氏逮捕後の捜査経緯

ア 袴田氏の身柄関係等（昭和41年）

8月18日 通常逮捕
8月20日 静岡地検に事件送致
8月21日 勾留
8月30日 勾留期間延長（10日間）
9月9日 静岡地裁に公判請求

イ 袴田氏に対する取調べ

警察官は、袴田氏の逮捕後の取調べにおいて、①袴田氏のパジャマに他人の血液や油が付着していたこと、②袴田氏が左手中指に切創と思われる創傷を負っていたこと、③火災発覚直後、従業員等から袴田氏を目撃した供述が得られず、昭和41年7月4日の袴田氏の供述と整合しないことの3点に着目して取調べを行った。P検察官も、おおむね同様の点に着目し、袴田氏の取調べを行った。

袴田氏は、犯行を否認していたが、同年9月6日の警察官の取調べに至って、犯行を自白した。

警察官及びP検察官は起訴後も同年10月まで袴田氏の取調べを続けて複数の自白調書を作成した。

ウ F 3に対する捜査

- (7) F 3は、昭和41年2月から同年6月11日頃まで本件会社で稼働していた者である。警察官は、袴田氏逮捕後の同年8月21日、F 3

の友人である本件会社の元従業員であったF4を取り調べた。警察官は、F4から、袴田氏が同年8月7日にF3を探してF4方を訪ねてきたこと、同年8月19日にはF3がF4方を訪ねてきて、F3が知っていることを警察官に話せば、袴田氏に仕返しされて犯人にされてしまうなどと発言していたことを聴取し、その旨供述調書に録取した。

そこで、警察官は、同年8月22日、F3方の搜索を実施したが、差し押さえるべき物の発見には至らなかった。

- (イ) 袴田氏は、前述のとおり昭和41年9月6日に警察官に対して犯行を自白するとともに、V1方から持ち去った布袋内の現金について、その一部である5万円を同年7月10日頃にF3に預けた旨供述した。

そこで、警察官は、同年9月7日にF3を取り調べ、更に同年9月12日にはF3の家族も取り調べた。

同年9月13日、S2郵便局において、宛先に「シミズケイサツシヨ」と記載され、差出人が記載されておらず切手も貼付されていない封書が発見され、その中から、「ミソコオバノボクノカバンノナカニシラズニアッタツミトウナ」と記載された便せんと、記番号が焼けた紙幣（5万700円相当）が発見された。また、紙幣2枚には、「イワオ」との文字が記載されていた。

警察官は、同年9月14日、F3を別件脅迫事件で逮捕するとともに、F3の実家及び当時F3が同居していたC1方を搜索し、封筒や便せん等を押収した。警察官が、別件脅迫事件の逮捕勾留中に、袴田氏から現金を預かったかを問いただした際、F3は、検察官から罪に問わない旨の証明書を受け取れば供述する旨発言するなどしていたが、結局、袴田氏から現金を預かったとの供述はしなかった。

警察官は、F3の稼働先やC1方から押収した注文控ノートや便せん等を資料として、同年9月16日、S2郵便局で発見された封書及び便せんの筆跡とF3の筆跡との同一性について静岡県警察本部刑事部鑑識課に鑑定嘱託したところ、同年9月22日、同課のT3指紋分類監により「符合する筆跡と認める」旨の鑑定がなされた。さらに、静岡県警察本部は、同年9月26日、警察庁科学警察研究所に対して同旨の鑑定嘱託を行い、同年10月10日、T4技官ほか1名によって「符合する筆跡と認められる」旨の鑑定がなされた。

2 公判の経緯

(1) 確定第1審の公判経緯

ア 第1回公判から第16回公判までの経緯

- (ア) P検察官は、第1回公判が開かれる直前の昭和41年11月11日

頃、弁護人から、袴田氏が公判で犯行を否認する旨を聞いた。

(イ) P 検察官は、昭和 41 年 11 月 15 日の第 1 回公判において冒頭陳述を行い、袴田氏の犯人性を立証する事実関係として、

- 犯人は本件工場から雨合羽を持ち出したと認められること
- 犯人は本件工場の混合油を放火の手段として使用したと認められること
- V 1 方裏口前に現金等の入った布袋が発見されており、V 1 方裏口と本件工場との往来は短時間でできること
- 本件工場から、血痕の付着したパジャマや作業着が発見押収されたこと
- 混合油の入った石油缶からも血痕が検出されたこと
- 本件工場の排水溝から血痕の付着した手拭いが発見されたこと
- 本件工場の風呂場等の壁面から血痕が検出されたこと
- これらの血痕の血液型は、判明している限り、V 1 の A 型又は V 4 の A B 型と一致すること

などを指摘し、犯人は本件工場内部の事情に明るく、かつ犯行前後に本件工場を出入りしたものであると推定されることを主張した。その上で、P 検察官は、

- 前記パジャマ及び作業着は袴田氏のものであること
- 同パジャマの両袖及びズボンの両裾にガソリンとオイルを混合した混合油が付着しており、この混合油の成分及び添加物が被害者の着衣や毛布等に付着していた混合油と同一であること
- 袴田氏は事件直後に左手中指にけがをしていたこと
- 袴田氏は事件当夜本件工場の寮の部屋に一人で寝ていたものでアリバイがないこと

などを主張した。

さらに、P 検察官は、袴田氏の自白を裏付ける事実として、

- 犯行後に袴田氏が使用した紙幣にみそのしみと思われるしみが薄く付いていたこと
- 袴田氏は被害金の一部である 2 万 5 0 0 0 円を費消した状況を供述しているところ、その一部について裏付けが取れ、収支も整合すること
- F 3 が袴田氏から被害金の一部の 5 万円を受け取ったと認められること
- 袴田氏は V 1 方の机の引き出しを本件くり小刀でこじ開けた旨供述するところ、引き出しに刃物によるものと認められる傷があったこと

- 袴田氏は、V 1 方流し台横のガラス戸が 1 枚壊れていたと供述しているところ、その事実があったこと
- 袴田氏は V 1 方の裏口から逃走した状況を供述しているところ、火災発生当時の裏口の状況が袴田氏の供述と符合すること
- 袴田氏は犯行後すぐには消火活動に加わずしばらく隠れていた旨供述するところ、従業員らの供述もこれに符合すること
- 袴田氏は V 1 に足を蹴られた旨供述するところ、袴田氏の右足脛に傷痕があること
- 袴田氏は沼津市の刃物店で本件くり小刀を購入した旨供述しているところ、同店店員は袴田氏の顔を見て「見覚えがある。今年の 3 月か 4 月頃私の店に来て品物を買って行った客だと思う。」旨供述しており、袴田氏が供述する同店までの道順や店内の構え等もほぼ事実と一致していること
- 袴田氏に動機があることを主張した。

(ウ) 第 1 回公判以降、昭和 42 年 9 月 5 日まで合計 16 回の公判が開かれ、おおむね検察官の主張に沿って、予定したとおりの立証が行われた。後述のとおり 5 点の衣類が発見された同年 8 月 31 日時点では、検察官が S 2 郵便局で発見された封書に関する筆跡鑑定に関する立証を行っている段階にあり、それまでの主張・立証経過からすると、この点の立証が終われば、その後は、弁護側が立証を行い、さらに、検察官が袴田氏の自白調書に関する立証を行って、証拠調べを終える予定であったと考えられる。

弁護人は、弁護側の立証として、期日間である同年 8 月 28 日、①パジャマ等に付着しているとされた油脂類の種類及び異同に関する鑑定、②パジャマ等の血痕付着の有無等に関する鑑定、③ S 2 郵便局で発見された封書等の筆跡に関する鑑定、④袴田氏が事件後に使用したとされる紙幣にみそが付着しているか否かに関する鑑定を申請し、さらに、同年 9 月 5 日の第 16 回公判において、⑤本件工場の風呂場の血痕が人血であるか等に関する鑑定、⑥ S 2 郵便局で発見された紙幣 2 枚に記載された「イワオ」の文字に関する筆跡鑑定を申請した。裁判所は、同公判において、③及び⑥の筆跡鑑定の申請を採用し、②及び⑤の血液鑑定の申請を却下し、①及び④の鑑定申請については採否の判断を留保した。

イ 5 点の衣類の発見及びこれに関する捜査経緯

(ア) 昭和 42 年 8 月 31 日午後 3 時 40 分頃、従業員 F 5 が本件工場の 1 号タンクからみその取り出し作業を行っていたところ、1 号タンク

の底部から麻袋を発見し、その中に多量の血痕が付着した５点の衣類、すなわちネズミ色スポーツシャツ、鉄紺色ズボン、白半袖シャツ、白ステテコ及び緑色パンツの５点（以下、単に「５点の衣類」という。）が入っているのを発見した。Ｆ５は直ちに総務課長である従業員Ｆ６に報告し、同日午後３時４５分頃、同人が清水警察署に通報した。通報に基づき本件工場に臨場したＫ１警部補らは、同日午後４時３５分から午後６時２０分まで、１号タンク及びその付近並びに５点の衣類及び麻袋等の実況見分を行った。鉄紺色ズボンのポケットには、テープ式の絆創膏１個及びマッチ１箱が在中していた。

１号タンクは、縦２．２９ｍ、横２．０３ｍ、深さ１．６５ｍの半地下のコンクリート製タンクであり、Ｋ１警部補の実況見分において、Ｆ５は、５点の衣類が入った麻袋は、通路から見て左奥隅の、底部から高さ３．５ｃｍの位置で発見されたと指示説明した。従業員の取調べや本件工場の帳簿から、事件発生当時、１号タンクには少量の返品みそが入っていただけであったが、事件後の昭和４１年７月２０日に４トン３７６ｋｇのみそが仕込まれ、同年８月３日に追加で３トン８５０ｋｇのみそが仕込まれたこと、その後１号タンクは約１年間蓋をして重石が載せられ、みその醸造が行われていたこと、昭和４２年７月２５日にみその取り出しが開始され、同年８月１６日からＦ５が、当時８分目まで残っていたみそを本格的に取り出し、同年８月３１日に１号タンクの左奥隅の底部から前述のとおり５点の衣類が入った麻袋を発見したことが判明した。

また、Ｋ１警部補の実況見分によれば、発見された５点の衣類のうち、ネズミ色スポーツシャツの右袖上部に３ｍｍ×３ｍｍの不整型の損傷があり、白半袖シャツの右袖上部には直径２．５ｍｍと直径３．０ｍｍの丸形の穴があり、２つの穴同士の距離は約１．０ｃｍであったことが認められる。

- (イ) 昭和４２年９月１日、法医理化学研究室に５点の衣類、麻袋、絆創膏及びマッチの血液鑑定が囑託され、同鑑定を担当したＴ５鑑定監は、白ステテコにＡ型の人血が付着していること、白半袖シャツの右袖上部の２個の穴の周囲に内側からＢ型の人血が付着していること、白半袖シャツのその他の部位にＡ型の人血が付着していること、ネズミ色スポーツシャツの右袖にＡＢ型の人血が付着し、それ以外の部位にＡ型の人血が付着していること、鉄紺色ズボンにＡ型の人血が付着していること、緑色パンツにＢ型及びＡ型の人血が付着していることなどを鑑定し、同年９月２０日付け鑑定書（以下「Ｔ５鑑定書」という。）を作成した。

(ウ) 他方、警察官は、従業員ら及びC2（袴田氏の妻であり、昭和40年3月頃から別居していた。）を取り調べ、5点の衣類が袴田氏のものであるか否かを捜査した。その結果、複数の従業員から、袴田氏が事件前にネズミ色スポーツシャツや緑色パンツを着用していた旨の供述が得られ、特に緑色パンツについては、本件工場で袴田氏一人が着用していたことを多くの従業員が供述した。また、袴田氏が事件前に黒っぽいズボン、白いステテコ及び白い半袖シャツを着用していたことなどの供述も得られた。

警察官は、5点の衣類の販売先や製造元の解明捜査も行い、鉄紺色ズボンについては、鉄紺色ズボンの布片に記載された通産省承認表示者番号を基に、卸会社が名古屋市のS3株式会社であることを把握し、昭和42年9月4日から同年9月5日にかけて、同会社や、同会社の縫製の発注先であるS4縫製に対する捜査も行った。また、鉄紺色ズボンの販売店の解明に努め、昭和39年12月21日、同年12月31日又は昭和40年9月10日のいずれかの日にS3株式会社から静岡県富士市にあるS5洋服店に卸され、同店の本店又は支店で販売されていたことが判明した。袴田氏は、昭和36年から昭和37年にかけてS5洋服店の本店及び支店のいずれからも近い場所に居住していたものであり、富士市内に土地勘があったと考えられた。

昭和42年9月12日、警察官は、袴田氏の実家を検索したが、その際、袴田氏の母C3から、同人が地元の衣料品店S6店で緑色パンツと白色パンツ各1点を購入し、袴田氏にあげたことがある旨の供述を得、これに基づき、S6店及びその仕入先等を捜査した。その結果、S6店は、S7有限会社の製品であるパンツ「ムーンライト」を卸会社から仕入れて販売していたこと、1号タンクから発見された緑色パンツも「ムーンライト」である可能性が高いことが判明した。

さらに、前述の袴田氏の実家に対する捜索において、K2警部補が、整理ダンスの引き出しからズボンの共布を発見したとして捜索の立会人であるC3に示し、K3警部がC3から共布の任意提出を受けた。K2警部補作成の同年9月12日付け証拠品発見報告には、共布を示されたC3が、「これは巖のもので、巖が〇〇味噌（注：本件会社の通称名）の葬式の時使ったものではないかね。」と発言した旨記載されている。警察は、鉄紺色ズボンの縫製業者及び販売店店員の取調べ等により、生地の同一性や縫製の仕方から、袴田氏の実家から押収した共布が鉄紺色ズボンのものである可能性が高いことを確認した。

ウ 5点の衣類発見後の公判経緯

(7) 昭和42年9月5日の第16回公判において、5点の衣類に関する

打合せが行われた記録は見当たらない。

同公判が開かれた時点で、次回公判期日が同年９月２２日、次々回公判期日が同年１０月２７日と指定されていたが（同年７月２０日の第１４回公判において指定済みであった。）、裁判所は、更に追加して同年１１月１７日及び同年１２月８日を公判期日に指定した。

- (イ) 昭和４２年９月１１日、Ｐ検察官が、裁判所に対し、５点の衣類、麻袋及び絆創膏の取調べ、５点の衣類を発見した従業員Ｆ５及び同人から報告を受けた従業員Ｆ６並びに実況見分を行ったＫ１警部補の各証人尋問、本件工場の検証を請求した。

裁判所は、期日間の同年９月１２日に、翌１３日を公判期日に指定し、同日、第１７回公判が開かれ、Ｐ検察官が、犯行着衣を袴田氏のパジャマから５点の衣類に変更する旨冒頭陳述を訂正した。引き続き、５点の衣類等が取り調べられるとともに、５点の衣類に関する被告人質問、従業員Ｆ５及び同Ｆ６の証人尋問が実施され、同日午後４時３０分から午後５時まで、裁判所による１号タンクの検証も実施された。

Ｐ検察官は、前述のとおり袴田氏の実家から共布が発見されたことを受け、同年９月１７日、Ｃ３の取調べを行い、共布は昭和４１年９月末頃に本件工場から送られてきた袴田氏の荷物の中に入っていたもので、Ｃ３が共布を喪章と勘違いして整理ダンスに保管していた旨の昭和４２年９月１７日付けの供述調書１通を作成した。

Ｐ検察官は、期日間である同年９月１８日、裁判所に対し、本件工場の従業員７名、Ｃ２、Ｃ３、袴田氏の元交際相手、袴田氏が利用していたクリーニング店店員の証人尋問、５点の衣類に関する血液型鑑定の鑑定書（ただし、この時点ではＴ５鑑定書は未完成と思われる、完成を見込んで請求したものと考えられる。）及び共布の取調べを請求するとともに、共布と鉄紺色ズボンのそれぞれの生地及び染色の同一性並びに一致する切断面の有無に関する鑑定、５点の衣類に混合油が付着しているか否か及びその種類に関する鑑定を請求した。

同年９月２２日に第１８回公判が開かれ、検察官請求に係る従業員等の証人尋問が行われ、共布が取り調べられた。裁判所は、検察官及び弁護人からの鑑定請求を踏まえ、①袴田氏の実家から押収された共布と鉄紺色ズボンとの関係性に関する鑑定、②５点の衣類及び袴田氏のパジャマ等の混合油付着の有無等に関する鑑定、③５点の衣類の付着血痕に関する鑑定を行う旨決定し、同年９月２５日の第１９回公判において、いずれも警察庁科学警察研究所に所属するＴ６技官（①について）、Ｔ７技官（②について）及びＴ８技官（③について）を鑑定人に指名した。また、裁判所は、袴田氏が事件後に使用したとされ

る紙幣へのみそ付着の有無に関する鑑定について、同じく警察庁科学警察研究所に所属するT9技官を鑑定人に指名し、筆跡鑑定について、元警察庁刑事局鑑識課課長補佐T10を鑑定人に指名した。なお、その後に明らかとなったこれらの鑑定の結果は、いずれも検察官の主張におおむね沿うものとなり、昭和43年1月19日の第23回公判において各鑑定書が取り調べられた。

昭和42年10月27日の第20回公判において、T5鑑定監の証人尋問が行われた後、同公判でT5鑑定書が取り調べられた。また、昭和41年7月4日の捜索時に1号タンクから5点の衣類が発見されなかった原因に関し、第20回公判で捜索責任者のK4警部の証人尋問が行われ、本件会社からの要請によりみそ内は捜索しないこととし、1号タンク内部を詳細に捜索しなかったことが証言された。昭和43年3月21日の第27回公判では、本件会社の製造課長である従業員の証人尋問が実施され、同人も、K4警部にみそ内の捜索をしないように強く要請した旨証言した。

(ウ) 弁護人は、期日間の昭和42年11月8日に、1号タンクから発見された5点の衣類は袴田氏のものではないことを立証趣旨として、白ステテコ及び薄緑色パンツの取調べを請求するとともに、これらの衣類を保管していた事情等を立証趣旨として、C3及びC4（袴田氏の兄）の証人尋問を請求し、同年11月17日の第21回公判において、冒頭陳述を行い、5点の衣類が袴田氏のものではない旨主張した。また、同公判で、弁護人が取調べ請求した白ステテコ及び薄緑色パンツが取り調べられ、C3及びC4の証人尋問が行われた。C4は、弁護人が証拠として提出した薄緑色パンツが昭和41年9月末頃に実家に送られてきた袴田氏の荷物の中に入っていたもので、C4が自宅に保管していたものである旨証言した。

その後、検察官の請求に基づき、5点の衣類に関する販売店店員やS7有限会社従業員の証人尋問が行われた。これらの証言によると、S6店が販売していた緑色パンツは「ムーンライト」に限られるところ、1号タンクから発見された緑色パンツは「ムーンライト」である可能性が極めて高いのに対し、弁護人が提出した薄緑色パンツは「ムーンライト」ではないとされた。

また、C3に対しては、昭和43年2月15日の第24回公判において、再度、検察官からの反対尋問を中心とした証人尋問が実施された。C3は、昭和42年9月12日の捜索時に初めて警察官から共布を示されたものであり、それまで共布を見た覚えがないとして、C3の検察官に対する同年9月17日付けの供述調書の内容と相反する証

言を行った。そこで、検察官は、昭和43年3月8日の第26回公判において、C3の前記供述調書を刑事訴訟法321条1項2号に基づき取調べ請求し、同日、裁判所に採用されて取り調べられた。

- (イ) 他方、検察官は、昭和42年11月17日の第21回公判において、袴田氏の自白調書合計45通（警察官調書28通、検察官調書17通）の取調べを請求した。

自白調書については任意性が争われ、昭和43年1月19日の第23回公判から同年2月29日の第25回公判までに、取調官であるK3警部、K5巡査部長、K6警部補、K7警部補及びP検察官の証人尋問が行われた。検察官が請求した自白調書45通は、同年4月9日の第28回公判において全て採用されて取り調べられた。

- (オ) 昭和43年5月9日の第29回公判において、検察官の論告が実施されたが、同じ期日に、弁護人が請求した下着類の卸業者の元従業員C5の証人尋問が実施され、同人は、同卸業者がS6店に下着類を納品していたもので、弁護人が提出した薄緑色パンツをS6店に納品した可能性がある旨証言した。その他同期日には、K3警部らの証人尋問も実施された。

その後、同年5月23日の第30回公判において弁護人による弁論等が行われて結審した。

エ 判決

裁判所は、昭和43年9月11日の第31回公判において、袴田氏に対し有罪判決（以下「確定第1審判決」という。）を宣告した。

なお、確定第1審判決において、袴田氏の自白調書45通のうち44通は証拠から排除され、袴田氏の検察官に対する昭和41年9月9日付けの供述調書1通のみが証拠として維持された。

(2) 確定控訴審の公判経緯

- ア 被告人であった袴田氏が控訴し、昭和44年5月29日から昭和51年3月18日まで37回の公判が開かれ、同年5月18日、控訴棄却の判決（以下「確定控訴審判決」という。）が宣告された。

- イ 確定控訴審では、本件工場の従業員らの証人尋問や、昭和41年7月4日の捜索において1号タンクの捜索に携わったK8巡査の証人尋問等が行われた。

また、鉄紺色ズボン等を袴田氏が着装する実験が3回にわたって行われたが、袴田氏は、いずれの実験においてもこれを履くことができなかった。そのため、鉄紺色ズボンのサイズが事件当時の袴田氏の体格に適合するか否かが重要な争点となり、これに関連して、S3株式会社の専務取締役C6の証人尋問や、みそ漬けにされたズボンの収縮の有無・程

度に関する鑑定等が行われた。

ウ 加えて、確定控訴審では、確定第 1 審で取り調べられた複数の鑑定書、すなわち袴田氏の実家から押収された共布に関する鑑定書、混合油に関する鑑定書（法医理化学研究室に所属する T 2 鑑定監による鑑定〔以下「T 2 鑑定」という。〕及び警察庁科学警察研究所に所属する T 7 技官による鑑定）、被害者 4 名の司法解剖に関する鑑定書、袴田氏が事件後に使用したとされる紙幣に本件工場の泥土の成分と類似した成分が付着しているとする鑑定書、S 2 郵便局で発見された封書等の筆跡に関する鑑定書につき、各鑑定人の証人尋問が実施された。

その上で、確定控訴審で、裁判所は、新たに、被害者 4 名の司法解剖結果に関して R 1 大学 E 1 名誉教授及び R 1 大学 E 2 講師に鑑定を命じ、T 2 鑑定の妥当性等に関して R 2 大学 E 3 教授に鑑定を命じ、共布と鉄紺色ズボンとの関係に関して R 3 大学 E 4 教授に鑑定を命じ、S 2 郵便局で発見された封書等の筆跡に関して R 4 大学 E 5 教授に鑑定を命じた。なお、E 4 教授は、ズボンがみそ漬けにされた際の収縮の有無・程度に関しても鑑定を担当した。

これらの鑑定の結果、被害者 4 名の死体に形成された創傷は、本件くり小刀が凶器として格好なものであり、また、本件くり小刀のみで被害者 4 名の創傷を形成することが可能であるとされた。

共布に関しては、これが鉄紺色ズボンのものであることを推認させるとの鑑定結果が出された。

T 2 鑑定の当否については、被害者 4 名の着衣等及び袴田氏のパジャマに付着していた混合油が、本件工場の混合油と同種のものであるとまで判断することはできない旨の鑑定結果が出されたが、これらの衣類に付着した油類が混合油であることは肯定された。

S 2 郵便局で発見された封書等に関しては、確定第 1 審で取り調べられた筆跡鑑定が、いずれも科学的根拠がなく信頼性はないとの鑑定結果が示された。しかし、確定控訴審判決は、鑑定人である E 5 教授の意見を踏まえても、「筆跡鑑定だけから S 2 郵便局で発見された封筒の差出人が F 3 であると断定することはちゅうちょされる（略）が、かなりその疑いが強いことは、筆跡鑑定の結果によっても認められると思われる」と判断した。

エ 判決

裁判所は、昭和 51 年 5 月 18 日、前述のとおり控訴棄却の判決を宣告した。ただし、鉄紺色ズボンのサイズが事件当時の袴田氏の体格に適合するか否かに関して、後述のとおり、裁判所は、鉄紺色ズボンのサイズの規格について、K 1 警部補作成の昭和 42 年 9 月 4 日付け実況見分

調書に基づき、みそ漬けにされる前の実際のサイズよりも大きい規格のサイズであると誤認していた。

(3) 確定上告審の公判経緯

被告人であった袴田氏が上告し、昭和55年9月22日、公判が開かれ、検察官及び弁護人がそれぞれ弁論を行った上で、同年11月19日、上告棄却の判決が宣告された。

同年12月10日、判決訂正の申立てを棄却する決定がされ、確定第1審判決（死刑）が確定した。

第4 再審請求審及び再審公判の概況

1 第1次再審請求審

第1次再審請求審の主な経過は別添資料1のとおりであり、

- 再審請求から第1審の再審請求棄却決定（以下「平成6年静岡地裁決定」という。）までの期間は約13年4か月
- 平成6年静岡地裁決定から弁護人の即時抗告を棄却した決定（以下「平成16年東京高裁決定」という。）までの期間は約10年1か月
- 平成16年東京高裁決定から弁護人の特別抗告を棄却した決定（以下「平成20年最高裁決定」という。）までの期間は約3年7か月であった。

また、袴田氏側から提出された主な書面は、

- 再審理由等の主張に関する書面が約60通
 - 証拠開示に関する書面が約5通
 - 事実取調べに関する書面が約15通
- であり、検察官から提出された主な書面は、
- 再審理由等の主張に関する書面が約10通
 - 証拠開示に関する書面が約5通
 - 事実取調べに関する書面が約5通
- であった。

さらに、

- 裁判所が実施した主な検証、鑑定は約3件であった。

2 第2次再審請求審

第2次再審請求審の主な経過は別添資料2のとおりであり、

- 再審請求から第1審の再審開始決定（以下「平成26年静岡地裁決定」という。）までの期間は約5年11か月
- 平成26年静岡地裁決定から検察官の即時抗告を認容した決定（以下「平成30年東京高裁決定」という。）までの期間は約4年3か月

- 平成30年東京高裁決定から弁護人の特別抗告を認容し、審理を差し戻した決定（以下「令和2年最高裁決定」という。）までの期間は約2年6か月
- 令和2年最高裁決定から差戻後抗告審の即時抗告棄却決定（以下「令和5年東京高裁決定」という。）までの期間は約2年3か月であった。

また、袴田氏側から提出された主な書面は、

- 再審理由等の主張に関する書面が約45通
 - 証拠開示に関する書面が約50通
 - 事実取調べに関する書面が約45通
- であり、検察官から提出された主な書面は、
- 再審理由等の主張に関する書面が約20通
 - 証拠開示に関する書面が約30通
 - 事実取調べに関する書面が約20通
- であった。

さらに、

- 裁判所が実施した主な証人尋問、検証、鑑定は約20件であった。

3 再審公判

- (1) 再審開始決定が確定した後、検察官は、改めて関係記録を精査した上、袴田氏の有罪を主張・立証する方針を固め、令和5年7月10日、その方針を裁判所及び弁護人に示した上、有罪の主張・立証の構造として、①犯人が本件工場関係者であることが強く推認される上、証拠から推認される犯人の事件当時の行動を、袴田氏が取ることが可能であったこと、②本件工場の1号タンクから発見された5点の衣類が、被告人が犯行時に着用し、事件後に1号タンクに隠匿したものであること、③袴田氏が犯人であることと整合するその他の事情が存在することに分類・整理して明示するとともに、1年以上みそに漬けられた5点の衣類に付着した血痕に赤みが残ることは不自然ではないこと、ねつ造の主張には根拠がないことを主張・立証することを明示し、併せて、袴田氏の自白調書を証拠として利用しないことも明示した。

その後、裁判所、検察官及び弁護人の三者で打合せを重ねて審理計画の策定が行われた。

- (2) 静岡地裁において、令和5年10月27日から令和6年5月22日まで合計15回の公判が開かれて審理が行われた。

再審公判では、更新手続に準じて確定審記録が職権により取り調べられるとともに、検察官請求の書証として268通、弁護人請求の書証として

291通の書証が取り調べられた（ただし、いずれも検察官及び弁護人双方が請求した書証を含む。）。

また、同年3月25日から同年3月27日までの3日間にわたり連日公判が開かれ（第10回公判から第12回公判まで）、血痕の色調に関する化学的機序に関し、検察官請求の専門家証人2名及び弁護人請求の専門家証人3名の証人尋問が行われ、証人5名の対質も実施された。これらの審理を経て、同年9月26日の第16回公判において、静岡地裁は袴田氏に対する無罪判決（以下「令和6年静岡地裁判決」という。）を宣告し、同年10月9日、検察官が上訴権を放棄したことにより令和6年静岡地裁判決が確定した。

第5 再審請求審以降の手続の長期化に関する問題点

1 総論

(1) 審理に要した期間

ア 第1次再審請求審

第1次再審請求審の審理に要した期間は、昭和56年4月20日の静岡地裁に対する再審請求から、特別抗告を棄却した平成20年最高裁決定まで、通算約26年11か月であった。

イ 第2次再審請求審

第2次再審請求審の審理に要した期間は、平成20年4月25日の静岡地裁に対する再審請求から、令和5年東京高裁決定の確定まで、通算約14年11か月であった。

ウ 再審公判

再審公判については、検察官が有罪立証を行ったが、その審理に要した期間は、令和5年東京高裁決定の確定から、令和6年静岡地裁判決の宣告まで約1年6か月であった。

(2) 検証の着眼点

本検証結果報告書では、このように再審請求審以降の審理が長期間にわたった要因として考えられるものについて、以下、項目を分けて、順次、検証する。

ア 打合せの頻度及び各種書面の提出時期に関する問題点

再審請求審の審理は、いわゆる職権主義の手続であり、再審請求がなされた後、裁判所は、刑事訴訟法435条6号の再審事由が主張されている場合には、請求人が提出した証拠について同号所定の新規性・明白性（「無罪・・・を言い渡（す）べき明らかな証拠をあらたに発見したとき」）の要件を満たすかどうかを検討・判断することとなる。その審理の過程において、請求人は、必要に応じて、裁判所に対し、提出した証拠を踏

まえた再審事由の主張・補充のための主張書面を提出したり、事実取調べとしての証人尋問や鑑定を行うよう申し立て、これに対応する形で、検察官も、必要に応じて、証拠を提出したり、反論の書面を提出することとなる。これと並行して、法律上の規定はないものの、事案に応じて、裁判所が主宰し、検察官や弁護士等の関係者が一同に会して、事実の取調べの要否、取調べの時期や方法等について意見交換をしながら、進行予定を決める打合せが行われる。

本件においては、第１次再審請求審及び第２次再審請求審のいずれにおいても、裁判所主宰の打合せ（「三者打合せ」とも呼ばれていたが、以下では、統一して「打合せ」ということとする。）を行いながら、弁護人が、多数の証拠を順次提出するとともに、提出した証拠を踏まえた再審事由の主張・補充のため、多数の主張書面を提出し、それぞれに対応して、検察官も、必要に応じて、証拠の提出や主張書面の提出を行うなどしており、これらが相当な長期間にわたっている。

そこで、第１次再審請求審及び第２次再審請求審において行われた打合せの頻度及び各書面の提出時期について、事実経過を確認するとともに、それらが再審請求審の審理の長期化に及ぼした影響について検討することとする（第５の２（１））。

イ 実験・鑑定に関する問題点

確定判決（以下、特定の審級に限ることなく、確定審における判決に言及する場合、「確定判決」という。）においては、５点の衣類は犯人が犯行時に着用していた着衣（犯行着衣）であり、その持ち主である袴田氏が本件犯行後に隠匿したものであるとして、袴田氏の犯人性を認定した中心的な証拠と位置付けられていた。

この５点の衣類に関しては、第２次再審請求審以降、

- 弁護人は、５点の衣類の血痕及び生地の色調が、約１年２か月間みそ漬けにされていたことと相容れないと主張して、着衣のみそ漬け実験の結果に基づく報告書や血痕の黒褐色化に関する専門的知見等に関する証拠を提出するなどし、検察官も、独自のみそ漬け実験に基づく報告書や法医学者から聴取した内容をまとめた供述調書等を提出する
- ５点の衣類に付着した血痕等について、弁護人・検察官がそれぞれ推薦した法医学者がそれぞれＤＮＡ型鑑定を実施したほか、弁護人が推薦したＲ５大学Ｅ６教授が実施した細胞選択的抽出法なる手法に基づくＤＮＡ型鑑定（以下「Ｅ６鑑定」という。）結果の信用性をめぐって、弁護人・検察官の双方がそれぞれ証拠提出を行う

といったことが行われており、これらが相当長期間に及んでいる。

そこで、５点の衣類に付着した血痕の色調を含む５点の衣類の色調に

関する実験・鑑定等やDNA型鑑定について、事実経過を確認するとともに、それらが再審請求審の審理の長期化に及ぼした影響について検討することとする（第5の2(2)）。

ウ 証拠の開示に関する問題点

弁護人は、第1次再審請求審の第1審において、静岡地裁に対し、合計で5回、証拠開示命令の申立てを行っており、ごく一部の証拠について静岡地検から取り寄せる旨の決定がなされたものの、検察官が、いずれも理由がない旨の意見を述べたところ、静岡地裁は、証拠開示の命令も勧告も行わなかった。

他方、第2次再審請求審の第1審における平成22年5月28日の第3回打合せにおいて、検察官は、公益の代表者として裁判所の審理にできるだけ協力するべきであり、開示できる証拠は積極的に証拠開示するとの方針を示した上、それ以降、弁護人から、多数回にわたり、証拠開示命令の申立書が提出されたのに対し、その都度、裁判所の意向も踏まえつつ、弁護側が提出した新証拠（以下、刑事訴訟法435条6号所定の新規性が認められるかどうかにかかわらず、新証拠と記載することとする。）が、「無罪・・・を言い渡（す）べき明らかな証拠」に該当するか否かを裁判所が判断するために必要性・関連性があり、かつ、これを明らかにしてもプライバシーの侵害等の弊害がないなど相当と考えられる場合には、証拠を裁判所に提出することとしていた（なお、「証拠の開示」「証拠開示」という表現を用いることがあるが、再審請求審の職権主義的構造を踏まえると、正確には、検察官から裁判所に証拠を提出するとともに弁護人がその閲覧等をするというものである。）。もっとも、後述するとおり、一部の証拠の管理・把握が不十分であったために、結果として、提出する証拠に漏れが生じてしまっている。

そこで、再審請求審における証拠の開示についての全体的な問題点について言及した上で、特に対応に問題があると指摘されている個別の証拠に関する証拠開示への対応について事実経過を確認し、検察官の対応に問題があったかどうか等を検討することとする（第5の2(3)）。

エ 検察官による抗告に関する問題点

平成26年静岡地裁決定は、E6鑑定の信用性を一部認めた上で、新規性・明白性の要件を満たすとして再審開始を決定したが、これに対し検察官が即時抗告を行い、差戻前抗告審で審理がなされた結果、検察官の即時抗告が認容された。

もっとも、弁護人の特別抗告を受けた令和2年最高裁決定において、5点の衣類に付着した血痕の赤みに関する専門的知見等に関する審理が不十分であるとして、審理が東京高裁に差し戻され、差戻後抗告審にお

いては、5点の衣類に付着した血痕の赤みについて、専門的知見等に関する審理が行われ、結局、平成26年静岡地裁決定から約9年を経て検察官の即時抗告が棄却され、再審開始を決定した平成26年静岡地裁決定が確定するに至っている。

そこで、検察官が平成26年静岡地裁決定に対して即時抗告をしたことに問題があったかどうかについて検討することとする(第5の2(4))。

オ 再審公判における有罪立証に関する問題点

令和5年東京高裁決定により検察官の即時抗告が棄却され、再審開始を決定した平成26年静岡地裁決定が確定した後、検察官は、再審公判において有罪立証を行うこととし、令和5年10月27日の第1回公判期日以降、合計で15回の公判が開かれ、平成26年静岡地裁決定の確定から約1年6か月を経て、令和6年9月26日に袴田氏に無罪判決が宣告されるに至っている。

そこで、再審公判において検察官が有罪立証をしたことに問題があったかどうかを検討することとする(第5の2(5))。

2 各論(各着眼点について)

(1) 打合せの頻度及び各種書面の提出時期に関する問題点

ア 第1次再審請求審

(ア) 概況

第1次再審請求審においては、裁判所主宰の打合せは合計19回にわたって行われたところ、打合せの間隔は、短い場合には約3か月、長い場合には約2年3か月であり、全期間を平均すると、打合せの頻度は、約8か月に1回であった(打合せの間隔は各審級ごとに計算した。以下同じ。)。なお、第1審における裁判所主宰の打合せは全て裁判所、検察官、弁護人による三者打合せであったが、即時抗告審における裁判所主宰の打合せは全て裁判所と弁護人による二者打合せであり、特別抗告審においては、そうした打合せは実施されなかった。

(イ) 長期化の要因の検討

第1次再審請求から平成20年最高裁決定までの通算約26年11か月間では再審開始決定がなされたことはなく、即時抗告及び特別抗告は、いずれも弁護人からの申立てによるものであり、第1審を含め、各審級における主張書面や証拠の提出も大半が弁護人によるものである。検察官による主張書面の提出等それ自体に特段の遅滞はなく、その対応が長期化の要因となったとまでは認められない。

そこで、第1次再審請求審の第1審の経過を見ると、再審請求から起算して、第1回打合せまでに約3年7か月、第1回打合せから第3回打合せまでに更に約4年6か月が経過しており、この間だけで第1

次再審請求審第1審の審理に要した合計約13年4か月のうちの約8年1か月を占めている。

再審請求から第1回打合せまでの約3年7か月の経過を見ると、弁護人が再審請求書で言及した新証拠を裁判所に追加提出するまでに約10か月、検察官がそれを踏まえて意見書を提出するまでに更に約10か月、検察官の主張を踏まえて弁護人が再審請求補充書を提出するまでに更に約7か月を要しているところ、この時点で、弁護人及び検察官から、主張・反論・再反論という形で主張が一通り提出されたものの、裁判所が第1回打合せを実施したのは、その更に約1年4か月後であった。

検察官が意見書を提出するまでに約10か月を要している点については、初回の意見書であることに鑑みると、一概にこれが長期間に過ぎると断じることまではできないと認められる一方、第1回打合せについては、双方の主張が一通り提出された段階で、それ以降の書面提出予定や審理予定を確認するために実施することもできたのではないかと考えられる。

次に、第1回打合せから第3回打合せまでの約4年6か月間における検察官の活動としては、弁護人提出の未提出証拠提出命令申立書に対する意見書を提出していて、これに約1年6か月を要している。もっとも、第1回打合せから第3回打合せまでの期間は、基本的に、弁護人が再審請求の理由に関する主張を補完するとともに第1回打合せで提出予定であると述べた各種鑑定書等が裁判所に提出されるのを待っている段階であり、同申立書に対する検察官の対応自体が手続の長期化の要因となったとは認められない。

続いて、第4回打合せ以降の進行状況を見ると、裁判所が打合せの際に次回打合せ期日を指定するようになって、それまで2年以上空いていた打合せの間隔が平均すると約5か月に短縮され、打合せの頻度が増す傾向にあった。

この間の検察官の活動の内容を見ると、主として弁護人の追加の証拠提出を待っている期間が長くあり、検察官としては、弁護人が意見書等の各種書面を提出するのに対して、平均すると約3か月で意見書を提出するなどの対応をしていたことからすると、検察官の対応自体がこの間の手続の長期化の要因となったとは認められない。

再審請求から約8年1か月が経過した段階でも打合せが実施されたのが3回だけであり、裁判所において、打合せの場における主張・証拠提出や審理予定の確認、次回打合せ期日の指定などを通じて、積極的に審理を促進する方策が十分でなかったことが、この間における手

続の長期化の要因の一つとなつたと見ることができる。

イ 第2次再審請求審

(ア) 概況

第2次再審請求審において実施された打合せは合計67回であるところ、各審級の内訳は、第1審では26回、差戻前抗告審では29回、特別抗告審による差戻決定後の差戻後抗告審では12回であった（なお、特別抗告審においては打合せは行われていない。）。

第1審における打合せの間隔は、長い場合には約5か月、短い場合には約10日であり、全期間を平均すると、打合せの頻度は、約2か月に1回であった。

差戻前抗告審における打合せの間隔は、長い場合には約3か月、短い場合には約10日であり、全期間を平均すると、打合せの頻度は、約1か月に1回であった。

差戻後抗告審における打合せの間隔は、長い場合には約4か月、短い場合には約1か月であり、全期間を平均すると、打合せの頻度は、約2か月に1回であった。

(イ) 長期化の要因の検討

第2次再審請求審における各打合せの間隔は、長い場合には約5か月、短い場合には約10日であり、全期間を平均すると、打合せの頻度は、約2か月に1回であった。前述した第1次再審請求審における打合せと対比しても、相当な頻度で打合せが実施されており、全体として、打合せを通じて審理促進を図る工夫がされていることがうかがわれ、もとより、これが長期化の要因となっているとは認められない。

各審級ごとに見ると、第1審は、全体で約5年11か月を要しているところ、裁判所が、第2次再審請求をしたひで子氏の再審請求人としての資格に疑義を呈し、ひで子氏を袴田氏の保佐人とする審判が確定したことを受けて再審請求を受理するまでに約1年を要している。

その後の5年間の審理内容を見ると、第1審における弁護人の主張は、5点の衣類に付着した血痕に関するDNA型鑑定に関するものが大半であり、打合せの多くが、DNA型鑑定の実施方法に関する主張の応酬や調整に費やされている。

弁護人が5点の衣類に付着した血痕のDNA型鑑定の実施を最初に裁判所に申し立てたのは、再審請求から約2年10か月が経過した平成23年2月23日であるが、一連の鑑定が完了したのは、鑑定の申立てから約1年2か月が経過した平成24年4月13日であり、鑑定人の証人尋問が完了したのは、更に約10か月が経過した平成25年1月28日であった。

このように、第１審の審理においては、５点の衣類に付着した血痕のＤＮＡ型鑑定に最も重点が置かれ、ひで子氏を袴田氏の保佐人とする審判の確定から鑑定及び証人尋問の完了までに約３年１０か月を要している。

その後、第１審の再審開始決定までの残りの約１年２か月で、みそ漬け実験を実施した者の証人尋問、袴田氏の実家で押収された皮製バンド（ベルト）の検証、袴田氏の身体の傷と白半袖シャツの右袖上部の血痕の位置関係等に関する鑑定を実施した専門家の証人尋問等が実施された。

このように、第１審の審理においては、約３年１０か月をかけて５点の衣類に付着した血痕のＤＮＡ型鑑定及びそれに関連する証人尋問を、最後の約１年２か月をかけてその他の証人尋問や検証が実施されているが、特にＤＮＡ型鑑定及びその鑑定人の証人尋問の実施に当たっては、鑑定人の選定、鑑定事項やその方法の決定、証人尋問期日に向けた準備等が必要であることからすると、その間に約３年１０か月を要したこと自体が問題であったとは認め難い。

次に、証拠開示命令の申立てに対する検察官の対応状況について見ると、まず、弁護人が第１審において平成２１年６月２日に行った最初の証拠開示命令の申立てから、これに対応する証拠の一部を検察官が任意に開示する旨の意見書を平成２２年９月６日に裁判所に提出するまで、約１年３か月を要しているが、この間、検察官は、意見書の提出期限を延長しつつも、同年５月２８日に実施された第３回打合せにおいて、まずは「検察官は公益の代表者でもあるので、裁判所の審理にできる限り協力するべきであると考えており、開示できる証拠は任意に開示したい」と述べて証拠開示の求めへの対応についての姿勢を変え、方針を示した上で、個別の証拠について開示に応じるのが相当かどうかを検討しており、その結果としてこのような期間を要したものと認められる。

そして、これ以降の証拠開示については、検察官は、比較的柔軟に対応する姿勢をとっており、また、弁護人の要請からそれに対して意見書で回答するまでの期間も平均すると数か月以内となっていることからすると、少なくとも検察官が方針を示して以降は、証拠開示に対する検察官の対応が、第１審の手続の長期化の要因であるとまでは認め難い。

そして、差戻前抗告審における証拠開示については、弁護人から開示を求められていた５点の衣類のカラー写真のネガフィルムや袴田氏の取調べ状況を録音した録音テープが、後日、警察で発見されたこと

が判明した。

この点については、項を改めて詳述することとし、ここでは、弁護人から開示を求められていた５点の衣類のカラー写真のネガフィルムや袴田氏の取調べ状況を録音した録音テープが警察で発見されたことが判明してから、検察官が弁護人からの証拠開示命令の申立てに対応するまでに要した期間についてみると、検察官としては、いずれも、警察で発見されたことが判明してから比較的早期に、まずはその旨を裁判所及び弁護人に伝えた上、弁護人からの証拠開示命令の申立てに対して数か月以内に応答しており、それ自体が遅滞したとは認められない。

それ以外にも、差戻前抗告審においては、弁護人から多数回にわたって証拠開示命令の申立てがされたが、検察官は、各申立てに対して、短い場合には約１か月、長い場合でも数か月で対応を行っており、証拠開示命令の申立てに対する検察官の対応自体が差戻前抗告審の手續の長期化の要因であるとまでは認められない。

また、差戻前抗告審における主たる争点は、５点の衣類に付着した血痕のＤＮＡ型であったが、検察官は、即時抗告申立ての後、早い段階でＤＮＡ型鑑定や専門家の証人尋問等の実施を裁判所に求めており、裁判所がＤＮＡ型鑑定の実施を決定するまで約１年２か月、ＤＮＡ型鑑定書の完成まで約１年６か月を要したが、差戻前抗告審におけるＤＮＡ型鑑定は、第１審で実施されたＤＮＡ型鑑定の信用性を検証するためのものであったことから、その性質上、鑑定人の選定や鑑定手法等についてより専門的で綿密な準備や調整が必要であり、検察官が鑑定を求めてから鑑定書の完成まで約２年８か月を要したのもやむを得なかったと認められる。

ＤＮＡ型鑑定に関する鑑定書の完成後は、約４か月後に鑑定人の証人尋問が実施され、その後、約４か月で検察官及び弁護人がそれぞれ最終の意見書を裁判所に提出し、即時抗告を認容する平成３０年東京高裁決定に至っており、この間についても、ＤＮＡ型鑑定の専門的な内容にわたる検討が必要であったことからすれば、必要以上に審理に時間がかかっているとまでは認められない。

特別抗告審においては、平成３０年６月１８日の申立て後、令和２年１１月９日までの間に、弁護人が合計９通の特別抗告理由補充書を裁判所に提出し、これに対応して検察官が各意見書を裁判所に提出しているところ、検察官は、弁護人による最後の特別抗告理由補充書の提出を踏まえ、その約１か月後に最終の意見書を裁判所に提出しており、検察官の書面の提出が遅滞したとは認められない。

差戻後抗告審においては、みそ漬けにされた血痕の色調が争点となり、審理に約2年3か月を要したが、この間に、検察官はみそ漬け実験に係る報告書を約60通、弁護人はみそ漬け実験に係る報告書や専門家の鑑定書及び意見書を約10通も裁判所に提出している上、専門家証人5名の証人尋問も実施されており、こうした審理内容に鑑みれば、相応の時間を要するのもしやむを得ないところであり、差戻後抗告審が必要以上に長期化したとまでは認められない。

このように、第2次再審請求審の大きな争点は、5点の衣類に付着した血痕のDNA型鑑定と、みそ漬けにされた5点の衣類ないし付着血痕の色調変化であり、前者については、複数の専門家によるDNA型鑑定が、後者については、長期間にわたるみそ漬け実験及びその経過報告がなされている。いずれの争点についても鑑定や実験の実施方法等につき、当事者間で度重なる意見の応酬や各種調整が行われている上、鑑定や実験自体にも多くの時間を要したことは確かであるが、鑑定や実験の内容に鑑みると、審理期間がある程度長期に及ぶこともやむを得ない面があり、総じて、第2次再審請求審が必要以上に長期化したとはいえないと認められる。

また、第2次再審請求審全体を通して、打合せの頻度や検察官の各種書面の提出時期を見ても、特に手続を長期化させる要因となったものは認められない。

(2) 実験・鑑定に関する問題点

ア 5点の衣類の色調に関する実験・鑑定等について

(7) 5点の衣類の色調に関する実験・鑑定等をめぐる経過

ア 第2次再審請求審（第1審）

(a) 弁護人は、第2次再審請求審の第1審において、人血を付着させるなどした衣類をみそ漬けにする実験を行い、その実験結果等を報告する3通のみそ漬け実験報告書、すなわち、

○ C7ほか1名作成の味噌漬け実験報告書（5点の衣類を模した衣服〔その一部には人血を付着〕を麻袋に入れ、熟成した赤みそ等とみそのたまり液を混ぜ合わせた混合液に漬け込んだ後、約20分間足で踏みつけるなどして行った実験に関するもの。）（平成20年4月25日付け再審請求書とともに提出）

○ C7ほか1名作成の1年2ヶ月味噌漬け実験報告書（5点の衣類を模した衣服〔その一部には人血を付着〕を麻袋に入れ、熟成した赤みそに1年2か月漬け込むなどして行った実験に関するもの。）（平成21年12月7日付け再審請求理由補充書とともに提出）

○ C7ほか1名作成の再現仕込み味噌・味噌付け実験報告書（5点の衣類を模した衣服〔その一部には人血を付着〕を麻袋に入れ、1号タンクで醸造されていたみそに可能な限り類似したみそ〔再現仕込みみそ〕に約半年間漬け込むなどして行った実験に関するもの。）（平成22年11月26日付け再審請求理由補充書とともに提出）

を裁判所に提出した。

弁護人は、これらのみそ漬け実験に関する報告書を踏まえ、再審請求書や再審請求理由補充書において、5点の衣類の発見当時の状態・外観が短時間で容易に作出可能である旨や、みそに漬け込まれた衣類がみそと同色に染まってしまい、5点の衣類の発見当時の外観とは異なる状態になる旨、みそ漬けにされれば衣類に付着した血液が赤みを失い黒色に近い色に変わるのに、5点の衣類の血液付着部位は赤みを残したままである旨などを主張した。

その後、弁護人は、平成23年8月29日の第10回打合せにおいて、一連のみそ漬け実験の終了を明言した。

なお、この間、弁護人は、平成22年9月3日付けの証拠開示命令申立書3により、5点の衣類を撮影した全ての写真及びネガフィルム等の開示を求めており、これに対し、検察官は、同年12月1日、静岡地検で保管されていた5点の衣類等を撮影したカラー写真30枚を裁判所に提出していた。

(b) みそ漬け実験に関する報告書の内容を踏まえ、検察官は、平成23年12月15日、

○ 本件工場の従業員F5の供述調書（5点の衣類発見当時の1号タンク内のみその色は、再現仕込み味噌・味噌付け実験報告書の写真中のみそよりももう少し薄いなどとするもの。）

等を裁判所に提出した。

検察官は、それまでに弁護人から提出された3通のみそ漬け実験に関する報告書の内容を踏まえ、同日付け意見書において、①写真で色調を判断することについて慎重な検討を要する旨、②いずれの実験も5点の衣類がみそに漬かっていた状態を正確に反映したものではない旨を主張し、弁護人は、平成24年5月8日、これに対する反論書を提出した。

(c) 静岡地裁において、平成25年5月24日、3通のみそ漬け実験に関する報告書の作成者であり、同実験を実施したC7の証人尋問が実施され、各実験結果報告書の作成経緯等を証言した。

(d) 検察官及び弁護人は、平成25年12月2日、それぞれ最終意

見書を裁判所に提出した。

- (e) 平成26年静岡地裁決定は、DNA型に関するE6鑑定により、5点の衣類が犯行着衣であり、袴田氏が着用していたものであるという確定判決の認定に相当程度疑いが生じるとした上で、5点の衣類の写真と弁護人が提出したみそ漬け実験に関する報告書を対比し、「5点の衣類の色は、長期間味噌に入れられたことをうかがわせるものではなく、むしろ、赤味噌として製造されていた味噌の色を反映していない可能性が高いうえ、血痕の赤みも強すぎ、血液が付着した後1年以上の間、1号タンクの中に隠匿されていたにしては、不自然なものとなっている」などとして、弁護人が提出したみそ漬け実験に関する報告書は、5点の衣類が犯行着衣であり、1年以上1号タンク内に隠匿されたままであったとの認定に一定程度疑いを生じさせる旨判示した。

b 第2次再審請求審（差戻前抗告審）

- (a) 検察官は、平成26年3月31日、平成26年静岡地裁決定に対し即時抗告を申し立てた上、即時抗告申立書を提出し、その後同年7月17日付け即時抗告申立理由補充書を提出した。これらの書面においては、DNA型鑑定結果に信用性を認めた平成26年静岡地裁決定の不当性に多くを割きつつも、①5点の衣類のカラー写真の色が発見当時の5点の衣類の色調を正確に反映していない旨、②本件工場従業員らの聴取結果に基づき、本件工場の「赤みそ」が淡色みそに近い色合いのものであった旨、③5点の衣類の着色状況は、みそに1年以上にわたり浸かっていたものとして何ら不自然ではない旨、④5点の衣類に付着した血痕が赤色又は赤褐色の色調を残していたとしても、こうした血痕の色調から、1年以上経過したものとして不自然とはいえない旨を主張した。

また、検察官は、同年7月17日、こうした主張を裏付けるものとして、

- 捜査報告書（写真家から、カラー写真について、被写体の現実の色を再現することの困難性等を聴取したもの。）
- 5点の衣類に関する本件工場の従業員らの供述調書（従業員らが、5点の衣類に付着した血痕の色調について「ドス黒い」「ドス黒い様な赤茶けた色」「濃い茶色」などと、黒・茶褐色系の色合いを帯びていた旨うかがわせる表現をしているもの。）
- R6大学E7教授作成の鑑定書（写真の専門家であるE7教授が、静岡県警察本部清水分庁舎にあった段ボール箱内から発見された5点の衣類等を撮影したカラー写真のネガフィルムを

画像修正して、撮影当時の実際の色に近い色調になるように修復したもの。)

○ 本件工場の従業員らの供述調書（１号タンク内のみその色が淡色みそに近い色合いのものであった旨供述するもの。)

○ R7大学大学院E8教授作成の意見書（以下「E8意見書」という。)(勤務先の大学において、解剖例の血液をろ紙に付着させて保管している血痕斑に、２年以上経過しても赤色ないし赤褐色調を帯びたものがあるなどとするもの。)

等の証拠を裁判所に提出した。

(b) 弁護人は、平成26年12月18日、反論書3を裁判所に提出し、①平成26年静岡地裁決定は、カラー写真に基づく5点の衣類の色調の認定について、カラー写真による色の再現の限界を踏まえて、「大まかな傾向」を把握する限りで判断しており、5点の衣類のカラー写真を撮影した人物は鑑識の警察官で、撮影・現像に当たっては、できるだけ現物の色を再現するような調整をしていたはずであるから、撮影方法・現像方法による誤差は、「大まかな傾向」を把握する上で取るに足らない誤差である旨、②みその色合いが淡色みその色に近かった旨の従業員らの供述は信用できない旨、③E8意見書添付の血痕斑の写真は、みそに漬けられたものではないから、比較する意味はない旨などを主張した。

(c) 差戻前抗告審の主たる争点は、E6鑑定の信用性であり、それをめぐって、検察官・弁護人双方が、後述する証拠提出を行ったが、その中で、検察官は、平成28年10月19日、

○ R7大学E9准教授作成の意見書（以下「E9意見書」という。)(醸造中のみそに人血の血痕を付着させたTシャツを漬け込んだ場合に、麴菌が生成するDNA分解酵素の影響等により、人血中のDNAが分解されるかどうか等に関する実験〔以下「E9実験」という。〕の結果を記載したものであるが、みそ漬け後のTシャツを撮影した写真も添付されていた。)

を裁判所に提出した。

また、検察官は、平成29年11月6日、

○ R8大学E10助教の供述調書2通（E9実験に使用したみその製造の監修者が、みその再現状況、みそに漬けられた衣類がみそと同程度の濃さに着色される結果とはならなかった旨やみそから取り出した後の生地の色調変化について述べたもの。)

を裁判所に提出した。

また、同日に行われた第29回打合せにおいて、裁判長から、

最終意見書及び新資料の提出期限を平成30年1月19日とすること及びそのときに提出された新資料に限り、主張・反論することがあれば、同年2月2日までに提出すべきことが告げられ、検察官・弁護人の双方がこれを了承した。

(d) 弁護人は、平成30年1月17日、

○ E9実験で使用したTシャツ等を撮影した弁護人作成の写真撮影報告書

○ R9大学院E11教授作成の意見書（以下「E11意見書」という。）（みそ漬けにされた血痕の色調が黒褐色化する主要因がメイラード反応であるとするもの。）

等を裁判所に提出したが、みそ漬けにされた血痕が黒褐色化する要因としてメイラード反応が指摘されたのは、このE11意見書が初めてであった。

弁護人は、同年1月19日に最終意見書を、同年2月2日に最終意見書補充書をそれぞれ裁判所に提出し、それらの書面において、①（前述の弁護人作成の写真撮影報告書を踏まえて）E9実験においても血痕が黒色又は黒褐色に変化することが確認された旨、②E11意見書によって、みそ漬けにされた血痕が黒色又は黒褐色に変化する科学的根拠がメイラード反応にあることが明らかになった旨などを述べて、5点の衣類の色調に関する平成26年静岡地裁決定の判示に誤りはないと主張した。

検察官は、平成30年1月19日及び同年2月2日にそれぞれ意見書を裁判所に提出し、それらの書面において、①5点の衣類のカラー写真は、発見当時の5点の衣類及びその付着血痕の色を正確に反映していない旨、②本件当時の1号タンク内のみその色は淡色みそに近い色合いであったと認められるし、みそに漬けられた衣類の色調がみそと同程度の濃さに着色されるわけではない旨、③弁護側が実施したみそ漬け実験の再現の正確性に疑問がある旨を述べて、平成26年静岡地裁決定が誤りであると主張した。

(e) 東京高裁は、平成30年6月11日、①平成26年静岡地裁決定が判断の基礎とした5点の衣類の写真は、5点の衣類の色合いが正確に表現されたものではないのに、これらの写真から5点の衣類の大まかな色合いの傾向を把握した上、1年2か月もの間、みそ漬けにされたにしては薄いと判断したのは不合理である旨、②本件工場のみそが弁護側のみそ漬け実験で使用されたみそと類似した色合いであることを前提に、5点の衣類の着色状況等が薄すぎると判断したことは不合理である旨、③本件工場の従業員ら

の供述からうかがえるみその色から、メイラード反応はさほど進行していなかったことがうかがわれ、光が全く入らず8トンもの圧力が加わった状態であることなどからして血液のメイラード反応の進行の程度を的確に推測することは困難であり、赤みを帯びた部分が全く残らないはずであると認めることはできない旨を判示し、検察官の即時抗告を認容した。

c 第2次再審請求審（特別抗告審）

- (a) 弁護人は、平成30年6月18日、特別抗告を申し立てたところ、5点の衣類及びそれに付着した血痕の色調に関しては、特別抗告申立書及び特別抗告申立理由補充書（9）において、平成30年東京高裁決定の誤りを主張するとともに、

○ E11教授作成の回答書（基本的にメイラード反応に光は関係しないなどとするもの。）

等を裁判所に提出した。

これに対し、検察官は、同年8月23日付け意見書、令和2年12月22日付け意見書において、平成30年東京高裁決定に誤りがないことを主張した。

- (b) 最高裁は、令和2年12月22日、平成30年東京高裁決定について、「原決定が、T5作成の鑑定書（中略）に添付された発見時の5点の衣類のカラー写真について、劣化や撮影時の露光の問題、当時の技術的制約から色調の正確性に疑問があり、5点の衣類の大まかな色合いの傾向を把握するにも不適當な資料といわざるを得ないとした判断は、不合理なものとはいえない。」としたものの、「みそ漬けされた血液の色調に影響を及ぼす要因、とりわけみそによって生ずる血液のメイラード反応に関する専門的知見について審理を尽くすことなく、メイラード反応の影響が小さいものと評価した誤りがある。」と判示し、原審に至ってE11意見書において血液中のたんぱく質とみそ中の糖との間で生じ得るとされているメイラード反応がみそ漬けにされた血液の色調に影響を及ぼす要因として初めて主張され、5点の衣類がみそ漬けにされた状況を客観的に再現する工夫がされたE9実験も、専門的知見に基づく検討の必要性を認識させるものであったことなどの原審における審理状況を踏まえ、平成30年東京高裁決定を取り消し、本件を東京高裁に差し戻した（なお、最高裁は、5点の衣類の生地の色調については、特段の判示をしなかった。）。

d 第2次再審請求審（差戻後抗告審）

- (a) 検察官は、令和3年3月22日、第1回打合せにおいて、メイ

ラード反応に関するE 1 1 意見書に対し、専門的知見に基づく反論を検討中である旨を述べた。

弁護人は、同年6月17日、

- C 7 ほか1名作成の「味噌漬け血液 色変化実験報告 そのI」(血液付着からみそ漬け開始までの時間が約10分～12時間の各試料を赤みそと白みそに漬け込み、血液の色調を観察するなどした実験に関するもの。)

を裁判所に提出するとともに、同年6月21日に意見書を提出し、令和2年最高裁決定を受けて、専門的知見等の調査を進めており、それと並行してみそ漬け実験を実施したところ、赤みそと白みそのいずれに漬けた場合であっても、また血液付着後の時間を変えても、一定時間の経過により赤みが消える旨を述べた。

(b) 検察官は、令和3年7月30日、

- 検察官作成の捜査報告書2通(R 8 大学E 1 2 教授から、1号タンク内のみその色調に照らすと、みそに漬けられていた血液について、強い褐変に至るようなメイラード反応が進行していなかったこと等を聴取したもの及びR 1 0 大学E 1 3 教授から、みそ漬け環境はメイラード反応が起こりやすい環境とはいえないことや、1号タンクのみその色が淡色だったことから、メイラード反応はあまり進行しておらず、褐変自体も進行していなかったと考えられることなどを聴取したもの。)

を裁判所に提出した。検察官は、同日付け意見書において、E 1 2 教授とE 1 3 教授の見解を踏まえ、メイラード反応により5点の衣類に付着した血痕に赤みが全く残らないとは認められない旨を主張するとともに、メイラード反応以外の要因に関する専門的知見等の調査等を継続している旨を述べた。

検察官は、同年9月4日、令和3年度実験を開始した。令和3年度実験は、概要、20代～50代の男女計15名の血液を付着させた厚さが異なる布を、パック入りみそ原材料に漬け、空調管理可能な部屋に置き、血痕の色調の変化を観察するというものであり、使用する水、パック内の嫌気の程度(通常どおりパッキングするものと、脱酸素剤を封入し、真空パック機でシーリングするもの。)等の条件に差異を設けるとともに、血痕付着後、みそ漬け開始までの期間を複数設定してみそ漬けまでの血液凝固・乾燥の程度に差を設け、同年9月4日以降、順次みそ漬けにしていこうというものであった(検察官は、その後、複数回にわたり、実験試料の観察結果に関する捜査報告書を裁判所に提出してい

る。))。

なお、令和3年度実験は、5点の衣類が1号タンクでみそ漬けにされた状況を精密に再現しようとするものではなく、様々な条件を設定し、血痕の色調変化要因の可能性があるものについて、色調変化への影響の有無・程度を観察することに狙いがあり、必ずしも当初から1年2か月間の実施を予定したものではなかった。

(c) 弁護人は、令和3年11月1日、

○ R11大学E14教授及びE15助教作成の鑑定書(以下「E14・E15鑑定書①」という。)(血液とpH3ないし9に調製した塩化ナトリウム含有緩衝液をマイクロチューブに入れて色調の変化を観察する実験などを実施し、低pH・高塩分濃度のみそ漬け環境においては、血液に含まれるヘモグロビンの変性・分解等が進行し、血液を付着させた衣類を1年以上みそに漬けた場合、血液の赤みは残らないとするもの。)

○ R12大学E16名誉教授及びR12大学E17教授作成の意見書(血液の色調を変化させるほどのメイラード反応は起こっていないわけではない旨を述べるもの。)

を裁判所に提出した。弁護人は、同日付け意見書6において、E14・E15鑑定書①等から、血痕の赤みが残る5点の衣類が1年以上1号タンクのみその中に隠されていたとはいえないことが明らかになった旨を主張したが、ヘモグロビンの変性・分解等が、血液ないしは血痕の黒褐色化の要因であることが主張されたのは、この意見書6が初めてであった。

また、弁護人は、同年11月22日、

○ C7ほか1名作成の「味噌漬け血液 色変化実験報告書 そのⅡー白みその影響、血液抗凝固剤の影響を検討ー」(血液抗凝固剤を添加した血液を付着してから約10分～1時間後の試料を熟成した白みそに漬け込み、血液の色調を観察するなどして行った実験結果等が記載されたもの。)

等合計3通のみそ漬け実験報告書を裁判所に提出するとともに、同日付け意見書7において、条件にかかわらず遅くとも4週間後には血液の赤みを喪失し、黒褐色に変色する旨を主張した。

検察官は、同日の第4回打合せにおいて、弁護人の意見書6について複数の専門家に検討を依頼するとともに、血痕の赤みについて、メイラード反応以外の要因に関する調査を並行して行っており、かつ、意見書7に対する検察官の意見書等を令和4年2月

25日までに提出する旨を述べた。

検察官は、同年2月24日、

- R13大学大学院E18教授の供述調書及びR14大学E19教授の供述調書（E14・E15鑑定書①は、血痕とは性状が異なる血液を用いた実験に基づいており、血痕の色調変化についての推認力が乏しい上に、血痕の色調変化の要因について言及するものの、その変化が赤みを喪失するまで進行するかについて、何ら根拠を示していないなどとするもの。）
- 検察官作成の捜査報告書（E14・E15鑑定書①で、マイクロチューブ入りの血液の色調変化を観察している点について、E18教授が、液体のままの血液と、これをろ紙に垂らしたものとでは、色調が異なることを、サンプルを基に説明したもの。）
- 大手みそ会社関係者から聴取した内容をまとめた捜査報告書2通（1号タンク底部が嫌気度が強い環境であったとするもの。）

等を裁判所に提出した。検察官は、同日付け意見書において、①E14・E15鑑定書①は、「血液」の色調変化を問題としているが、「血液」についての考察が「血痕」についても妥当する根拠を示していないし、5点の衣類が酸素の乏しい嫌气的環境に置かれていたことを考慮していないこと、②E16名誉教授・E17教授の意見書により、E12教授・E13教授の説明内容は揺らがないこと、③弁護側実施のみそ漬け実験は、血痕の性状や保存状況等、血痕の色調変化に影響を及ぼし得る条件の設定が不十分であり、それぞれの条件下において得られた一つの結果にすぎず、それ以上の意味を持たないこと、④令和3年度実験においては、血液を多量に付着させた試料について、みそ漬け後の血痕に赤みを感じられる結果を得ており、実験の結果及び専門家の知見に基づく考察等から、長期間みそ漬けにされた血痕に赤みが残る可能性は十分にある旨を主張した。

さらに、検察官は、令和4年2月24日、令和3年度実験の終期に関する申立書を提出し、実験開始後5か月目までの観察結果を踏まえ、令和3年度実験の半年程度での終結も考えているところ、東京高裁及び弁護人の意向次第では、これを継続する用意がある旨を述べた。これに対し、その後の打合せにおいて、裁判所から、審理継続中は実験を継続した方がよい旨の意向が示された。

弁護人は、令和4年3月14日、意見書8を裁判所に提出し、

①（E 1 4・E 1 5 鑑定書①は血痕と血液の差異を考慮していないという批判について、）血痕が「たまり」と接触することにより、血液と同様に水溶液となり、化学反応が進行する旨、②令和3年度実験に関する捜査報告書添付の写真は、不当に血痕の赤みが強調されて印刷されている旨などを主張するとともに、E 1 4・E 1 5 鑑定書①が血痕と血液の差異を考慮していないとの批判や令和3年度実験において赤みが残っているように見える試料が存在することについて、専門家の補足的説明が有用かもしれない旨述べた。

弁護人は、令和4年3月から5月にかけて、

○ R 4 大学大学院 E 2 0 教授作成の鑑定書（以下「E 2 0 鑑定書」という。）（みそ樽中の酸素濃度が0.1%以下にまで低下すれば、血痕の色調は赤みを帯びたまま保持されるが、脱酸素剤が存在しない条件でこのような低酸素濃度環境が実現するとは考えられず、令和3年度実験の結果をもって、みそ樽中では血痕に赤みが残ると結論付けることはできないなどとするもの。）

○ E 1 4 教授及び E 1 5 助教作成の鑑定書（以下「E 1 4・E 1 5 鑑定書②」という。）（マイクロチューブに入ったままの血液の色調観察に関する指摘を踏まえ、改めて、血液をマイクロチューブからろ紙に垂らして伸ばし、その色調変化を観察する実験を行ったもの。）

等を裁判所に提出した。

弁護人は、令和4年6月27日の第8回打合せにおいて、令和3年度実験の終期を（実験開始から約1年2か月後の）令和4年11月1日とされたい旨述べたことから、検察官は、令和3年度実験の終期を令和4年11月1日とすることとした。

弁護人は、同年7月14日、

○ E 1 4 教授及び E 1 5 助教作成の鑑定書（以下「E 1 4・E 1 5 鑑定書③」という。）（サラシに血液を滴下し空気中で乾燥させて血痕を作成し、その経時的変化を観察する実験及び当該実験で作成した血痕を、塩分濃度とpHの異なる液に漬けて経時的変化を観察する実験に関するもの。）

を裁判所に提出した。

その後、同年7月22日にE 1 4 教授及びE 1 5 助教の証人尋問が、同年8月1日にE 1 8 教授及びE 1 9 教授の証人尋問が、同年8月5日にE 2 0 教授の証人尋問が、それぞれ実施された。

検察官及び弁護人は、同年１２月２日、それぞれ（最終）意見書を裁判所に提出した。

(d) 東京高裁は、令和５年３月１３日、「１年以上みそ漬けされた衣類の血痕の赤みが消失することは、専門的知見によって化学的機序として合理的に推測することができる。」とした上で、１号タンクから発見された５点の衣類に付着した血痕の色調に赤みが残っていたことは、５点の衣類が１年以上みそ漬けにされていたとの確定判決が認定した事実と合理的な疑いを生じさせる旨判示して、検察官の即時抗告を棄却した。検察官は、これに対して特別抗告をせず、再審開始決定が確定した。

(イ) ５点の衣類の色調に関する実験・鑑定等に時間を要した要因

a 確定判決においては、５点の衣類が袴田氏の犯人性を認定するための中心的な証拠として位置付けられていたため、弁護人は、確定判決における犯人性の事実認定に合理的な疑いが生じることをいうため、第２次再審請求審の当初から（検察官が５点の衣類等を撮影したカラー写真３０枚を裁判所に提出する以前から）、複数回にわたり、みそ漬け実験を始めとする５点の衣類の色調に関する実験等を実施して、５点の衣類の血痕及び生地の色調が、約１年２か月間みそ漬けにされていたこととは相容れない旨主張していた。検察官も、こうした主張に反論するため、必要に応じて意見書や証拠を提出していたが、５点の衣類の色調に関する実験等の大半は、弁護人により実施されたものであった。

このように、第２次再審請求審においては、弁護人・検察官の双方から主張や証拠提出が行われるとともに、主として弁護人から５点の衣類の色調に関する実験等に関する証拠提出が行われたものの、少なくとも差戻前抗告審までは、Ｅ６鑑定の信用性が中心的な争点となっており、多くの時間がＤＮＡ型鑑定に関する主張や証拠の提出に費やされていた。このように、並行してＤＮＡ型鑑定に関する主張や証拠の提出に時間を費やしていたことからすると、弁護人が実施した５点の衣類の色調に関する実験等がそれ自体として第２次再審請求審の手続の長期化の要因となったとは認められない。

また、差戻後抗告審においても、弁護人・検察官の双方が、みそ漬けにされた５点の衣類の血痕及び生地の色調に関して、各種実験、専門家からの意見聴取、専門家による鑑定書の提出等を行っているものの、評価が分かれることとなる科学的証拠の信用性については、十分な科学的根拠と証拠に基づき、慎重に判断されるべき事柄であったことに鑑みると、相応の時間をかけて、双方の主張や証拠を踏

まえて審理が行われたこと自体に問題があるとは認められない。

- b 第2次再審請求審の第1審や差戻前抗告審段階において、弁護人は、5点の衣類の色調に関する実験等を実施し、5点の衣類の血痕や生地の色調に着目した主張や証拠提出を行っていたものの、その力点は、5点の衣類の生地の色調が約1年2か月間みそ漬けにされていたこととは相容れないことをいう点に置かれていたものであり、しかも、それらの実験は、後に平成30年東京高裁決定において「味噌漬け再現実験で用いられた味噌は、5点の衣類が発見された1号タンク内にあった味噌の色合いを正確に再現したものとはいえず、証拠価値はいずれも低いものであると指摘されたり、令和2年最高裁決定において「同実験は、5点の衣類を発見した当時の1号タンクのみその状態を正確に再現したものとはいえないとした原決定の判断は、その結論において不合理とはいえない」と指摘されているように、本件で5点の衣類が置かれていた状況の再現性に欠け証明力の乏しいものであり、5点の衣類に付着した血痕の色調に関して、科学的なアプローチの下に不自然さをいうものではなかった。

その後、差戻前抗告審の最終意見書提出期限の2日前に弁護人から提出されたE11意見書において、血痕が黒褐色化する要因としてのメイラード反応が初めて記載され、それらに対する双方からの十分な主張・反論がなされないまま、特別抗告審に移行したところ、最高裁がE11意見書（及びメイラード反応等に関する専門的知見に基づく検討の必要性を認識させるE9実験）に着目し、メイラード反応その他のみそ漬けにされた血液の色調の変化に影響を及ぼす要因についての専門的知見等の審理が不十分であるとして、本件を東京高裁に差し戻した。

そして、差戻後抗告審においては、引き続き弁護人からみそ漬けにした血液の色調変化に関する各種実験の報告書が提出された一方、最高裁が指摘した専門的知見等の審理に関しては、当初、メイラード反応が血痕の黒褐色化に及ぼす影響に関して審理が行われたが、令和3年11月1日、弁護人から提出されたE14・E15鑑定書①を踏まえ、血痕の黒褐色化の原因は、血液に含まれるヘモグロビンの変性・分解等であることが主張されるに至り、その後、さらに、弁護人から、E14・E15鑑定書②及びE14・E15鑑定書③並びにE20鑑定書が提出されるという審理経過をたどっている。

このように、第2次再審請求審においては、5点の衣類に関して、

○ 第1審から差戻前抗告審の段階までは、DNA型鑑定をめぐって主張や証拠提出が行われるのといわば並行して、5点の衣類の血痕や生地の色調に着目した主張や証拠提出が行われてはいたものの、弁護人の当初の主張は、5点の衣類の生地の色調が、約1年2か月間みそ漬けにされていたこととは相容れないことをいう点に力点が置かれていたものであり、しかも、弁護側がその主張の根拠とした5点の衣類の色調に関する実験は、5点の衣類に付着した血痕の色調に関して、科学的なアプローチの下に不自然さというものではなく

○ 差戻前抗告審の最終意見書提出期限の2日前になって、弁護人から、5点の衣類に付着した血痕の色調に関して、メイラード反応という黒褐色化要因についての意見書が提出され

○ 差戻後抗告審では、最高裁が指摘した専門的知見等に関して、当初、メイラード反応が血痕の黒褐色化に及ぼす影響に関して審理が行われていたが、その後、令和3年11月1日になって初めて、弁護人から、血液ないしは血痕の黒褐色化の要因として、血液に含まれるヘモグロビンの変性・分解等があることが主張されるに至った

という経過で、主張内容や提出される証拠の内容が次第に変化していったことが認められる。

このような主張や証拠の内容の変化に対応して、争点が次第に移り変わっていき、それに応じて、更に検察官・弁護人の双方が主張や証拠提出を重ねることとなっており、そのことが、第2次再審請求審の長期化の要因となったことは否定できない。もっとも、みそ漬けにされた衣類の生地の色調変化や付着血痕の色調変化については、それ以前に専門家による研究の対象とされた形跡が見当たらない上、メイラード反応やヘモグロビンの変性・分解等が血液ないしは血痕の黒褐色化に及ぼす影響については、当初から判明していたわけではなく、第2次再審請求審の審理の過程で認識されるに至った事柄であることからすると、主張内容や提出される証拠の内容が次第に変化していったこと自体や、そうした変化に対応する形で、その都度、検察官・弁護人の双方が更に主張や証拠提出を行ったこと自体に問題があるとも認められない。

○ なお、第2次再審請求審で実施された5点の衣類の色調に関する実験のうち、検察官が関与した実験は、E9実験と令和3年度実験の二つであるところ、

○ E9実験は、E6鑑定の信用性が重要な争点となった差戻前抗

告審において実施されたものであり、実験期間自体は平成26年10月6日から平成28年8月2日までの約1年10か月と相応の期間に及んでいるものの、その間も、それと並行して、検察官・弁護人の双方が、5点の衣類の色調やDNA型鑑定に関し、各種意見書や証拠の提出を行っていること

○ 令和3年度実験は、

- ・ もとより、5点の衣類が1号タンクでみそ漬けにされた状況を精密に再現しようとするものではなく、血痕の色調変化要因として可能性があるものについて、色調変化への影響の有無・程度を観察することに狙いがあり、必ずしも当初から1年2か月間実施することを予定していなかったものの、裁判所及び弁護人の意向を踏まえて実験開始から1年2か月後までとされたものであること
- ・ 令和3年度実験が行われている期間中、差戻後抗告審においては、弁護人から、E14・E15鑑定書①、E14・E15鑑定書②及びE14・E15鑑定書③並びにE20鑑定書などが提出され、その作成者であるE14教授、E15助教及びE20教授の証人尋問とともに、検察官が求めたE19教授及びE18教授の証人尋問などが並行して実施されており、令和3年度実験単体で1年2か月もの時間を費やしたのではないこと

からすると、これら二つの実験の実施に関わる検察官の対応が、第2次再審請求審の手続の長期化の要因となったとは認められない。

(ウ) 小括

第2次再審請求審において、相応の時間をかけて、5点の衣類の血痕や生地の色調に関する各種実験等が行われたり、弁護人・検察官の双方の主張や証拠を踏まえて、審理が行われたこと自体に問題があるとは認められないし、主張や証拠の内容の変化に対応して、争点が次第に移り変わっていき、それに対応する形で双方が更に主張や証拠提出を行ったことも、争点の性質上、やむを得ないものといえ、問題があったとは認められない。

さらに、検察官が関与した二つの実験の実施に関わる検察官の対応が、第2次再審請求審の手続の長期化の要因となったとは認められない。

イ DNA型鑑定について

(ア) DNA型鑑定の経緯

a 第1次再審請求審

第1審の終盤である平成5年5月26日付けで、B弁護人は、主任弁護人らが反対する中で、5点の衣類の一部である白半袖シャツの右肩の2か所の穴の周囲に付着したB型の血痕のDNA型鑑定を行うよう申し立てたが、静岡地裁はその必要性を認めず、鑑定自体行われなかった。

即時抗告審においては、主任弁護人らが、即時抗告の申立てから2年6か月以上経過した平成9年2月25日付けで、5点の衣類に付着した血痕等のDNA型鑑定を求めた。東京高裁は、専門家であるR13大学E21教授及び科学警察研究所T11技官を選任して、それぞれ独立してDNA型鑑定を実施することを決定し、約2年5か月程度かけてDNA型鑑定が実施されたものの、鑑定人両名とも、試料のいずれからDNA型の判定をすることはできなかった。その結果、平成16年東京高裁決定においても、DNA型鑑定の結果は確定判決の事実認定に影響を及ぼさないと判断された。

なお、特別抗告審の平成20年最高裁決定ではDNA型鑑定については触れられていない。

b 第2次再審請求審（第1審）

弁護人は、第2次再審請求から約2年10か月後である平成23年2月23日付けで、5点の衣類に付着した血痕等のDNA型鑑定を行うよう申し立てた。これに対して、検察官は、同年5月9日付けで、第1次再審請求審において実施されたDNA型鑑定でDNA型の判定ができなかったことなどから、「再びDNA型鑑定を実施したとしても、有意な鑑定結果が得られるものか疑問なしとしない」としつつも、再度のDNA型鑑定に特段反対するものではない旨の意見書を提出した。静岡地裁は、弁護人に対し、DNAが検出されたとしても、それが血液に由来するものと分かるのかどうかの確認を求め、弁護人は、E6教授からの聴取内容を基に、試料から血液由来以外のDNAが検出される可能性は非常に低く、仮にそのようなことがあったとしても、血液由来のDNAとそれ以外のDNAとを区別することは、高度な鑑定技術の適用により可能であるなどという内容の意見書を提出した。これに対し、検察官は、血液由来のDNAとそれ以外のDNAとを区別する方法等について釈明を求めたが、弁護人は釈明に応じなかった。検察官は、同年7月19日付けで、再度弁護人に釈明を求め、仮に弁護人が釈明に応じなければ、「裁判所は弁護人の請求に係る鑑定の許容性について判断できないはずであるから、その場合には当該請求を却下するほかないものとする。」などと記載した意見書を提出した。こうしたやり取りを

経た上で、静岡地裁は、同年８月２３日、鑑定人としてＥ６教授及びＲ１５大学Ｅ２２教授の両名を選任し、５点の衣類に付着した血痕等の血液型及びＤＮＡ型の鑑定を行うことを決定（以下「本件鑑定決定」という。）した。Ｅ６教授及びＥ２２教授は、同年８月２９日の鑑定人尋問期日において、５点の衣類等の血痕が付着していると想定される部分から試料（以下「本件試料」という。）を採取するとともに、血痕が付着していないと想定される部分からも試料を採取した。

Ｅ６教授は、本件鑑定決定から約４か月後、血液由来ＤＮＡの選択的抽出（Ｅ６教授が独自に考案した「細胞選択的抽出法」（抗Ｈレクチンを使用して血液細胞を凝集させることなどにより、血液由来の細胞をそれ以外の細胞と分離して抽出する手法）を行った上、ＤＮＡ型検査を実施したこと及びその結果を記載した鑑定書を提出した。Ｅ２２教授も、本件鑑定決定から約４か月後、各試料についてＤＮＡ型検査を実施して得られた結果並びに検出されたＤＮＡが血液に由来する可能性は不明である旨及び信頼できる個人の型を確認できなかった旨記載された鑑定書を提出した（以下、同鑑定書に係る鑑定を「Ｅ２２鑑定」という。）。

その後、平成２４年２月１０日、Ｅ６教授及びＥ２２教授により袴田氏のＤＮＡ型の鑑定を行う旨の決定がなされ、Ｅ６教授は、同決定から約２か月後、検出されたアリルのほとんどが５点の衣類等に付着した血液に由来するとの前提に立ち、５点の衣類のうち白半袖シャツの右肩部分に付着した血痕については、そのＤＮＡ型は袴田氏のＤＮＡ型と一致しないと判断した旨の鑑定書を提出した。Ｅ２２教授も、その後、鑑定書を提出した（なお、Ｅ２２教授は、その後行われた証人尋問において、各試料について汚染が疑われる旨や、白半袖シャツの右肩部分から採取した試料も含め、本件試料について、誰かのＤＮＡ型と対照して異同識別を行うことは不可能である旨証言している。）。なお、Ｅ６教授による鑑定とＥ２２教授による鑑定を比較すると、袴田氏のＤＮＡ型については、両鑑定で一致したが、５点の衣類等のＤＮＡ型鑑定については、同一箇所から採取した鑑定試料を用いているにもかかわらず、両鑑定で共通する型が出ている座位が僅かにとどまっていた。

Ｅ６教授は、同年９月、Ｅ２２教授作成の鑑定書に対する意見書（各試料から検出されたＤＮＡは袴田氏に由来するものかとの鑑定事項に対する回答として、完全に一致するＤＮＡ型は認められなかったと明解に記載されているのは特筆すべきなどという内容のも

の。)を提出し、E 2 2教授も、E 6鑑定に対する意見書(血液成分から選択的にDNAを抽出する方法は一般的でなく、単に試料に付着していたDNAを抽出していると考えるべきである上、抽出の際に人由来の血清を加えることは外来DNAの混在となる可能性があること、この方法により抽出されたDNAを一般的でない方法で分析・解析した結果から導いている鑑定結果は、信頼性に欠けると思われることなどを内容とするもの。)を提出した。

静岡地裁は、同年7月26日、E 6教授及びE 2 2教授を証人として採用する旨を決定し、同年12月26日にE 6教授の証人尋問を、同年11月19日及び平成25年1月28日にE 2 2教授の証人尋問をそれぞれ実施した。検察官は、証人尋問に先立って、E 6鑑定の細胞選択的抽出法及び検査結果の解釈等について信用できないとする、科学警察研究所T 1 2室長作成の意見書、R 1 6大学院E 2 3教授の意見書、R 1 7大学E 2 4教授の意見書及びR 1 8大学大学院E 2 5教授作成の意見書を証拠として提出した。

検察官は、同年3月29日付けで、検察官作成の意見書(E 6鑑定及びE 2 2鑑定は、いずれも本件鑑定試料に付着した血液に由来するDNA型を正しく判定したものと評価することができないものであるから、これらにより、5点の衣類に被害者の血液が付着しているか否か、あるいは、袴田氏の血液が付着しているか否かを判断することはできず、無罪を言い渡すべき明らかな証拠であるとは言えない旨)を提出した。他方、弁護人は、同日付けで、弁護人作成のDNA鑑定意見書(E 6鑑定によれば、5点の衣類に付着している血痕は、被害者の血液に由来するものではないという事実が合理的に推認される上、白半袖シャツの右肩の損傷部分に内側からにじみ出て付着したとされるB型の人血を含めて、全て袴田氏の血液に由来するものではないという事実が合理的に推認され、5点の衣類が犯行着衣であるとする確定判決の事実認定に対して合理的な疑いを生じさせることになるため、E 6鑑定は、再審開始の理由となる新規明白な証拠である旨)を提出した。

静岡地裁は、平成26年3月27日に再審開始を決定(平成26年静岡地裁決定)したが、DNA型鑑定については、E 6鑑定の手法や型判定等を全面的に信用できるとまでは判断していないとしつつも、一定の限度で信用性を認め、5点の衣類のうち、確定判決によれば袴田氏の血痕とされる白半袖シャツ右肩試料(B型付着部)から検出されたDNAは、袴田氏に由来するものではない蓋然性が高く、5点の衣類全体を見ても、各試料上の血痕が被害者及び袴田

氏以外のものである可能性が相当程度あると判断される旨判示した。

○ 第2次再審請求審（差戻前抗告審）

検察官は、平成26年3月31日付け即時抗告申立書及び同年7月17日付け即時抗告申立理由補充書において、DNA型鑑定に関し、E6鑑定において検出したDNA型が血液に由来する可能性が高いとの平成26年静岡地裁決定の認定には合理的な科学的根拠がなく、平成26年静岡地裁決定はE6鑑定の信用性の評価を誤っている旨を主張し、さらに、同年10月3日付けで、裁判所に対し、E6教授が採用した細胞選択的抽出法の検証実験等を求めた。弁護人は、検証実験等を行うことに反対したが、東京高裁は、平成27年12月7日、検察官が推薦したR19大学E26教授を鑑定人として選任し、細胞選択的抽出法が血液由来のDNA型を判定することに有効であるかについて検証実験（以下、単に「検証実験」ということがある。）を行うことを決定した。その後、E26教授は、平成29年6月5日付けの検証経過報告書及び鑑定書（「DNAを抽出しようとする材料に抗Hレクチン試薬を用いることは、当該試薬にDNA分解酵素活性が存在する以上、当該試薬の誤った適用である。また、長い年月を経た衣料品付着血痕が生理食塩水に浸すだけでは液相に溶出し難いことは論をまたない。手の込んだ、結果的には不適切な方法論を用いずに、確立された方法を用いて鑑定をするのが常識と考える。」旨の内容）を裁判所に提出した。東京高裁は、同年9月1日、E26教授及びE6教授を証人として採用する旨を決定し、同年9月26日及び翌27日にE26教授及びE6教授の証人尋問が実施された。

また、検察官は、前述のE9意見書（醸造中のみそに人血を漬けた場合、DNAが分解され、型を検出することは困難であると予想される旨の内容）や、同年11月1日付けのT12室長作成の回答書（E6鑑定について、記録や元データが残っておらず、第三者が鑑定の正当性を検証できないものであり、科学的には評価に値しないと判断されるべきという内容）などを証拠提出した。

検察官及び弁護人は、平成30年1月19日付けで、（最終）意見書をそれぞれ提出し、これを踏まえ、同年2月2日付けで、補充の意見書をそれぞれ提出した。検察官は、これまでの主張等を踏まえ、E6鑑定の細胞選択的抽出法の問題点、みそ漬けにされていた5点の衣類からDNAのアリルを検出することが困難であること、外来DNAによる汚染の可能性があること、E6鑑定の結果は實在

するDNA型を検出したものとしては極めて異常であることなどを証拠に基づき主張した。

東京高裁は、同年6月11日、平成26年静岡地裁決定を取り消して再審請求を棄却する決定（平成30年東京高裁決定）をしたが、DNA型鑑定については、E6教授の細胞選択的抽出法の科学的原理や有用性には深刻な疑問が存在しているにもかかわらず、平成26年静岡地裁決定が細胞選択的抽出法を過大評価していること、平成26年静岡地裁決定が前提とした外来DNAの残存可能性に関する科学的原理の理解も誤っていること、E6教授の鑑定書に添付されたチャート図の解釈にも種々の疑問があることのほか、データや実験ノート等を保存せずに全て消去していること等も指摘して、E6鑑定を信用することができるとした平成26年静岡地裁決定の判断は不合理であり、E6鑑定は、袴田氏の犯人性を認定した確定判決の認定に合理的な疑いを生じさせるような明白性が認められる証拠とはいえない旨判示した。

d 第2次再審請求審（特別抗告審及び差戻後抗告審）

弁護人は、平成30年6月18日、特別抗告を申し立て、DNA型鑑定については、平成30年東京高裁決定は、不当にE6教授をおとしめる認定をしており許されるものではないなどと主張したほか、平成30年東京高裁決定を受け、E6教授が研究室内を捜索したところ、カラーチャートを発見したなどと主張し、カラーチャートの写真（その一部しか確認できないもの。）を提出するなどした。検察官は、弁護人が提出したカラーチャートの写真に関する疑問点を指摘し、平成30年東京高裁決定後にE6教授の研究室内から発見されたカラーチャートの実物の開示を求めたが、弁護人はこれに応じなかった。

最高裁は、同カラーチャートの提出を弁護人に求めることなく、令和2年12月22日、原決定を取り消し、本件を東京高裁に差し戻す決定（令和2年最高裁決定）をしたが、DNA型鑑定については、E6鑑定が、細胞選択的抽出法を採用したことにより、本件試料から血液由来の細胞をそれ以外の細胞と分離抽出することに成功し微量かつ劣化した試料のDNA検査の困難性を克服しているとはいえず、E6鑑定において検出されたDNAが血液由来のものであると確定することはできないといわざるを得ないなどとして、「原々決定はE6鑑定の証拠価値の評価を誤り、E6鑑定が『無罪を言い渡すべき明らかな証拠』に当たるとした点で刑法435条6号の解釈適用を誤った違法があるとした原決定は、結論において正当

である」と判示した。

差戻後抗告審において、弁護人は、最終意見書等で、DNA型鑑定に関して「DNA鑑定の結果白半袖シャツに付着していた血痕は袴田巖氏のものではない事が証明された」などと主張したが、東京高裁は、DNA型鑑定に関するE6鑑定が再審開始を認めるべき証拠に該当するか否かについての判断は示さなかった。

(イ) DNA型鑑定やそれに関する主張の整理等に時間を要した原因

a 第1次再審請求審におけるDNA型鑑定

DNA型鑑定については、第1次再審請求審の第1審の終盤において、B弁護人が、主任弁護人らが反対する中で、必要性を主張し始めたものであるところ、第1次再審請求審の第1審においては裁判所においても必要性を認めず、鑑定自体行われなかった。このように第1次再審請求審の第1審においては、DNA型鑑定について弁護人間においても必要性に関する意見が割れるものであった。

その後の第1次再審請求審の即時抗告審においては、主任弁護人らがDNA型鑑定の必要性を主張し、検察官においてもDNA型鑑定の実施について強く反対しなかったこともあって、裁判所においてその必要性を認めて、弁護人が推薦したE21教授及び検察官が推薦したT11技官により、DNA型鑑定を実施することとなった。E21教授及びT11技官によるDNA型鑑定については約2年5か月程度かけて実施されたものの、試料からDNA型を判定することはできなかった。その結果、即時抗告審においても、DNA型鑑定の結果は確定判決の事実認定に影響を及ぼさないと判断された（第1次再審請求審の特別抗告審における判断ではDNA型鑑定については触れられていない。）。

このように、第1次再審請求審におけるDNA型鑑定については、結果として即時抗告審において約2年5か月という長期間をかけて実施されているが、DNA型鑑定の結果が出た後も、即時抗告審の判断が出されるまで更に約4年2か月を要しており、DNA型鑑定やそれをめぐる争点自体が、第1次再審請求審を長期化させた大きな要因とまでは認められない。

b 第2次再審請求審におけるDNA型鑑定

第2次再審請求審においては、第1審において、弁護人がDNA型鑑定の実施を求め、E6教授及びE22教授によるDNA型鑑定が実施された。検察官は、DNA型鑑定を実施することには反対しなかったが、弁護人が鑑定人として推薦するE6教授の鑑定手法（細胞選択的抽出法）の詳細が不明であるとして弁護人に釈明を求めた

り、同手法について疑義がある旨の意見を述べるなどし、弁護人による鑑定申立てから本件鑑定決定まで約6か月を要することとなった。このように本件鑑定決定まで相応の期間が経過しているものの、E6教授が用いた手法が、科学的に確立した一般的な方法と認められていなかった細胞選択的抽出法で、弁護人の主張だけではその詳細が明らかにならず、そのため弁護人との間で鑑定の実施方法等をめぐり議論となったため、そのやり取りに時間を要したものと認められ、検察官が殊更に鑑定の実施を妨害したとか遅滞させたと認めることはできない。

また、E6教授及びE22教授による本件試料のDNA型鑑定については約4か月で終了した上、袴田氏から採取した試料のDNA型鑑定の結果との対比を行うことを含めても、本件鑑定決定から約8か月で終了しており、第1次再審請求審におけるDNA型鑑定に比して、鑑定結果が出るまでの期間は長くない。

鑑定結果が出た後、検察官は、E6鑑定の信用性に疑義を呈する意見書や文献等を証拠として提出し、弁護人においてもE6鑑定の信用性を支える意見書や文献等を証拠として提出するなどしているが、細胞選択的抽出法という通常行われていない手法については慎重な検討・判断が必要であることからすると、それをめぐって検察官・弁護人の双方が必要と判断する主張を行ったものであり、こうしたやり取りが第2次再審請求審の手続を不必要に長期化させたと認められない。

第2次再審請求審の第1審においては、E6鑑定に基づき、5点の衣類のうち白半袖シャツ右肩（B型血痕付着部）から採取された試料から検出されたDNAは、袴田氏に由来するものではない蓋然性が高く、5点の衣類が犯行着衣であって、袴田氏が着用していたものであるという確定判決の認定に相当程度疑いを生じさせるものであるとの判断がされたが、これに対して、検察官は、差戻前抗告審において、E6鑑定において検出されたDNAが血液に由来する可能性が高いとの平成26年静岡地裁決定の認定には合理的な科学的根拠がなく、平成26年静岡地裁決定はE6鑑定の信用性の評価を誤っているなどと主張し、E6鑑定の信用性を徹底的に争った。これにより、差戻前抗告審においては、E6鑑定の信用性が主要な争点の一つとなり、E9実験やE26教授による検証実験などが行われたほか、検察官・弁護人双方から多くの意見書等が提出された。

このように検察官がE6鑑定の信用性を徹底的に争ったことによりE26教授による検証実験などが行われるに至ったという経緯が

あり、検証実験については、検察官の事実取調べの申立てから検証実験の実施決定までに約１年２か月を要したほか、検証実験自体の実施にも鑑定決定からＥ２６教授らの証人尋問まで約１年１０か月を要したことが認められるが、即時抗告申立ての当初から、東京高裁がＥ６鑑定の細胞選択的抽出法の検証を行うことについて関心を示し、検察官及び弁護人の意見を聴いた上で、最終的に裁判所の職権により行われるに至ったものであった。

(ウ) 小括

ＤＮＡ型鑑定をめぐっては、特に第２次再審請求審において、検察官・弁護人の双方から様々な主張が行われ、専門家による鑑定や実験のほか、専門的な文献など多数の証拠が提出されており、結果としてその審理に長期間を要したことは否定できない。もっとも、第２次再審請求審の第１審が再審開始決定の主たる理由の一つとしたＥ６鑑定について、差戻前抗告審において相応の時間をかけて審理が行われた結果、Ｅ６鑑定の細胞選択的抽出法の科学的信用性については十分な議論が尽くされ、それがその後の特別抗告審や再審公判の審理においても援用されていたことに鑑みると、検察官が再審請求審でＥ６鑑定の信用性をめぐって様々な主張を行い、鑑定や鑑定人の尋問を求めたことに問題があったとは認められない。また、このように評価が分かれることとなる科学的証拠の信用性については、十分な証拠に基づき、慎重に判断されるべき事柄であって、相応の時間をかけて審理を行ったことには意義があったと認められる。

(3) 証拠の開示に関する問題点

ア 第１次再審請求審

(ア) 第１次再審請求審における弁護人の証拠提出等の在り方

第１次再審請求審の第１審における検察官の証拠開示への対応について検討する前提として、まず弁護人の証拠や主張書面の提出状況を見ると、弁護人は、当初、確定判決においては、袴田氏の検察官に対する昭和４１年９月９日付けの供述調書（いわゆる自白調書）が重要な証拠とされているとの理解に立ち、袴田氏が被害者らを殺害後、一旦Ｖ１方の裏口の木戸（以下「裏木戸」という。）から現場であるＶ１方を脱出し、本件工場から混合油を持参して再び裏木戸からＶ１方に侵入して放火に及んだ旨の自白（注１）は虚偽である旨を主張して、そのことを示す新証拠を提出していた（なお、昭和５９年２月２日に弁護人から提出された未提出証拠提出命令申立書には、「本件には、請求人の自白以外に請求人と犯行を結びつけるものは存在しない。」と記載されている。）。

具体的には、弁護人は、

- R20大学E27教授作成の鑑定書（裏木戸の模型を製作し、袴田氏の自白と同一の方法による出入り実験をしたところ、上部留め金が抜けることなく、木戸の下部に人の出入りが可能な隙間が生ずるとは考えられないなどとするもの。）（昭和56年4月20日付け再審請求書とともに提出）
- R21大学E28教授作成の鑑定書（袴田氏の自白の裏付けとされているK9巡査部長作成の昭和41年9月26日付け捜査報告書（裏側出入口木戸の出入り実験について）〔以下「K9捜査報告書（裏木戸関係）」という。〕添付の写真3葉を解析したところ、木戸のたわみの状況等から判断して、上部留め金が抜けてしまっていたと判断されるなどとするもの。）（昭和63年7月13日付け再審請求理由追加申立書とともに提出）
- 弁護人作成の「警察官による『偽りの裏木戸実験写真』の再現実験報告書」（K9捜査報告書（裏木戸関係）で報告されている実験と同様の扉を製作するなどして再現実験を行った結果、K9捜査報告書（裏木戸関係）の添付写真は、木戸の上部留め金を外して撮影したものであることが明らかになったなどとするもの。）（平成4年9月9日付け再審請求理由補充書（七）とともに提出）
- R22大学E29教授作成の鑑定書（心理学的視点から袴田氏の自白を内容とする一連の供述調書を分析した結果、袴田氏の自白は信用できないのみならず、真犯人のものではあり得ないなどとするもの。）（同年12月9日付け再審請求理由補充書（八）とともに提出）

等の自白の信用性を弾劾するための証拠を数多く提出するとともに、E27教授、E28教授らの証人尋問を実施するよう求めていた。

他方、5点の衣類に関する証拠の提出は少なく、再審請求から第12回打合せ（同年12月9日）までの約11年8か月の間に提出された証拠を見ると、

- 毎日新聞記事（被害者らの葬儀の際に、袴田氏が喪章を装着した写真が掲載されたもの。昭和62年2月12日付けの再審請求理由補充書（三）において、本件工場の従業員らによって袴田氏の実家に送り返された衣類の中に入っていたのは、共布ではなく、この写真の喪章であり、袴田氏の実家から鉄紺色ズボンの共布が押収された経過に疑問がある旨の主張がなされている。）
- 弁護人作成の味噌タンク実験報告書（弁護人が1号タンクの実物大の模型を作成した上で、80kgのみそで麻袋に入った5点の衣

類を隠匿することが可能か否かの再現実験を行ったもの。平成3年5月23日付け再審請求理由補充書（六）において、実験結果を踏まえて、みその厚さなどから犯人がその中に麻袋を隠匿したと考えることは現実的ではなく、5点の衣類が入った麻袋は本件直後に隠匿されたものではない旨の主張がなされている。）

- 弁護人作成の麻袋等を撮影した写真報告書（平成4年5月27日付けの反論書においては、確定控訴審で前述のE4教授が実施した、みそ漬けが鉄紺色ズボンに及ぼした影響に関する実験の際に用いられた麻袋と比較して、長期間みそに浸かっていたにしては色が薄い旨の主張がなされている。）

等である。

その後、第12回打合せにおいて、裁判長が、弁護人に対し、再審請求から既に十数年が経過しており、いつ頃までに主張立証を終える予定なのかを尋ね、以降、B弁護人らが、本件くり小刀が凶器であるかどうかや、5点の衣類に関して、多数の主張書面を提出するとともに証拠提出を行ったが、5点の衣類の色調に着目したものではなかった。

なお、その後の、平成6年静岡地裁決定は、袴田氏の検察官に対する昭和41年9月9日付けの供述調書が、袴田氏と本件を結び付ける決定的証拠の一つであることを前提とした主張が失当である旨を判示した（この理解は、平成20年最高裁決定に至っても是認されている。）。

平成6年静岡地裁決定に対する即時抗告申立てから平成16年東京高裁決定までの間の弁護人の証拠提出の状況を見ると、引き続き、袴田氏の自白に関する証拠提出が行われた一方、5点の衣類に関するものが中心となり、R23大学E30教授（当時助教授であるが、単に「E30教授」と表記している。）作成の鑑定書（白半袖シャツ及びネズミ色スポーツシャツの各右袖上部の損傷と袴田氏の右上腕部の創傷は、袴田氏がこれらの衣類を着用中の同一機会にできたものとは考え難いなどとするもの。）（平成8年11月28日付け即時抗告理由補充書（二））といった証拠が提出されたほか、主任弁護人らの申立てを踏まえ、（結論としていずれの試料からもDNA型及び性別の判定ができなかったものの、）5点の衣類に付着した血痕等のDNA型鑑定も実施された。

このように、第1次再審請求審においては、当初は、袴田氏の検察官に対する昭和41年9月9日付けの供述調書が確定判決における犯人性認定の重要な証拠であるとの理解を前提に、その信用性がないこ

とを示すための証拠の提出が行われ、その後、徐々に確定判決の犯人性認定の中心的な証拠である5点の衣類に関する証拠提出が行われるようになり、平成6年静岡地裁決定以降、5点の衣類に関する証拠提出等が中心となっていたことが看取される。

（注1）V1方の裏木戸は、2つの扉が内側に観音開きになる構造のもので、その内側には、上部と下部にそれぞれ留め金を取り付けられ、中央付近の高さにかんぬきが設けられており、袴田氏の検察官に対する昭和41年9月9日付け供述調書においては、袴田氏は、裏木戸の上部留め金を外さずに下部留め金とかんぬきのみを外して裏木戸を通過したとされていた。

(イ) 第1次再審請求審における証拠開示の概況

弁護人は、第1次再審請求審の第1審において、静岡地裁に対し、

① 昭和59年2月2日（第1回打合せ前）

K9捜査報告書（裏木戸関係）、初動捜査に関する資料、袴田氏の否認供述調書等の開示を求めるもの

② 平成元年5月16日（第3回打合せ当日）

K9捜査報告書（裏木戸関係）添付の写真のネガフィルム及びそこで報告されている実験の際に撮影された写真のネガフィルムの開示を求めるもの

③ 同年9月5日（第4回打合せ当日）

V1方に存したと見られる電話機の所在及び状況に関する捜査資料等の開示を求めるもの

④ 平成2年1月26日（第5回打合せ当日）

確定記録中のほぼ全ての検証調書や実況見分調書等に関し、そこに添付されなかった写真及びそのネガフィルム並びに裏木戸の上部留め金の現物及びその発見状況に関する捜査書類の開示を求めるもの

⑤ 平成5年5月26日（第14回打合せ当日）

本件直後に国鉄（当時）東海道線吉原駅前バス停に停車中のバス車内で拾得物として発見された黒皮財布等に関する捜査資料の開示を求めるもの

の合計5回、証拠開示命令の申立てを行っている。

これに対し、静岡地裁は、①の証拠開示命令の申立ての対象であった、K9捜査報告書（裏木戸関係）を静岡地検から取り寄せる旨の決定をした。

検察官は、④の裏木戸の上部留め金の現物については平成2年1月12日に開示済みである旨述べたほか、その余についてはいずれも理由がない旨の意見を裁判所に述べたところ、静岡地裁は、いずれも、

職権発動を行わず、命令も勧告も行わなかった。

即時抗告審においては、弁護人は、証拠開示命令の申立ては行わなかった一方、K9 巡査部長作成の昭和41年9月20日付け捜査報告書（侵入手段の実験について）（以下「K9 捜査報告書（侵入手段関係）」という。）の取り寄せの申立てを行ったところ、東京高裁は、平成15年10月3日付けで、これを取り寄せる旨の決定をした（なお、K9 捜査報告書（裏木戸関係）及びK9 捜査報告書（侵入手段関係）は、確定第1審においてK9 巡査部長に対する証人尋問が行われた際に証人に示され、判決書にも証拠として引用されていたものの、証拠としての採用決定がされていなかったものである。）。

（ウ） 検察官の対応

前述のとおり、再審請求審は、刑事訴訟法435条6号の再審事由が主張されている場合には、請求人側が提出した新証拠が「無罪…を言い渡（す）べき明らかな証拠」に該当するか否かを裁判所が職権により審理するものであり、通常審とは審判対象及び構造が異なることを踏まえ、近年では、検察官は、裁判所の意向も踏まえつつ、請求人側が提出した新証拠が「無罪…を言い渡（す）べき明らかな証拠」に該当するか否かを裁判所が判断するために必要性・関連性があり、かつ、これを明らかにしてもプライバシーの侵害等の弊害がないと考えられる場合には、検察官が保管する証拠を裁判所に提出するという方針で臨むようになっている。

第1次再審請求審の第1審においては、検察官は、弁護人の証拠開示命令の申立てに対し、理由がない旨の意見書を裁判所に提出するなど、現在の視点から見れば消極的ともいえる対応をしていたが、その背景には、通常審における証拠開示においてすら、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成16年法律第62号）により証拠開示の制度が条文に規定される以前は、最高裁昭和44年4月25日第二小法廷決定（刑集第23巻4号248頁）に基づき、証拠調べの段階に入った後、弁護人から、具体的必要性を示して、一定の証拠を弁護人に閲覧させるよう検察官に命ぜられたい旨の申出がなされた場合に、その閲覧が被告人の防禦のため特に重要であり、かつこれにより罪証隠滅、証人威迫等の弊害を招来するおそれがなく、相当と認めるときに、裁判所の訴訟指揮権に基づき、検察官に対し、その所持する証拠を弁護人に閲覧させるよう命ずることができるとされているにとどまっていたという事情があったものと認められる。このような当時の状況においては、検察官としては、確定した事件の再審請求審においては、なおさら、裁判所からの証拠開示命令や勧告がないのに、証拠開示に応

じる必要はないという理解があったのではないかと推測される。

このような背景を踏まえて、前述した①から⑤までの証拠開示命令の申立てについての対応を見ると、

- これらの証拠開示命令の申立ての中には、関連する新証拠を提出しないまま行っているものや、どのような新証拠を前提として証拠開示命令の申立てを行っているのかが判然としないものが含まれていること
- ①の一部及び②・③は、袴田氏の自白が虚偽である旨の主張に関するものであり、5点の衣類とは関係がなく、確定判決の証拠構造からすれば、証拠の新規性・明白性を判断する上で関連性がなく、取り調べる必要性があるとまではいえないこと
- K9捜査報告書（裏木戸関係）で報告されている実験結果の信用性に問題がある旨の主張の根拠である、E27教授作成の鑑定書及びE28教授作成の鑑定書については、検察官としては、不正確なものであり、信用性に乏しいと判断していたこと
- 弁護人の証拠開示命令の申立て（証拠書類の取り寄せの申立て）に対し、裁判所は、K9捜査報告書（裏木戸関係）及びK9捜査報告書（侵入手段関係）を除き、職権発動を行わず、命令も勧告も行わなかったこと

からすると、当時の検察官が、裁判所に証拠を提出しなかったことは、現在の視点から見れば消極的ともいえるが、前述のような背景の下では検察官の対応として問題があったとは認められない。

その中でも、確定判決における犯人性認定の中心的な証拠である5点の衣類に係る証拠開示命令申立てに関して見ると、弁護人が、平成2年1月26日付け「証拠提出命令の申立書」により、既に取り調べ済みの証拠に添付されたもの以外の、5点の衣類の写真及びそのネガフィルムの開示を求めたのに対して、当時の検察官は、「確定記録中の検証調書及び実況見分調書等によって本件現場の状況等は十分に解明されており、本件解明にとって不可欠な重要写真は既に必要に応じて提出されている」などとして、証拠の提出には応じない意見を述べたが、これに対し、静岡地裁も、職権発動を行わず、命令も勧告も行わなかった。

そして、同申立書に記載された申立ての理由は、5点の衣類について、「発見経過には重大な疑惑がある」「他の写真についての提出および詳細かつ鮮明な写真による検討を加える必要がある」などといったものにとどまり、どのような新証拠を前提として申立てが行われているのかや、その新証拠が「無罪・・・を言い渡（す）べき明らかな証

拠」に該当するか否かを裁判所が判断する上で、５点の衣類の写真及びそのネガフィルムがどのような意味で必要性・関連性を有しているのかが判然とせず、しかも、この段階で弁護人が５点の衣類に関して裁判所に提出していた証拠は、被害者らの葬儀の際に、袴田氏が喪章を装着した写真が掲載された毎日新聞の記事だけであり、第２次再審請求審において弁護人が新証拠として主張していたみそに漬けた衣類の色調等に関する実験報告書のような５点の衣類の色調に関する証拠は提出されていなかった。

このような第１次再審請求審における状況を踏まえると、平成２年の段階で、５点の衣類の写真及びそのネガフィルムを裁判所に提出することが相当であったとまではいえない。もっとも、その後これらの証拠を提出したという結果から見ると、第１次再審請求審において５点の衣類の写真及びそのネガフィルムを裁判所に提出することとして探索していれば、（後述するように、平成２６年静岡地裁決定があった後の平成２６年５月３０日になって、５点の衣類等を撮影したカラー写真のネガフィルムが発見されるに至っており、保管上の問題のため、直ちにこれが発見できなかった可能性は残るが）再審請求審の審理がより促進されていた可能性があったと認められる。

イ 第２次再審請求審

(ア) 前述のとおり、第２次再審請求審の第１審においては、第３回打合せにおいて、検察官は、公益の代表者として裁判所の審理にできるだけ協力するべきであり開示できる証拠は任意に開示する旨の方針を示し、その後、弁護人が提出した新証拠とされる証拠の内容などを踏まえ、裁判所に証拠を提出しており、検察官の対応方針に問題となる点は見当たらなかった。

もっとも、現時点から見ると、第２次再審請求審の当初は、証拠開示に対して消極的ともいえる姿勢を示していたことは否定できず、当初から第３回打合せで示した方針のような柔軟な姿勢で証拠開示に臨んでいれば、（平成２２年５月２８日の同打合せまでの約１年の間も）より一層、鉄紺色ズボンのサイズに係る問題に関する再審請求審の審理が促進されていた可能性があったと認められる。

(イ) また、第２次再審請求審において、

○ 弁護人が、平成２２年９月３日付けの証拠開示命令申立書３により、司法警察員が法医理化学研究室において５点の衣類を撮影した写真及びネガフィルムの開示を求めたのに対し、検察官は、同年１２月１日、静岡地検に保管されていた５点の衣類等を撮影したカラー写真３０枚を開示する一方、平成２３年２月２５日の第６回打合

せにおいて、その余については存在しない旨を回答したものの、その後、

- ・ 同年３月２５日の第７回打合せにおいて、弁護士から、警察における写真の存在を確認するよう依頼を受け、検察官が確認を依頼したところ、同年３月２９日、静岡県警察本部において「清水市横砂会社重役宅一家四名殺害強盗殺人放火事件（着衣編）」（以下、単に「着衣編」ということがある。）と題する写真綴りが発見され、同年５月９日、裁判所に提出され
- ・ 平成２６年静岡地裁決定があった後の平成２６年５月３０日になって静岡県警察本部清水分庁舎にあった段ボール箱内から、５点の衣類等を撮影したカラー写真のネガフィルムを含むネガフィルム１１１枚が発見され、その後、本件と関連しないものを除いた合計９３枚のネガフィルムが裁判所に提出され

○ 平成２３年８月２４日付けの証拠開示命令申立書９により、袴田氏の取調べ状況を録音したテープの開示が初めて申し立てられた際、検察官が、当時把握していたものとして、静岡地検に送致されていた袴田氏の取調べ状況を録音した録音テープ１巻のみを開示したが、平成２６年１０月１０日付けの証拠開示命令申立書２により、再度、袴田氏の取調べ状況を録音したテープの開示が申し立てられた際に、検察官が、警察に対し未送致の記録等がないか徹底した確認を依頼した結果、同年１０月２０日に、清水警察署において、袴田氏の取調べ状況を録音したオープンリール式テープ２４巻が発見され、その内容を複製した電磁的記録媒体が裁判所に提出された

といった事態が生じており、証拠開示への対応の前提となるべき、警察における捜査資料の保管・把握が不十分であったことは否定できない（なお、前者〔「清水市横砂会社重役宅一家四名殺害強盗殺人放火事件（着衣編）」と題する写真綴り及び前述のネガフィルム〕については、平成３０年東京高裁決定が、５点の衣類等を撮影したカラー写真３０枚及びＴ５鑑定書の添付写真から５点の衣類の色合いを把握するのは不相当であると判断し、令和２年最高裁決定も平成３０年東京高裁決定の判断が不合理なものとはいえないとし、令和６年静岡地裁判決も、Ｔ５鑑定書の添付写真、着衣編の写真及び５点の衣類等を撮影したカラー写真３０枚を前提に５点の衣類に付着した血痕の色調等を認定することは相当でなく、前述の発見されたネガフィルムを基にＥ７教授が５点の衣類の色調を再現した写真に基づき色調を把握・認定することにも限界がある旨を判示しており、また、後者（オープンリール式テープ）についても、そもそも、平成２０年最高裁決定は、

確定判決が、自白を除いた証拠のみによって犯人性を認定することができるとしたものと判示している。しかし、結果としてこれらの証拠の裁判所への提出が遅れたことで、検察官の回答への信頼性にも関わる事態が生じてしまったと認められる。))。

さらに、第2次再審請求審において、

○ 第1審の審理中に、検察官が、

- ・ 平成23年1月27日付け証拠開示命令申立書6により弁護人から証拠開示命令の申立てがなされた証拠（鉄紺色ズボンの販売店従業員の供述調書）について、同年11月16日付け意見書において、存在しない旨を回答し
- ・ 同年3月18日付け証拠開示命令申立書7により弁護人から証拠開示命令の申立てがなされた証拠（本件直後〔昭和41年7月〕に国鉄（当時）東海道線吉原駅前バス停に停車中のバス車内で拾得物として発見された黒皮財布等の遺失者を発見するために行われた捜査等に関する資料）について、同年11月30日付け意見書で該当するものが1点存在する旨を述べ、その後、静岡地裁の勧告を受けてこれを裁判所に提出した

ものの、その後、改めて記録を精査した結果、開示することが相当であったと思料される証拠が他にも存在することが判明し、差戻前抗告審における第1回打合せに先立つ平成26年6月11日、意見書に添付する形で裁判所に提出した

といった事態も生じ、検察官における証拠の保管・把握ないしは精査も不十分であったと認められる（なお、前者は、平成22年9月6日に検察官が裁判所に提出した当該販売店従業員の供述調書と同旨のものであり、後者は、確定控訴審において検察官が証拠として提出した捜査報告書と同旨のものであって、いずれも、裁判所の最終的な判断結果には影響を与えなかったが、結果として裁判所への提出が遅れたことで、検察官の回答への信頼性にも関わる事態が生じてしまったと認められる。))。

ウ 個別の証拠開示における問題点

ここからは、再審請求審における証拠開示についての検察官の対応に問題があると指摘されている個別の証拠について、事実経過を確認した上で、検察官の対応に問題があったかどうかや検察官の対応が審理の長期化の要因となったかどうか等について検討する。

(7) 鉄紺色ズボンの「B」の表記

- a 5点の衣類のうち、鉄紺色ズボンの内部に縫い込まれていた布片の「B」の表記に関しては、確定控訴審判決がこれをサイズに関す

る表記であると認定し、袴田氏は本件発生時には鉄紺色ズボンを履けたと認定する根拠としていたが、第2次再審請求審において検察官が開示したC6の供述調書等には、これが色に関する表記である旨の記載があり、平成26年静岡地裁決定において確定控訴審判決の認定は誤りであるとの判断がされた経緯があることから、この点に関する証拠開示の対応について検討する。

- b 第1次再審請求審においては、鉄紺色ズボンの「B」の表記やサイズに関する証拠について、弁護人から証拠開示命令の申立てがされたと認められる記録は見当たらない。

第2次再審請求審においては、弁護人が、平成21年6月2日付け証拠開示命令申立書により鉄紺色ズボンの製造元の関係者の供述調書等の証拠開示命令を申し立て、検察官は、平成22年9月6日付け意見書のとおり、前記aのC6の供述調書等を裁判所に提出した。

前述のとおり、検察官は、第2次再審請求審において、当初、証拠開示に対して消極的ともいえる姿勢をとっていたため、結果として、弁護人の証拠開示命令の申立てから、証拠開示まで約1年3か月、検察官が証拠開示に関する方針を示した同年5月28日から約3か月を要しているものの、この際に弁護人が証拠開示命令の申立ての対象としていた証拠は、鉄紺色ズボン「B」の表記やサイズに関する証拠のみならず、

- ① S8消防署消防士長作成の火災出動報告書添付の実況見分調書に添付された図面及び写真
- ② 静岡県警察が昭和41年7月3日に富士市内のS9刃物店において実施したくり小刀捜査に関する捜査報告書（備忘録・メモ等形式を問わない）
- ③ 静岡県警察が同日に富士市内のS9刃物店において購入したくり小刀及び同くり小刀に係る領置調書
- ④ 同年9月13日にS2郵便局事故郵便係で発見された清水警察署長宛差出人不明の封筒及び同封現金と便箋に係る指紋鑑定書
- ⑤ 郵政監察官作成の捜査報告書（書類の名称、作成者等の如何にかかわらず、同年9月13日にS2郵便局で発見された5万700円の現金入り封筒に関する捜査結果を記載した書面）
- ⑥ パジャマの血液型鑑定の詳細な鑑定経過が記載されている書面（鑑定書、捜査報告書、メモ等）
- ⑦ 静岡県警察が同年7月15日に科学警察研究所に依頼したパジャマの血液型鑑定の結果が記載されている書面（鑑定書、捜査報

告書等)

- ⑧ 白ステテコ、白半袖シャツ、ネズミ色スポーツシャツの製造元、卸問屋、小売店等に関する捜査報告書、C2ら関係者の供述調書
- ⑨ 本件会社のサービスマッチ（小型マッチ）に関する捜査報告書（備忘録・メモ等形式を問わない）
- ⑩ 静岡地裁裁判官作成の昭和42年9月10日付け捜索差押許可状の請求書及びその添付資料

と多岐にわたっており（平成21年6月2日付け証拠開示命令申立書）、そのため、検察官としては、大量の証拠や捜査資料について、その有無の確認や開示の要否・当否についての検討を同時並行で行う必要があったことに加え、

- 同年7月24日に行われた第1回打合せにおいて、裁判所が、弁護人に対して、同年6月2日付け証拠開示命令申立書について、開示命令を求める法的根拠について補充書の提出を求め、その約4か月後、弁護人が、同年12月7日付け証拠開示請求理由補充書を提出し

- 同年12月14日に行われた第2回打合せにおいて、裁判所が、検察官に対して、証拠開示についての意見書を平成22年3月19日までに提出するよう求めたものの、その後、検察官は、それまでの対応を変え、同年5月28日の第3回打合せで前述の証拠開示命令の申立てに対する対応方針を示し、その約3か月後、検察官が、同年9月6日付け意見書を提出し、関連する捜査報告書や供述調書の提出・開示に応じた

との経緯があったことに鑑みると、検察官の対応によって殊更に証拠開示が遅滞し、再審請求手続の長期化を招いたとまでは認め難い。

- c もっとも、現時点から見ると、検察官としては、弁護人が平成20年4月25日付け再審請求書において、鉄紺色ズボンのサイズに関する新証拠として、E30教授作成の平成19年11月9日付け鑑定書（共布の糸密度と鉄紺色ズボンのわたり等の経糸の本数から、鉄紺色ズボンのわたり幅を推定するなどしたもの）を提出していたことを踏まえ、前述のとおり、これが「無罪…を言い渡（す）べき明らかな証拠」に該当するかどうかを判断するために必要性・関連性を有するかどうかを吟味した上で、裁判所の意向なども踏まえて、当初から柔軟な姿勢で証拠開示に臨んでいれば、より一層、鉄紺色ズボンのサイズに係る問題に関する再審請求審の審理が促進されていた可能性があったと認められる。

- d なお、令和6年静岡地裁判決は、「鉄紺色ズボンの『B』の表示

は寸法ではなく、色を表示するものであるから、上記認定（注：確定控訴審判決の認定を指す。）が誤りであったことは明らかである。」と判示する一方で、第２次再審請求審において静岡地裁が実施した検証の結果（袴田氏が本件当時使用していたベルトについて、最も多く使用されていた形跡のあったベルト穴を用いた場合の内径を測ったもの）に基づいて本件当時の袴田氏の胴回りの大きさを推定し、また、鉄紺色ズボンは「Ｙ体４号」のサイズで発注されたものであり、その胴回りは約３ｃｍ詰められた形跡があったことを踏まえ、本件当時の鉄紺色ズボンの胴回りの大きさを推定した上で、「被告人は本件事件当時に鉄紺色ズボンを着用できたと考えられる。」と判示した。

(イ) １号タンク内のみその量に関する捜査報告書

a 本件が発生した昭和４１年６月３０日頃及び同年７月４日に行われた本件工場の捜索時の１号タンク内のみその残量については、確定控訴審判決が、本件工場の従業員の証言や同捜索に従事した警察官の証言等に基づき、相当量のみそが入っていた旨認定したことについて、弁護人が、第１次再審請求審及び第２次再審請求審のいずれにおいてもその認定を争い、第２次再審請求審において、検察官が同日時点における１号タンク内のみその残量が記載されたＫ２警部補作成の昭和４２年９月１０日付け捜査報告書を開示した後は、同捜査報告書に基づいた主張を展開することとなった経緯があることから、同捜査報告書の開示に関する対応について検討する。

b K２警部補作成の昭和４２年９月１０日付け捜査報告書の開示命令の申立ては、第１次再審請求審においてはされておらず、検察官が弁護人からの証拠開示命令の申立てへの対応方針を示した第２次再審請求審の第１審の第３回打合せが行われた日（平成２２年５月２８日）において初めてされたものである。

検察官が、同打合せにおいて、その時点で弁護人からされていた証拠開示申立てについて結論を出すまでに３か月を要すると述べたのに対し、弁護人及び裁判所から異議が述べられておらず、同捜査報告書の裁判所への提出は３か月と９日経過後であったことからすると、同捜査報告書の開示は、その開示の申立てがされた時点で検察官が明らかにし、弁護人及び裁判所も想定していた期間に沿って行われたものといえる。

c 開示までに要した期間（約３か月）そのものの妥当性については、検察官が証拠開示に関する方針を示した第３回打合せの時点で、弁護人からは、弁護人作成の平成２０年１２月４日付け証拠開示要請

書、平成21年6月2日付け証拠開示命令申立書及び平成22年5月28日付け証拠開示命令申立書2により、約13項目にわたる証拠の開示が申し立てられており、検察官はこれらの申し立てに対していずれも並行して対応する必要があったことを踏まえると、これら全ての証拠について、存否を確認し、開示の必要性・関連性、相当性を判断した上で対応するまでに要した期間として、長きに失したとは認められない。

- d 前述のとおり、検察官は、第3回打合せ以降、裁判所の意向も踏まえつつ、弁護人が提出した新証拠が「無罪・・・を言い渡（す）べき明らかな証拠」に該当するか否かを裁判所が判断するために必要性・関連性があり、かつ、これを明らかにしてもプライバシーの侵害等の弊害がないなど相当と考えられる場合には、検察官が保管する証拠を裁判所に提出するという方針で対応するようになっている。

K2警部補作成の昭和42年9月10日付け捜査報告書は、検察官において、その開示命令の申立てがされた時点で弁護人から提出されていた新証拠であるC7ほか1名作成の平成20年4月14日付け味噌漬け実験報告書などが「無罪・・・を言い渡（す）べき明らかな証拠」に該当するか否かを裁判所が判断するために必要性・関連性があり、かつ、開示することが相当と判断して裁判所に提出したものであり、前述の方針に沿った対応がされたといえる。

- e 以上のとおり、K2警部補作成の昭和42年9月10日付け捜査報告書の開示について、検察官の対応に問題があったとは認められず、審理の遅滞を招いたとはいえない。

(ウ) 昭和41年7月20日のみそ仕込み作業における袴田氏の作業内容に関する証拠

- a 昭和41年7月20日のみそ仕込み作業における袴田氏の作業内容については、弁護人が、第1次再審請求審及び第2次再審請求審のいずれにおいても本件工場の従業員の供述等に基づく確定控訴審判決の認定を争い、第2次再審請求審においてこれに関連する証拠の開示命令を申し立てたところ、検察官は、当初はこれに応じず、後に開示に至った経緯があることから、かかる検察官の対応について検討する。

- b 第1次再審請求審において、弁護人が、昭和41年7月20日のみそ仕込み作業における袴田氏の作業内容に関する証拠の開示を求める申し立てをしたと認められる記録は見当たらない。

第2次再審請求審の第1審において、弁護人は、平成22年11

月4日付け証拠開示命令申立書5により、5点の衣類に関する本件工場従業員の目撃状況が記載された証拠として、K3警部作成の昭和42年9月10日付け捜査報告書の開示を求めた。これに対して検察官は、平成23年2月22日付け意見書において、提出するのを相当とする証拠は認められない旨を回答し、同年2月25日の第6回打合せにおいて、弁護人に開示の必要性について主張を補充するよう求めた上で、弁護人が提出した同年8月4日付け証拠開示理由補充書4を踏まえ、同年11月16日、証拠開示命令の申立ての対象であったK3警部作成の昭和42年9月10日付け捜査報告書1通のほか、これに関係する本件工場の従業員を含む24名の供述調書を裁判所に提出した。

検察官は、平成22年5月28日の第3回打合せ以降、前述の方針に従って証拠開示命令の申立てに対応することとしていたところ、当初は、弁護人が主張する開示の必要性が不明であったことから提出に応じなかったものの、弁護人が証拠開示理由補充書4によって証拠開示の必要性に関して主張をしたことなどの審理状況を踏まえて、K3警部作成の昭和42年9月10日付け捜査報告書の提出に応じ、更に同捜査報告書に記載された者の供述を内容とする供述調書も併せて開示することとしたものと認められ、こうした対応は、検察官が示した証拠開示に関する基本姿勢に沿ったものといえる。

- c 弁護人は、その後、平成25年9月5日付け証拠開示命令申立書により、「味噌仕込み作業に関する関係者の供述を記載した捜査報告書・供述調書等一切の証拠」の開示を申し立てた。

裁判所は、同年9月13日の第24回打合せにおいて、弁護人が開示を求めた「味噌仕込み作業に関する関係者の供述を記載した捜査報告書・供述調書等一切の証拠」の開示を勧告し、検察官は、同年9月30日及び同年10月17日の打合せにおいて、開示を勧告された証拠を裁判所に提出した。

検察官は、前述の方針に沿った対応を行っていたものと認められる。

- d 前記K3警部作成の昭和42年9月10日付け捜査報告書について、開示の申立てがされてから開示されるまでの期間は、約1年であった。

まず、申立てがされてから意見書をもって同捜査報告書の提出をしない旨の回答をしたのは、約4か月後であったが、証拠開示命令申立書5においては合計9項目の証拠の開示が申し立てられている

ことを踏まえると、この回答までの期間が長きに失したとまではいえない。

また、検察官は、弁護人が証拠開示理由補充書4を提出した後、開示を求められた証拠を裁判所に提出するまでに約3か月を要しており、当初の回答期限を5日超過したものの、この間、弁護人が順次提出した証拠開示理由に関する補充書4通（平成23年3月18日付け証拠開示命令申立書7までの証拠開示命令申立てに関する書面7通に対応するもの）及び同年8月24日付け証拠開示命令申立書9にも並行して対応を迫られていたことからすれば、証拠の有無、必要性・関連性、相当性を検討して、開示する旨の判断をするまでの期間が長きに失したとは認められない。

さらに、平成25年9月5日付け証拠開示命令申立書による申立てへの回答は、5点の衣類発見後の証拠については25日後、5点の衣類発見前の証拠については約1か月後にされているところ、いずれも同年9月13日の第24回打合せにおいて裁判所が示した期限内のものであって、検察官の対応が問題であったとは認められない（なお、検察官の開示を受けて弁護人が新証拠として提出した供述調書は、結果として、その後の裁判所の判断に影響しておらず、弁護人の主張の中でも主要な証拠として取り上げられていない。）。

- e 以上のとおり、昭和41年7月20日のみそ仕込み作業における袴田氏の作業内容に関する証拠である捜査報告書や本件工場の従業員の供述調書の開示について、検察官の対応に問題があったとは認められない。

(I) 5点の衣類等を撮影した写真及びネガフィルム

- a 5点の衣類等を撮影した写真及びネガフィルムについては、第1次再審請求審及び第2次再審請求審のいずれにおいても弁護人から開示命令が申し立てられていたが、検察官は、第2次再審請求審の第1審においてカラー写真30枚を裁判所に提出するまで開示をしておらず、さらに、同カラー写真30枚のほかには5点の衣類を撮影したカラー写真及びネガフィルムは存在しない旨回答していたが、その後、未開示のカラー写真及びネガフィルムの存在が発覚し、検察官が開示の対応をした経緯があることから、かかる一連の経緯に問題があったかどうかについて検討する。
- b 5点の衣類等を撮影した写真及びネガフィルムについては、弁護人が、第1次再審請求審（第1審）の段階において、平成2年1月26日付けの「証拠提出命令の申立書」により、法医理化学研究室担当者が撮影するなどした5点の衣類の写真及びそのネガフィルム

の開示を求めていたにもかかわらず、当時の検察官が、「確定記録中の検証調書及び実況見分調書等によって本件現場の状況等は十分に解明されており、本件解明にとって不可欠な重要写真は既に必要に応じて提出されている」などとして、証拠の提出に応じず、消極的ともいえる姿勢を示していた。

このような検察官の姿勢は、弁護人が主張する証拠開示命令申立ての理由が、５点の衣類について、「発見経過には重大な疑惑がある」などといった抽象的で漠然としたものにとどまり、どのような新証拠を前提として申立てが行われているのかや、その新証拠が「無罪・・・を言い渡（す）べき明らかな証拠」に該当するか否かを裁判所が判断する上で、５点の衣類等を撮影した写真及びそのネガフィルムがどのような意味で必要性・関連性を有しているのかが判然としていなかったことにも起因していた可能性があり、第１次再審請求審の即時抗告審も、原審が検察官に対する証拠開示の要求について積極的な姿勢を示さなかったことは不当であるという弁護人の主張に対しては、裁判所の合理的な裁量に委ねられるべき問題であり、合理的裁量の範囲を逸脱しているとは認められない旨判示していることからすれば、当時においては、検察官の対応に問題があったとまでは認め難い。

他方、現時点から見ると、５点の衣類等を撮影したカラー写真やネガフィルムは客観的証拠であって開示することによりプライバシーの侵害等の弊害があったとはいい難く、検察官においても、開示に向けてより積極的に行動していれば、より早期に、５点の衣類等を撮影した写真やネガフィルムの探索が行われ、弁護人に開示することができた可能性があったと考えられる。

- また、第２次再審請求審の過程では、弁護人が、平成２年１月２６日付けの「証拠提出命令の申立書」とほぼ同様に、平成２２年９月３日付け証拠開示命令申立書３により、５点の衣類等を撮影した写真及びネガフィルムの開示を求めたのに対し、検察官は、静岡地検に保管されていた５点の衣類等を撮影したカラー写真３０枚を裁判所に提出したが、その時点では、これらの写真の撮影者、撮影日等を特定することができなかった。

５点の衣類等を撮影したカラー写真３０枚については、発見した時点では、撮影・プリント状況が不明であったために、検察官として撮影者、撮影日等を特定することができず、その後、これらについて異なる推測が成り立ってしまい、弁護人から他にも写真が存在するはずであるなどとして更なる証拠開示命令の申立てを受けた

り、裁判所から撮影年月日等について明らかにするように求められたりするなど紛議を招くことになった。そもそも、再審請求審の場合には、長期間が経過した後に、古い資料の作成状況等を確認する必要が生じ得ること、担当検察官・検察事務官や担当警察官が何代にもわたって交替してしまうと後になって資料の作成状況を確認して再現することが困難となっていくことなどの事情があったことに鑑みると、現時点から見ると、何らかの形でその入手経緯や作成状況を後に確認できるようにしておくことが望ましかったと考えられる。

- d さらに、検察官が、5点の衣類等を撮影したカラー写真30枚を開示した後、その他には写真及びネガフィルムは存在しない旨を回答したにもかかわらず、その後、平成23年3月29日、静岡県警察本部において「清水市横砂会社重役宅一家四名殺害強盗殺人放火事件（着衣編）」と題する写真綴り等が発見されたことから、検察官が、同年5月9日付けで静岡地裁に提出するといった事態や、平成26年静岡地裁決定後の平成26年5月30日になって、静岡県警察本部清水分庁舎において、5点の衣類等を撮影したカラー写真のネガフィルムが発見されたことから、これを裁判所に提出するとともに、その内容を弁護人にも開示するといった事態が生じた。

その原因は、長期にわたって裁判所による審理が行われている場合における客観的な捜査資料の管理・把握が十分でなかったことにあるといわざるを得ない。

(オ) 袴田氏の取調べ状況を録音した録音テープ

- a 袴田氏の取調べ状況を録音した録音テープについては、第2次再審請求審において弁護人から証拠開示命令が申し立てられたのに対し、検察官が、録音テープ1巻を開示していたものの、その後、清水警察署に保管されていた他の録音テープの存在が発覚し、開示をした経緯があることから、このような事態が生じた原因について検討する。
- b 第1次再審請求審においては、弁護人から袴田氏の取調べ状況を録音した録音テープの開示を求める申立てがされたと認められる記録は見当たらない。

検察官は、第2次再審請求審の第1審において、弁護人作成の平成23年8月24日付け証拠開示命令申立書9により、確定審及び再審請求審を通じて初めて、「袴田氏の取調べに関して取調べ状況を録音したテープ等」の開示を求められたのに対し、当初、袴田氏の取調べ状況を録音した録音テープが存在することは明らかにしつ

つ、その開示をしていなかったが、裁判所からの勧告を受けて、その当時検察官において存在を把握していた袴田氏の取調べ状況を録音した録音テープ1巻を開示した。

その後、差戻前抗告審において、再度、弁護人から、平成26年10月10日付け証拠開示命令申立書2により、袴田氏の取調べ状況を録音した録音テープの開示命令が申し立てられたが、検察官は、その後の同年12月25日に行われた第4回打合せにおいて、同年10月中旬頃に警察で袴田氏の取調べを録音したものと思われるテープ（オープンリール式テープ）が発見された旨を明らかにし、その記録内容を確認した上、平成27年1月30日、同オープンリール式テープを複製した電磁的記録媒体を裁判所に提出した。

- 袴田氏の取調べが行われた当時、取調べの録音を義務付ける規律はなく、取調べ状況を録音した場合の録音テープ自体の保管・管理等を規律する法令も見当たらない。

そして、第2次再審請求審で開示された袴田氏の取調べ状況を録音した録音テープは、いずれも、その発見の経緯や状況から見ると、証拠物として適式に保管されていたものではなく、検察官に送致されることのないまま、捜査資料として警察で事実上保管されていたことがうかがわれる。

第1審（第2次再審請求審）で証拠開示を求められた検察官において、捜査資料として警察で事実上保管されていた袴田氏の取調べ状況を録音した録音テープのうち、先行して開示した録音テープ1巻以外の存在を把握しないまま回答したことの主たる原因は、警察における保管・把握が十分でなかったことにあるといわざるを得ない。

（カ）現在の対応状況

以上のような客観的な捜査資料の管理等について、まず、写真関係の資料については、近年では、

- 犯罪捜査に用いるフィルムカメラについて、デジタルカメラへの切り替えが行われるとともに、デジタルカメラで撮影した画像の記録に使用する書ききり型記録媒体について、その使用方法や保管方法などをまとめた管理要領が定められている（「デジタルカメラで撮影した画像の管理要領の制定について（通達）」〔令和6年4月1日付け警察庁丙鑑発第17号〕）

など、適正な管理体制が構築されているといえる。

また、被疑者の取調べに係る記録媒体等については、

- 刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）

により、死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件及び短期１年以上の有期の懲役又は禁錮に当たる罪であって故意の犯罪行為により被害者を死亡させたものに係る事件について、逮捕若しくは勾留されている被疑者の取調べを行うとき又は被疑者に対し弁解の機会を与えるときは、原則として、録音・録画をしなければならないとされ（刑事訴訟法３０１条の２）、これに伴い、

- ・ 警察においては、録音・録画を実施した際には、速やかに録音・録画状況報告書を作成するものとされるとともに、録音・録画記録媒体の保管・管理指針が定められ（「取調べの録音・録画について」〔平成３１年４月２６日付け警察庁丙刑企発第１１３号〕、「録音・録画記録媒体の保管・管理指針」〔平成３１年４月２６日付け警察庁丙刑規企発第１１４号〕）、これらの録音・録画記録媒体及び録音・録画状況報告書が、刑事訴訟法の規定に基づき、検察官に送致されること
- ・ 検察庁においても、各地検の本庁においては、録音・録画に係る動画ファイルが録音・録画記録装置に記録されて保管されることに加え、身体拘束中の被疑者について、取調べの録音・録画を行った旨を「取調べ状況等報告書」に記載するとともに、当該録音・録画の終了後、「録音・録画記録管理表」に必要事項を記載し、これらを事件記録として保管するものとされていること（「取調べの録音・録画要領について（事務連絡）」〔令和５年１２月５日付け最高検判第１３号〕）

など、録音・録画記録媒体等の適正な管理体制が構築されている。

さらに、現在では、本件のように、死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件等については、原則として、第１回の公判期日前にこれを公判前整理手続に付さなければならないものとされ（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律４９条）、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成２８年法律第５４号）により、

- 公判前整理手続に付された事件では、被告人又は弁護人から請求があったときは、速やかに、被告人又は弁護人に対し、検察官が保管する証拠の一覧表の交付をしなければならず（刑事訴訟法３１６条の１４第２項）、その一覧表には、法律上定められた事項を記載しなければならない（同条３項）
 - 検察官は、一覧表の交付後、証拠を新たに保管するに至ったときは、速やかに、被告人又は弁護人に対し、当該新たに保管するに至った証拠の一覧表を交付しなければならない（同条５項）
- ものとされており、これらの規定の施行後は、弁護人が請求すれば、

検察官が保管する証拠の一覧表が交付されることとなっている。そのため、弁護人においても、検察官に送致された証拠書類及び証拠物については網羅的に把握することができ、これにより、客観的な捜査資料や証拠の保管・把握が適正に行われるようになっている。

(4) 検察官による抗告に関する問題点

第1次再審請求審においては再審開始決定がなされたことはなく、検察官による抗告等の不服申立てはなされていない。

第2次再審請求審において、再審開始を認めた平成26年静岡地裁決定に対して、検察官が即時抗告を申し立てたが、差戻前抗告審・特別抗告審・差戻後抗告審の各決定においても、また、その後の再審公判における令和6年静岡地裁判決においても、後述のとおり、平成26年静岡地裁決定は、E6鑑定の手法や結果の信用性について科学的に明らかに誤った判断を前提にしたものであると認められており、検察官がした即時抗告は、科学的に誤った判断を是正するために必要かつ相当なものであり、即時抗告をしたことに問題があったとは認められない。

平成26年静岡地裁決定に即時抗告をせず、再審公判に臨むべきであったとの指摘もあるが、再審制度では、三審制の下で慎重な審理を経て確定した判決を覆すべき事由として刑事訴訟法が定める再審開始事由がある場合、すなわち、請求人が提出した（新たな）証拠が「無罪…を言い渡（す）べき明らかな証拠」である場合に限って再審公判を開始することとされており、再審請求審と、有罪か無罪かを含めた事実審理を行う再審公判の手続とは分けられているので、再審を開始するという判断に違法・不当な点がある場合に、それを放置したまま再審公判に進むことは法の予定していないところであって、そのような対応が、検察官の対応として適切であるとはいえない。

(5) 再審公判における有罪立証に関する問題点

令和5年東京高裁決定を受けて、検察官は、再審公判に臨むに当たり、改めて証拠を精査した上で、関係証拠を総合評価すれば袴田氏の有罪を立証することができるとの判断の下、被害者4名の強盗殺人・放火事件という重大事件について有罪立証を放棄することは検察の責務に反するものと判断し、有罪立証を行って裁判所の判断を求めることとした。そして、早期に裁判を終結させるという要請があることをも踏まえ、再審公判における審理をできるだけ迅速に進められるよう努めつつ主張立証を行ったのであって、再審公判において検察官が有罪立証を行ったこと及びその立証活動方針は相当なものであり、問題があったとは認められない。

なお、検察官は、令和6年静岡地裁判決に対して控訴を申し立てず、上訴権を放棄して確定させたが、その判断に至った理由は、袴田氏の法的地

位が長期にわたり不安定な状況に置かれてきたことを踏まえ、検察官が控訴することによってその状況が継続することは相当でないと判断したことによる。

第6 捜査・公判等について

本件における逮捕及び起訴に問題はないと認められるが、それ以外の点に問題があったかどうかについて検討した。

1 捜査（取調べ）について

(1) 経緯

ア 袴田氏の自白調書の作成経緯及び公判での採否

昭和41年8月18日に袴田氏が逮捕された後、警察官及び検察官は袴田氏の取調べを行った。袴田氏は、同年9月6日に本件の犯人であることを自白し、同年9月9日に静岡地裁に起訴された。警察官及び検察官は、起訴後も同年10月まで袴田氏の取調べを継続し、供述調書を作成した。

確定第1審では、検察官が袴田氏の自白を内容とする供述調書45通の取調べを請求し、裁判所は、第28回公判において全て証拠として取り調べた。しかし、裁判所は、その判決（確定第1審判決）において、証拠として取り調べた45通の供述調書のうち、44通を証拠排除し、袴田氏の検察官に対する同年9月9日付けの供述調書のみを証拠として残した。

その後、再審公判では、第2次再審請求審の審理期間中に発見されたオープンリール式テープ24巻の内容を複製した電磁的記録媒体及びその反訳書などが取り調べられ、裁判所は、その判決（令和6年静岡地裁判決）において、袴田氏の検察官に対する昭和41年9月9日付け供述調書を証拠排除した（なお、検察官も、同供述調書は有罪立証の証拠として使用しないことを明示していた。）。

イ 確定第1審判決が44通の自白調書を証拠排除した理由

確定第1審判決は、取調官らの証言等に基づき、警察官が作成した供述調書28通について、逮捕翌日から連日平均約12時間に及ぶ取調べが行われ、ほとんど答えようとしない袴田氏に対して執拗な追及がなされていた一方、弁護人との接見は、3回だけ、それぞれ7分間ないし15分間行われたにすぎないことなどを指摘し、袴田氏が自白するまでの取調べは袴田氏の自由な意思決定に対して強制的・威圧的な影響を与える性質のものであり、自白は、いずれも「自由で合理的な選択」に基づくものではなく、任意性を欠くと判断した。また、起訴後に検察官が作成した供述調書16通について、弁護人を立ち会わせたり袴田氏に取調

べを拒絶できることを明言するなどの措置を講じることなく、起訴前と同じ態様で取調べが行われていたことから、かかる取調べは「任意捜査としての被告人の取調」ということができず、憲法31条、刑事訴訟法197条1項ただし書に違反すると判示した。そして、袴田氏の検察官に対する昭和41年9月9日付けの供述調書については、検察官が袴田氏の取調べを行う際には警察官を立ち会わせず検察事務官を立ち会わせただけであったこと、検察官は、袴田氏の自白後に取調べを行うに当たっては、警察と検察庁は違うので警察官の取調べに対して述べたことにこだわらなくてよい旨告げて取り調べたこと、警察官が作成した自白調書を参考にして取り調べたのではなく、これを机上に置いたりもしていなかったことなどから、同日の検察官による取調べに対して警察官の取調べが強い影響を及ぼしたものと認められず、その他、同日付けの供述調書の任意性を疑わしめる事実とは認められないと判断し、同供述調書のみ証拠能力を認めた。

ウ 令和6年静岡地裁判決が袴田氏の検察官に対する昭和41年9月9日付けの供述調書を証拠排除した理由

令和6年静岡地裁判決は、袴田氏の検察官に対する昭和41年9月9日付けの供述調書は、黙秘権を実質的に侵害し、虚偽自白を誘発するおそれの極めて高い状況下で、警察官と検察官の連携により、肉体的・精神的苦痛を与えて供述を強制する非人道的な取調べによって作成されたものと認められる上、犯行着衣等に関する虚偽の内容も含むものであるから、実質的に捜査機関によってねつ造されたものと評価できるとし、刑事訴訟法319条1項の「強制、拷問又は脅迫による自白」であって、「任意にされたものでない疑のある自白」に当たるとして、その証拠能力を否定した。

(2) 取調べの状況

ア 警察官による取調べの状況

オープンリール式テープ24巻に録音されていた内容は、取調べのごく一部にすぎない上、同一日の録音が複数のテープに断片的に録音されているため、取調べの全容を明らかにするものではない。もっとも、このように残存している録音内容や、袴田氏の留置人出入簿の記載(注2)等から、警察官の取調べについては、袴田氏が昭和41年8月18日に清水警察署に任意出頭してから自白前日の同年9月5日までの19日間、夜中又は深夜にわたるまで、1日平均約12時間、連日取調べが行われ、また、警察官は、袴田氏に対し、被害者らの写真を示しながら同人らに対する謝罪を繰り返し求めたり、勾留の長期化をほのめかして自白を迫るなどし、さらに、尿意を催した袴田氏に対し、取調室内に便器

を持ち込んで排尿させるなどしていたことが認められる。

(注2) 清水警察署の留置人出入簿には、袴田氏が取調べのために留置場を出入りした日時が記載されていることから、これに基づき、袴田氏の逮捕勾留中の取調べ日時が推認される。留置人出入簿の記載内容は別添資料3のとおりである。

イ 検察官による取調べの状況

オープンリール式テープ及び留置人出入簿等から、P検察官は

- 昭和41年8月20日午後6時55分頃から午後9時10分頃までの間
- 同年8月21日午後2時35分頃から午後3時50分頃までの間
- 同年8月29日午後7時55分頃から午後9時53分頃までの間
- 同年8月31日午後6時50分頃から午後9時25分頃までの間
- 同年9月2日午後7時頃から午後9時5分頃までの間
- 同年9月3日午後7時頃から午後9時頃までの間
- 同年9月8日午後6時頃から午後9時頃までの間
- 同年9月9日午後2時頃から午後7時頃までの間及び午後7時30分頃から午後9時30分頃までの間

に、いずれも清水警察署に赴いて袴田氏の取調べ（弁解録取手続を含む。）を行っているが（ただし、同年9月3日、同年9月8日及び同年9月9日のP検察官の取調べ時間については、留置人出入簿の記載のみからは警察官の取調べ時間と区別し難く、P検察官の証言から認められるおおよその時間である。）、P検察官による取調べ自体は長時間に及んでいるとは認められない。しかしながら、P検察官が午後9時を回る時間まで取調べを行った後に、引き続き警察官が取調べを行うこともあった。

袴田氏が自白するまでのP検察官の取調べ状況については、オープンリール式テープの録音内容によれば、勾留請求日である同年8月21日の取調べにおいては、明確に袴田氏を犯人と決め付けるまでの発言はしていないものの、警察が袴田氏を逮捕するまでに慎重に捜査を行ってきており、袴田氏においては被害者らのことを考えて反省し、正直に言わなければいけない旨申し向け、さらに、同年8月29日及び同年8月31日の取調べにおいては、否認している袴田氏に対し、「あまり、そんなに手数をかけさせるんじゃない。」、「君以外に犯人がないことは、もう確定的なんだよ。」、「君がやったんだろ。」などと発言するなど、袴田氏が犯人であるとの心証を前提として取り調べていたとはいえ、袴田氏を犯人であると決め付けたかのような発言が認められる。他方、袴田氏が自白した後のP検察官の取調べ状況については録音がないものの、P検察官の確定第1審の証言によれば、P検察官は、同年9月8日の取

調べにおいて、袴田氏に、「本当に君がやったのか」と尋ね、「警察と検察庁は違うのだから、警察官の調べに対して述べたことにはこだわらないで、本当のことを言ってもらいたい」と告げた上で取調べを行い、警察官から暴行を受けていないかも確認したこと、同年9月9日の取調べにおいても、改めて、袴田氏に、最初に「君が犯行をやったということは間違いはないか」と尋ねてから取調べを進めたこと、袴田氏の警察官に対する供述調書を参考にしたことはなく、手には供述調書を全く持たないでメモ用紙だけを持って取調べに当たったことなどが認められる。

(3) 評価

以上に鑑みると、警察官の取調べについては、深夜・長時間にわたって取調べを行い、写真を示して謝罪を求め、あるいは勾留の長期化をほのめかして自白を迫るなどし、また、取調室内で排尿させるなど袴田氏の自白が任意性を欠くと評価されるものであったといわざるを得ない。

他方、P検察官の取調べ自体については、被疑者の弁解に耳を傾ける姿勢が十分でなかったことは否定できないが、P検察官の取調べがそれ自体として袴田氏の供述の任意性を失わせるものとまでは評価し得ない。しかしながら、前述のように本件における警察官の取調べには任意性を欠くような様々な問題があったのであるから、検察官としては、自らの取調べにおいて、警察官による取調べの影響を明確に遮断して、袴田氏の供述の任意性の確保に努める必要があったが、P検察官が、袴田氏に警察官の取調べ状況を尋ねるなどその実態把握に努めたことはうかがわれない。むしろ、P検察官は、前述のとおり警察と同じ心証を抱いて、袴田氏が犯人であると決め付けたかのような発言をしながら自白を求めるなどしていたことが認められ、袴田氏が自白した後に、事後的に、警察と検察庁とは組織が違ふことや警察官の取調べの延長であるかのような印象を与えないように努めたとしても、袴田氏の供述の任意性がそれによって担保されたとはいえない。

なお、本件において、P検察官は警察署に赴いて取調べを実施し、P検察官の取調べの前後に警察官の取調べが行われていることが認められるが、かような取調べ自体に問題があるわけではない（裁判官による勾留質問も清水警察署で行われており、関係者らにおいて、事件の重大性に鑑み、押送に伴う不慮の事故等を警戒していたことが推察される。）。ただし、検察官としては、被疑者にとって場所的移動がない場合には特に、警察と検察との区別が分かるように伝える工夫をするとともに、検察官自身の取調べ時間のみならず、警察官による取調べと併せた取調べ全体が長時間に及んでいないかにも配慮する必要があるが、また、警察官による取調べに問題がないかどうかを十分に把握するように努め、仮に問題があった場合に

は、警察に対してその是正を求めるなどの措置を講じるとともに、検察官の取調べが被疑者の供述の任意性を損なうことがないように、警察官による取調べと遮断する措置を十分にとることは必要であった（注３）。

（注３）取調べの態様が捜査機関による５点の衣類のねつ造を推認させるかについて、平成２６年静岡地裁決定は、警察官による取調べが人権を顧みることなく厳しく追及する姿勢が顕著であることから、５点の衣類のねつ造が行われたとしても特段不自然ではない旨判示し、令和６年静岡地裁判決も同様の前提に立っているものと認められる。しかしながら、取調べの在り方から証拠のねつ造に結び付ける思考については、検察官は、第２次再審請求審の差戻前抗告審において、「犯人と考えられる者を厳しく追及することと、証拠をねつ造するということは、全く次元を異にする事柄であって（中略）『袴田を犯人として厳しく追及する姿勢が顕著である』という捜査手法に対する評価から、『５点の衣類のねつ造が行われたとしても、特段不自然とはいえない。』という警察がねつ造を行ったとの結論を導き出すことは、論理の飛躍がある」と主張していたところであり、平成３０年東京高裁決定も「自白追及の厳しさと証拠のねつ造の可能性を結び付けるのは、相当とはいえない。これまでしばしば刑事裁判で自白の任意性が問題となってきたように、否認している被疑者に対して厳しく自白を迫ることは往々にしてあることであって、それが、捜査手法として許される範囲を超えるようなことがあったとしても、他にねつ造をしたことをうかがわせるような具体的な根拠もないのに、そのような被疑者の取調べ方法を用いる捜査当局は、それ自体犯罪行為となるような証拠のねつ造をも行う傾向があるなどということはできず、そのような経験則があるとも認め難い。」旨判示しているところである。

２ 捜査（捜査経緯・結果の証拠化に不十分な面があること）について

- (1) 本件の重大性に鑑みれば、昭和４１年７月４日の本件工場の捜索の際、本件工場の従業員から、醸造中のみそが駄目になって大損害となってしまうのでみそ内の捜索をしないよう強く要請されたとしても、タンク内のみその中でも捜索しておくべきであったと考えられ、また、同捜索時に１号タンク内の写真が撮影されていれば、事件後に１号タンクに５点の衣類が隠匿されていた可能性の有無について審理が紛糾することはなかったものと考えられる。この捜索においては、証拠物が発見された場合にのみ写真撮影する方針が採られており、フィルムカメラしかなかった当時の捜査としてはやむを得ない面があったとうかがわれるが、公判に至って新たな争点が浮上した場合（本件では、確定第１審の公判係属中に５点の衣類が発見されてこれが袴田氏のものであるか否かが争点となり、さらに、第１次再審請求審以後これが捜査機関によりねつ造されたものであるか否かが争点となっている。）、捜査経過が十分に証拠化されていないと、前提事実の確定をめぐる無用な争点が生じてしまう事態が生じ得る。

同様のことは、袴田氏の右上腕部の負傷に関してもいえる。起訴前の捜

査段階で袴田氏の右上腕部の負傷が１枚だけ写真撮影されているが、接写しているために右上腕部の中のどこに位置するのかが不明となっている。当時警察官及び検察官は、袴田氏の右上腕部の負傷とパジャマの右袖上部のかぎ裂きが同一機会に形成されたと考えていたはずであるが、パジャマのかぎ裂きについても写真撮影されておらず、負傷部位とかぎ裂きの位置関係が整合しているのかも不明となっている。このため、５点の衣類が発見された後、ネズミ色スポーツシャツ及び白半袖シャツのそれぞれの右袖上部に存在した損傷と袴田氏の右上腕部の負傷との位置関係が整合するのかが争点となり、確定審段階から裁判所もその判断に苦慮していたことがうかがわれる（確定控訴審判決は、袴田氏の作業着における血痕の位置も参照して、袴田氏の右上腕部の負傷位置を推認していることが認められる。）。

- (2) また、５点の衣類とは直接関係しないが、捜査段階で、警察官は、袴田氏が左手中指に切創を負っていることを、袴田氏が犯人であることを推認させる事情と位置付けていたが、昭和４１年８月１８日の逮捕時までその創傷を写真撮影していないため、写真撮影時点では既に創傷がほぼ完全に治癒しており、事件直後の創傷の形状については診療録等によらなければならない、正確な形状を把握しづらいものとなっている。また、袴田氏は、当該創傷について、消火活動時にトタン屋根の上で転倒したときにできたものと思う旨供述していたのであるが、トタン屋根の詳細な写真撮影が行われておらず、袴田氏の供述の真偽を検討することが困難なものとなっている。

3 公判等について

以下においては、５点の衣類をめぐる主張・立証（証拠提出）を中心に、個々の争点ごとに検察官の訴訟活動に問題があったか否かを検討する。

(1) １号タンク内のみその残量と５点の衣類の隠匿可能性について

５点の衣類を１号タンクに隠匿することが可能であったかどうかについて、確定審、再審請求審及び再審公判において、弁護人は、本件当時１号タンクに残っていたみその残量に照らし、本件当時の１号タンク内に５点の衣類を隠匿することが不可能であったなどと主張していた。

そのため、本件当時の１号タンク内のみその残量を前提として、袴田氏がそのみそ内に５点の衣類を隠匿することが可能であったか否か、あるいは自然であるか否かが審理された。

この点、検察官は、当時の本件工場従業員や１号タンクの捜索を行った警察官の証言などから、本件当時の１号タンク内には相当程度みそが残っていて隠匿可能であった上、内部が暗く、シートで覆われていて外から容易に発見しにくい状況であったことなど、犯行着衣の一時的な隠匿場所と

して不自然ではなかったことを適切に主張・立証等しており、確定審、再審請求審及び再審公判の審理において、1号タンク内のみその残量を前提とすると5点の衣類を隠匿することは不可能であったとの弁護人の主張を認めた判決又は決定は存在していないことから、この点に関する検察官の訴訟活動に問題があったとは認められない。

(2) 5点の衣類が袴田氏の着衣であるか否か

ア 袴田氏が犯行時に鉄紺色ズボンを着用することが可能であったかについて

5点の衣類のうち、鉄紺色ズボンが袴田氏のものであるかどうかについて、弁護人は、袴田氏の体格からすると鉄紺色ズボンのサイズが小さすぎ、鉄紺色ズボンは袴田氏のものではない旨を主張していたため、袴田氏が本件犯行時に鉄紺色ズボンを着用することが可能であったかについて、確定審、再審請求審及び再審公判において審理が行われた。

なお、鉄紺色ズボンは、実際にはY体4号のサイズであった。

また、確定控訴審においては、鉄紺色ズボンの前開き部左側の内側に縫い込まれた布片を写真撮影した捜査報告書（寸法欄に「4」と記載され、その下に、判読できない文字のようなものがあり、その右に「B」と記されていることが分かる写真が添付されたもの。）等の証拠が取り調べられたが、この「B」は、実際には色を意味するにもかかわらず、5点の衣類等を対象としたK1警部補作成の昭和42年9月4日付け実況見分調書（確定第1審の証拠）には、布片には「寸法4 型B」と記されている旨が記載されていた。

検察官は、確定控訴審における弁論において、鉄紺色ズボンがY体4号であることを前提とした主張を行い、鉄紺色ズボンの元々の胴回りは 76 ± 1 cmの範囲内であることなどを主張し、袴田氏は鉄紺色ズボンを履くことができたと主張した。もっとも、確定第1審において、鉄紺色ズボンの販売店店員が、鉄紺色ズボンの現物を確認しながら、胴回りにおいて約3 cm詰められた痕があることを証言していたため、検察官の論理に従えば、鉄紺色ズボンの胴回りは本来 73 ± 1 cmの範囲内と主張すべきだったと考えられるが、弁論ではこの点の指摘が欠落していた。また、検察官の立証においては、鉄紺色ズボンがY体であることを明確に示す証拠の取調べが欠落していた。

確定控訴審は、同実況見分調書の「寸法4 型B」の記載から、鉄紺色ズボンはB体4号のサイズであると認定し、その後、確定上告審においても、確定控訴審判決のY体とB体の取り違いについて訴訟関係人に気付かれないまま上告が棄却され、第2次再審請求審の第1審に至り、その誤認が明らかになった。

令和6年静岡地裁判決は、結論として、おおむね検察官の主張を認めて、「被告人は、本件事件当時に鉄紺色ズボンを着用できたと考えられる」旨判示したものの、袴田氏が本件犯行時に鉄紺色ズボンを着用することが可能であったかについては、確定控訴審における検察官の証拠提出についての対応によって裁判所等に鉄紺色ズボンのサイズの規格をY体4号ではなくB体4号と誤認させる結果となり、そのため再審請求審の審理にも混乱を招いたことは否定できず、確定控訴審における検察官の立証には不十分な面があったと評価せざるを得ない。また、第2次再審請求審に至るまで、担当検察官が確定控訴審判決の事実誤認を看過したと思われる点については、検察官の訴訟活動として反省が求められる。

イ ネズミ色スポーツシャツと白半袖シャツの損傷状況及び袴田氏の負傷の整合性について

5点の衣類のうち、ネズミ色スポーツシャツと白半袖シャツが袴田氏のものであるかどうかについて、ネズミ色スポーツシャツと白半袖シャツの損傷状況と袴田氏の右上腕部の負傷が整合するのか（あるいは、袴田氏のものであることには疑いのないパジャマにかぎ裂きがあることをどのように考えるのか）が、確定審、再審請求審及び再審公判において審理された。

この点に関し、捜査段階において袴田氏の右上腕部の負傷が十分に証拠化されておらず、その負傷位置が不明瞭であった上、パジャマのかぎ裂きについても写真撮影が行われていなかったことは、後に発見されたネズミ色スポーツシャツや白半袖シャツの損傷が袴田氏の右上腕部の負傷と整合するのか、あるいはパジャマのかぎ裂きと整合するのかについての審理を困難にさせた認められる。

もっとも、ネズミ色スポーツシャツや白半袖シャツの損傷と袴田氏の右上腕部の負傷との整合性に関しては、検察官は、これらの着衣の損傷状況や血痕の付着状況に照らすと、袴田氏の負傷の状況はよく符合するとの法医学者の意見を中心に適切に主張・立証等しており、実際、平成30年東京高裁決定によって否定された平成26年静岡地裁決定を除き、検察官の主張は是認されていることから、この点に関する検察官の訴訟活動に特段の問題があったとは認められない。

ウ 緑色パンツが袴田氏のものであるかについて

5点の衣類のうち、緑色パンツが袴田氏のものであるかどうかについて、確定第1審において、弁護人は、袴田氏の兄であるC4が保管していた薄緑色パンツこそが袴田氏の衣類であるとして、その取調べを請求するとともに、その保管状況を立証する趣旨で、C4の証人尋問が行われ、その証言の信用性が確定審、再審請求審及び再審公判の争点となっ

た。

もっとも、検察官は、確定第1審において弁護人が提出した薄緑色パンツが袴田氏のものであるか否かについては、その提出経緯の不自然性を適切に主張・立証等しており、実際、確定審及び各再審請求審の審理の中でC4の証言の信用性を認めた判決又は決定は存在せず、令和6年静岡地裁判決においても同証言の信用性が否定されていることから、この点に関する検察官の訴訟活動に問題はなかったと認められる。

(3) 5点の衣類の犯行着衣性について

ア 5点の衣類の血痕及び生地の色調について

(ア) 5点の衣類の生地の色調についての訴訟活動の評価

確定判決においては、5点の衣類が袴田氏の犯人性を認定するための中心的な証拠として位置付けられていたため、弁護人は、確定判決における犯人性の事実認定に合理的な疑いが生じることをいうため、第2次再審請求当初から、多数回にわたり、みそ漬け実験を始めとする5点の衣類の色調に関する実験等を実施して、5点の衣類の血痕及び生地の色調が、約1年2か月間みそ漬けにされていたこととは相容れない旨主張していた。

この点、弁護人は、第2次再審請求審の当初は、5点の衣類の血痕の色調よりも、血痕以外の生地の色調の方を問題視していたところ、平成26年静岡地裁決定は、5点の衣類の生地の色調につき、1年以上もの間1号タンク内に入れられていたものとしては不自然との印象が強いなどと弁護人の主張を認める判断をした。

これに対して、検察官は、前述のとおり、その判断の誤りを明らかにするため、①写真の専門家の見解等を基に、5点の衣類を撮影した写真は、5点の衣類の色調を正確に表現したものとは認め難いこと、②当時の本件工場従業員らの供述などを基に、1号タンク内のみそが淡色みそに近い色合いのものであったこと、③弁護人側が実施したみそ漬け実験の再現性には問題があることなどを適切に主張・証拠提出あるいは立証を行っており、実際、それ以降、平成30年東京高裁決定、令和2年最高裁決定、令和5年東京高裁決定、令和6年静岡地裁判決のいずれにおいても、発見時の5点の衣類の生地の色調について、1年以上みそ漬けにされたものとして不自然であるとの判断をされることはなかったことから、この点に関する検察官の訴訟活動に問題があったとは認められない。

(イ) 5点の衣類の血痕の色調についての訴訟活動の評価

これに対し、5点の衣類に付着した血痕の色調については、平成26年静岡地裁決定、令和5年東京高裁決定及び令和6年静岡地裁判決

は、いずれも検察官の主張を排斥し、両決定及び令和6年静岡地裁判決は確定していることから、この点に関する検察官の訴訟活動について検討する必要がある。

この点、検察官は、前記(7)①～③に加えて、前述のとおり、専門家の指摘に基づき条件を設定した検察官の実験及びそれに基づく専門家の見解などを柱に、1年余りみそ漬けにされた5点の衣類の血痕に赤みが残る現実的可能性は否定されないことを科学的知見に照らして十分な水準で主張・立証しており、この点に関する検察官の訴訟活動に問題はなかったと認められる。

もっとも、令和5年東京高裁決定は、弁護側の専門家であるE14教授ら及びE20教授の見解は信用することができるとし、「1年以上みそ漬けされた衣類の血痕の赤みが消失することは、専門的知見によって化学的機序として合理的に推測することができる。」と判示した。しかし、その内容は、弁護側の専門家の見解が、みそ漬けにされた血痕に起こる化学反応について指摘してはいるものの、その化学反応が1年余りの間に血痕の赤みを失わせるところまで進行するということができる根拠を伴っていないことを看過したものと評価せざるを得ない。

また、令和6年静岡地裁判決は、1年以上みそ漬けにされた衣類の血痕の赤みが消失するとする弁護側の専門家であるE14教授ら及びE20教授の見解について、検察側の専門家であるR24大学E31教授らの見解等を踏まえ、「1年以上みそ漬けされた着衣の血痕があらゆる条件下において赤みを消失するものとまではいえず、1号タンクに1年以上みそ漬けされた5点の衣類の血痕が赤みを失うか否かを判断するに当たっては、証拠によって認定できる5点の衣類の状況、1号タンクの醸造条件等の本件の具体的な事実関係等をも踏まえ、5点の衣類の血痕が赤みを失って黒褐色化することを妨げる事情があるか更に検討する必要がある。」として、全面的に信用性を認めることまではしなかったが、5点の衣類の血痕の乾燥の程度及び血痕への水分の浸透の程度等、1号タンク底部の酸素濃度等について、みそ醸造の専門的知見がない弁護側のE20教授の見解に依拠し、「5点の衣類の状況、1号タンクの醸造条件等の本件の具体的な事実関係を踏まえても、5点の衣類の血痕が赤みを失って黒褐色化することを妨げる事情があったとはいえない。」などと判示した。しかし、その内容は、検察官が、みそ醸造における「たまり」と称する水分が遊離する状況、みそ醸造において推定される酸素濃度等、醸造に関する事項に関して提出した醸造の専門家であるE32所長の見解や、醸造関係の文献に

基づく検察側の専門家であるE31教授らの考察を踏まえているとは認め難く、科学的な根拠を伴っているものとは評価し難い。

以上に鑑みると、令和6年静岡地裁判決において、検察官の主張が容れられなかったことを踏まえても、この点に関する検察官の訴訟活動自体に問題があったとは認められない。

イ 鉄紺色ズボンの共布に関する捜査・訴訟活動について

袴田氏の実家において共布が押収されたことについて、検察官は、関係証拠から共布が鉄紺色ズボンのものであって、鉄紺色ズボンが袴田氏のものであることを裏付ける旨主張し、これに対し、弁護人は、共布は鉄紺色ズボンのものでない旨主張したり、警察が5点の衣類のほか共布もねつ造したなどと主張し、確定審、再審請求審及び再審公判において審理が行われた。

この点に関し、検察官は、K2警部補作成の昭和42年9月12日付け証拠品発見報告やC3の検察官に対する同年9月17日付けの供述調書、袴田氏の実家の捜索経緯に関する証拠などを基に、共布の捜索・押収状況等を明らかにし、共布がねつ造でないことについて適切に主張・立証等を行っており、かような検察官の訴訟活動に問題はなかったと認められる。

もっとも、平成26年静岡地裁決定及び令和6年静岡地裁判決は、いずれも検察官の主張を排斥した。

平成26年静岡地裁決定については、平成30年東京高裁決定において、共布に関してねつ造の疑いがあるとする判示部分是否定されていることから、この時点までの検察官の訴訟活動に特段の問題があったとは認められない。

他方、令和6年静岡地裁判決は、共布に関する捜査・公判経緯から、共布は捜査機関がC3方に持ち込むなどしてねつ造したものであって、その事実をP検察官も認識していたと推認される旨判示し、その根拠として、昭和42年8月31日に5点の衣類が発見された後、まだ共布が押収されていない同年9月11日の時点でP検察官が5点の衣類を証拠請求したことに関し、その時点での次回公判期日は約2か月先（同年11月17日）に指定されており時間的余裕があったにもかかわらず、共布の押収及び裏付けを待たずして袴田氏の着衣であると判断して証拠請求及び冒頭陳述の訂正をしたことが不自然であることを指摘している。

そこで、この点についての事実経過を見ると、本件において、警察は、5点の衣類が発見された後、付着した血液の鑑定を始める一方、共布の押収に至る前までに、袴田氏の妻、袴田氏の同僚であった多数の従業員及びズボンの製造業者等に対し、5点の衣類を示すなどしながら事情聴

取を行うなど、これらが袴田氏のものであったことの裏付け捜査を行っており、これらの経緯は再審公判でも証拠として顕出されているのであるから、P 検察官が具体的な証拠が乏しい状況で5点の衣類を袴田氏の着衣であると判断して証拠請求をしたとの事実は認められず、むしろ共布以外の裏付け捜査結果を踏まえて、5点の衣類が袴田氏のものであるとの心証を得て証拠請求をしたと認められる。

また、P 検察官が5点の衣類を証拠請求した同年9月11日時点における次回公判期日は、既に同年7月20日の第14回公判期日で同年9月22日と指定されており、P 検察官にとっては、次回公判期日が迫る中、新たに5点の衣類が発見され、それらが袴田氏のもので犯行着衣であった可能性が高いことを踏まえて、犯行着衣がパジャマであったことを前提とする立証方針の変更等の対応を早急にする必要があったことがうかがわれ、P 検察官の対応に不自然・不合理な点は認められない。

そうすると、令和6年静岡地裁判決は、5点の衣類発見から証拠請求までの各種裏付け捜査に関する証拠や、確定審における公判期日の指定状況を見落としていた可能性が高く、明らかな事実誤認を前提とした認定がなされていると評価せざるを得ない。

なお、令和6年静岡地裁判決は、鉄紺色ズボンの共布が2枚あることを前提として、袴田氏の実家から押収された共布は1枚しかなく、警察官や検察官がもう1枚の共布の所在を尋ねなかったことが不合理であるとも判示して、捜査機関が共布を用意してC3方に持ち込むなどしたとの疑いを支える理由の一つとしたが、確定第1審で取調べ済みのK1警部補作成の昭和42年9月4日付け実況見分調書には、鉄紺色ズボンの両足の裾内部のかかとの当たる部分に共布を使って当て布がなされている旨記載されていることからすると、もう1枚の共布の行方を尋ねなかったことが不合理であるとはいえない。

以上に鑑みると、令和6年静岡地裁判決において、検察官の主張が容れられなかったことを踏まえても、鉄紺色ズボンの共布に関する検察官の訴訟活動に問題があったとは認められない。

ウ ネつ造が現実的に想定されるか否かについて

検察官は、捜査機関による5点の衣類のねつ造については、①袴田氏が本件前に着用していた衣類に酷似する5点の衣類を用意することは不可能又は著しく困難であること、②5点の衣類が犯行着衣であることは、袴田氏の当時の自白と矛盾するもので、当時の検察官の立証方針に反するものであり、そのような立証方針に反してねつ造行為に及ぶとは考え難いこと、③捜査機関が5点の衣類をねつ造しようとした場合、ねつ造作業は大規模になり、発覚するリスクが高いなど、種々のリスクが発生

し非現実的であることなどを、適切に主張・立証等しており、かような検察官の訴訟活動に問題はなかったと認められる。

もっとも、平成２６年静岡地裁決定がその可能性を認め、令和６年静岡地裁判決はねつ造を断定して、検察官の主張を排斥している。平成２６年静岡地裁決定の当該判示については、その後、平成３０年東京高裁決定において否定されているが、令和６年静岡地裁判決については確定している。

この点、令和６年静岡地裁判決は、５点の衣類が袴田氏のものであるか否かについては明言を避けているが、「捜査機関は、昭和４１年７月４日に被告人が当時居住していた本件工場の従業員寮の搜索等を実施しており、被告人の着衣を把握していたと認められる上、被告人が同年８月１８日に逮捕されて以降、被告人の着衣を管理していた者はいなかったものであるから、被告人の荷物が同年９月２７日頃に被告人の実家に送付されるまでの間に、実際の被告人の衣類を入手し、ねつ造に及んだ可能性も十分に認められる。」と判示し、事実上、捜査機関が、昭和４１年９月２７日頃に本件工場の袴田氏の衣類が袴田氏の実家に送られる前に、袴田氏の５点の衣類を盗み出してねつ造を行ったものと認定している。

しかしながら、捜査機関は、その頃、犯行着衣はパジャマであると確信して取調べを行い、自白を得て、同年９月９日に、犯行着衣はパジャマであるとして、これを立証の柱の一つにして公判請求し、公判請求後も犯行着衣はパジャマであるとして調書を録取していたのであり、この頃に、かような捜査及び検察官立証の方針と全くそごする５点の衣類を、わざわざ入手しておき、後に犯行着衣としてこれをねつ造するなどということは現実的にあり得ない。

また、令和６年静岡地裁判決は、「捜査機関が、被告人の有罪を決定付けるために５点の衣類のねつ造に及ぶことは、現実的に想定し得る状況にあったといえる」とする根拠として、「確定第１審では、被告人は、捜査機関による非人道的な取調べによって本件犯行を自白して起訴されたが、第１回公判期日で否認に転じており、検察官としては、公判での有罪の立証活動にかなりの困難が伴うことが想定されていた」と判示しているが、捜査機関が昭和４１年９月頃までに袴田氏の衣類を盗み出した旨の判示部分は、同年１１月の第１回公判で袴田氏が否認に転じる前から捜査機関が犯行着衣のねつ造を企図していたとするものであって、客観的な時系列と明らかに矛盾している。その他令和６年静岡地裁判決が、ねつ造は不可能であるとする検察官の主張を排斥している判示については、いずれも合理的な根拠を欠いていると評価せざるを得ない。

以上の検討を踏まえると、令和６年静岡地裁判決が５点の衣類及び共布を捜査機関がねつ造したものと断定している判示は客観的事実関係と矛盾することなどから、令和６年静岡地裁判決において、検察官の主張が容れられなかったことを踏まえても、この点に関する検察官の訴訟活動に問題があったとは認められない。

エ DNA型鑑定について

DNA型鑑定に関しては、第１次再審請求審では、その即時抗告審において、弁護人の主張を容れて５点の衣類等のDNA型鑑定が行われたものの、資料の劣化のために有効な型判定ができなかったことから、その鑑定結果は、裁判所の判断に何ら影響を及ぼさず、主要な争点とはならなかった。第２次再審請求審以降は、その第１審において実施されたE6鑑定の信用性が主たる争点となったが、E6鑑定は、そもそも科学的に確立した手法を用いたものではなかった上、多くの専門家が、その手法の有効性や判定基準の妥当性に異議を唱えるものであったことから、検察官が、この点について専門家の見解を基にE6鑑定の非科学性について主張あるいは証拠を提出し、その信用性を争ったことに問題があったとは認められない。

その結果、平成３０年東京高裁決定及び令和２年最高裁決定において、いずれもE6鑑定の信用性が否定され、平成２６年静岡地裁決定の判断が是正されており、再審公判においても、令和６年静岡地裁判決は、E6鑑定は信用することができ、刑事裁判の証拠として十分な証明力を有する旨の弁護人の主張を排斥して、E6鑑定の信用性を否定した。

以上に鑑みると、本件の再審請求審及び再審公判におけるDNA型鑑定に関する検察官の訴訟活動は、E6鑑定の科学的な誤りを明らかにし、平成２６年静岡地裁決定の誤った判断を是正するために必要なものであり、問題があったとは認められない。

第７ まとめ（問題点を踏まえた対応策）

１ 再審請求審以降の手続の長期化に関する問題点について

(1) 打合せの頻度及び各種書面の提出時期

ア 第１次再審請求審における検察の対応

第１次再審請求審の第１審については、再審請求から平成６年静岡地裁決定（請求棄却）まで約１３年４か月を要しているところ、再審請求から約８年１か月が経過した段階でも打合せが実施されたのが３回だけであり、裁判所において、打合せの場における主張・証拠提出や審理予定の確認、次回の打合せ期日の指定などを通じて積極的に審理を促進する方策が十分でなかったことが、この期間における手続の長期化の要因

の一つとなったと認められる。また、第3回打合せ以後、平成6年静岡地裁決定までに更に約5年3か月を要し、その間、弁護人の追加の証拠提出等を待っている期間が長くあったことにも鑑みると、検察官としても、裁判所に対して、審理を促進していく工夫を促したり、各種書面の提出をより早期に行うよう努めるなどして、審理の促進に協力することができたのではないかと考えられる。

イ 第2次再審請求審における検察の対応

第2次再審請求審については、打合せの頻度や検察官の各種書面の提出時期が要因となって審理が必要以上に長期化したとは認められなかった。

(2) 証拠の開示

ア 第1次再審請求審における証拠開示の対応

弁護人は、第1次再審請求審の第1審において、合計で5回、それぞれ異なる内容の証拠開示命令の申立てを行っているところ、その内容を見ると、関連する新証拠を提出していなかったり、どのような新証拠を前提としているのかが判然としないものが含まれていたこと、確定判決が犯人性認定の重要な根拠とはしていなかった袴田氏の自白についてこれが虚偽のものである旨の主張に関するものが含まれていたこと、裁判所が職権発動を行わず、命令も勧告も行わなかったことなどからすると、その当時において検察官が裁判所に証拠を提出しなかったことが問題であったとは認められない。

もっとも、現時点において、審理の促進という観点から見ると、弁護人による証拠開示命令の申立ての前提となっている新証拠の内容や、その新証拠が「無罪・・・を言い渡（す）べき明らかな証拠」に該当するかどうかを裁判所が判断する上で、5点の衣類の写真及びそのネガフィルムがどのような意味で必要性・関連性を有しているのかについて弁護人に説明を求め、それが十分に説明されるのであれば、そもそも5点の衣類の写真やネガフィルムは客観的な捜査資料であり、提出することによる弊害はないと思われるため、弁護人による説明を踏まえて裁判所に提出することを検討することと考えられ、そのような検討を経て、5点の衣類の写真及びそのネガフィルムを裁判所に提出することとして探索をしていれば、（保管上の問題のため、直ちにこれを発見できなかった可能性は残るが）再審請求審の審理がより促進されていた可能性があったと認められる。

イ 第2次再審請求審における証拠開示の対応

第2次再審請求審において、検察官は、当初は証拠開示に対して消極的ともいえる姿勢を示していたことは否定できないが、前述の方針を示

した後は、おおむね同方針を踏まえた柔軟な対応がなされており、問題があったとは認められない。

(3) 証拠の保管・把握

第2次再審請求審の過程では、それまで存在しないとされてきた5点の衣類等を撮影したカラー写真のネガフィルムや袴田氏の取調べ状況を録音したオープンリール式テープ24巻が後に発見されるといった事態が生じた。これらは意図的に隠蔽されていたものではなかったが、こうした事態が生じた原因は、特に客観的な捜査資料や証拠について、その保管・把握が不十分であったためと考えられる。

さらに、本件のように長期間にわたって裁判所による審理が行われている場合、捜査から相当期間経過後に証拠開示請求が行われることもあるため、前述のとおり捜査資料や証拠の保管・把握がより適切に行われていれば、弁護士から証拠開示命令の申立てがあった際の探索が容易となり、早期の裁判所への提出が実現し、ひいては、再審請求審の審理が促進された可能性があったと考えられる。

このように、捜査資料や証拠の保管・把握に関しては、本件が発生した昭和41年当時又は開示すべき証拠の開示の遅れが発覚した平成26年当時と現時点では状況は異なるが、本件に関していえば、5点の衣類等を撮影したカラー写真のネガフィルムやオープンリール式テープ等の保管・把握が徹底されていなかったことで結果的に開示まで期間を要したことは明らかであり、こうした事態は、検察官の開示に関する回答への信頼性にも関わるから、警察・検察においては、前述の保管・管理指針や事務連絡等に従って客観的な捜査資料や証拠の一層適正な管理に努め、その開示に遅れを生じさせることのないよう努める必要がある。

(4) 検察官による抗告

第2次再審請求審において、再審開始を認めた平成26年静岡地裁決定に対して検察官が即時抗告を申し立てたことについては、科学的に誤った判断を是正するために必要かつ相当なものであり、再審を開始するという判断に違法・不当な点がある場合に、それを放置したまま再審公判に進むことは法の予定していないところであって、確定判決の存在を軽視することとなることからして、即時抗告を申し立てた検察官の対応は問題であったとは認められない。

もっとも、(本件において即時抗告を申し立てたことに問題はないとしても、)再審制度は、三審制の下で審理された確定判決の結果を覆す可能性のあるもので、法的安定性を十分に尊重しつつも、誤判救済という人権保障のための重要なものであることに鑑みると、再審請求審の段階から上級庁である高検が主導的役割を担う必要があるものと考えられ、検察官の

抗告に関する判断を含め、これらの適正を担保する体制を整備していく必要がある。

2 捜査及び公判等における問題点について

(1) 取調べについて

前述のとおり、本件においては、警察による袴田氏の取調べに、深夜・長時間にわたる取調べ、威嚇的な取調べなど、多岐にわたる問題点が存在し、その取調べによって得られた供述の任意性を欠くと評価されるものであったところ、検察官において、かような警察による取調べの実態把握が十分になされていたと認めるに足る事情は見当たらず、警察による取調べの影響を遮断する措置が十分に講じられていたともいい難い状況であった。検察官自身による取調べの態様としても、警察と同様に袴田氏が犯人であるとの心証を抱き、袴田氏が犯人であると決め付けたかのような発言をしながら自白を求めるなど、袴田氏の弁解に真摯かつ十分に耳を傾けたとはいえない。

検察官としては、警察による取調べの実態の把握に努め、問題がある取調べについてはその改善を申し入れるとともに、警察による取調べが検察官による取調べに及ぼす影響を遮断するための十分な措置を講じるべきであり、検察官自身も、被疑者の弁解に十分に耳を傾け、誠実かつ冷静に取調べを行う必要がある。

被疑者等の主張に真摯に耳を傾けることについては、「検察の理念」においても検察官の責務として明記されているところであるが、検察官としては、他の証拠関係から被疑者が犯人であるとの心証を抱いていたとしても、そうでない可能性を常に念頭に置いて被疑者の主張に真摯に耳を傾け、その供述の信用性を愚直に確かめていく姿勢が求められている。

検察では、取調べの適正については、取調べを始めとする捜査・公判遂行の適正確保の観点から、平成23年7月に設置された最高検監察指導部において、検察官等の捜査・公判遂行上の違法・不適正行為の有無について調査を行い、その結果を踏まえ検察官等に対する必要な指導等を行っているとともに、全国の検事正や次席検事などの幹部職員を集めた会同等の機会に、最高検から、取調べの適正確保に向けた取組に努めるよう指示をしているところである。

(2) 証拠の収集や保全について

特に本件のような重大事件の場合、本件工場の捜索においてタンクの中も十分に捜索するなど徹底した初動捜査が要請される。本件では、1号タンク内のみその内部の捜索や写真撮影による保全、負傷部分の写真撮影による保全などの点について、現時点からみると不十分な面があったといわざるを得ず、一義的には警察の問題ではあるが、検察官としても、公判で

の立証を念頭に置きながら、関係証拠の収集や、証拠保全の徹底の必要性について、警察との情報交換を緊密にし、より一層認識を共有していくよう努めていく必要がある。

(3) 確定審の公判、再審請求審及び再審公判における訴訟活動について

確定第1審から再審公判まで、弁護人から種々の主張がなされて争点が多数に上ったが、いずれの争点についても、前述のとおり、検察官の主張・立証（証拠提出）はおおむね適切に行われていたと認められ、実際、これらの争点のうち、5点の衣類に付着した血痕のDNA型鑑定の信用性をはじめとして、その多くについては、検察官の主張が最終的には是認されていることに照らしても、検察官の訴訟活動に特段の問題があったとは認められない。

もっとも、確定控訴審において裁判所に鉄紺色ズボンのサイズの規格を誤認させる結果となり、第2次再審請求審に至るまでその誤認を明らかにすることができなかったことは問題であった。この点について、現時点では、公判前整理手続が導入され、同手続のもとで類型証拠開示・争点関連証拠開示などの証拠開示制度が拡充・整備されているところであるが、証拠開示に当たっては、研修等を通じて、同制度の趣旨を踏まえつつ、より一層、適正な運用に努めていくことが必要である。

なお、最終的に血痕の色調や証拠のねつ造などについては、令和6年静岡地裁判決で検察官の主張が容れられなかったが、前述のとおり、捜査機関がねつ造したものと断定している令和6年静岡地裁判決の判示は客観的事実関係とも矛盾するものであることから、令和6年静岡地裁判決において検察官の主張が容れられなかったことを踏まえても、この点に関する検察官の訴訟活動に問題があったとまでは認められない。

3 検察における再審事件への対応の現状等と対応策

(1) 検察における再審事件への対応の現状等

以上のとおり、本件における再審請求審及び再審公判等の経過等を検証した結果、長期化の要因としていくつかの問題が浮かび上がった。本件に限らず、昨今、再審事件をめぐる課題が議論されているところ、再審事件が無用に長期化することなく、充実した審理が行われるよう検察として十全な対応を行っていく必要があるが、現状を見るに、その体制は必ずしも十分なものとはいえない。

すなわち、弁護人等から再審請求がなされた場合、検察官において、確定審の記録（不提出記録を含む膨大なものになる場合がある。）の内容を速やかに理解して証拠構造を把握し、弁護人が提出する新証拠の内容や、それが確定判決の事実認定に及ぼす影響を的確に分析して、検察官自ら科学的知見を習得して専門家の意見を聴取するなどして、弁護人の主張に十

分に対応した意見書や証拠を提出するなどの高度な業務遂行が求められる事案がある。

しかしながら、検察における現状は、対応する検察官（多くの場合は、地検の検察官１名）が、捜査や公判立会などの多忙な日常業務と併行してそれぞれ対応しているのが通常である上、こうした事件に対応することとなった検察官が、必ずしも再審請求審・再審公判の仕組みや、証拠開示命令の申立てに対する対応方針などの裁判所の職権による審理への協力の在り方及び再審事件における捜査資料や証拠保管上の留意点等について、十分な知見を有しているとも限らない。

このような現状においては、担当の検察官によって、再審事件の審理への対応に差異が生じ得るが、再審制度は、三審制の下で審理されて確定した判決結果を覆す可能性のあるもので、その法的安定性を十分に尊重しつつも、この制度が誤判救済という人権保障のための重要なものであることから、全ての再審事件において、統一的な方針の下、十分な体制で適切な判断を行っていくことが求められる。

加えて、捜査活動やその結果の証拠化に不十分な面があると、再審請求審段階など長い期間を経た結果、前提事実の確定をめぐって無用な争点を生じ、審理の長期化を招くことがあり、また、そもそも取調べや公判活動などが適正になされていないと、後に、これが顕在化して大きな問題となるおそれもあることから、こうした事態を避けるためには、当初から適正な捜査・公判活動がなされることもまた重要である。

(2) 対応策

以上のような検察における再審事件への対応の現状等と、本件における再審請求審及び再審公判の経過等を検証した結果を踏まえ、

- 令和６年１月、最高検に設けられた再審事件専門の組織である再審担当サポート室の体制を強化するとともに、高検にも同様の組織を設置するなどして、全国の重要再審事件について、適時適切に支援・指導を行っていくなど、上級庁において主導的役割を果たせる仕組みを構築していくこと
- 最高検、高検などにおいて、再審に関する知見を集約し、検察官に対する情報共有を図り、研修などを通じて、検察官が、再審事件に臨むに当たり、弁護人からの証拠開示命令の申立てを含む様々な申立てについて、統一的かつ一貫した方針の下、適切に対応することができる仕組みを構築していくこと
- 警察における捜査資料や証拠の保管・管理の一層の適正確保に資するため、検察においても警察との認識の共有をより緊密にするとともに、再審事件のような審理が長期間に及び得る事件においては、特にこの点

を留意する必要があることを、検察官に周知・徹底させる仕組みを構築していくこと

など検察組織全体で再審事件に対応するための体制強化を図っていくこととする。これらによって、再審事件の審理の迅速かつ適正な進行への検察官の適切な寄与、証拠開示への統一的な方針に基づく適切な対応、捜査資料や証拠の保管・管理の一層の適正確保、再審開始決定に対する抗告についての十分かつ慎重な検討等を推進していく。

また、より根本的には、基本に忠実で適正かつ十分な捜査・公判活動の徹底を図ることが肝要であり、そのための不断の努力を積み重ねていく。

第8 おわりに

本検証において検討したとおり、本件が確定するまでに長期間を要した原因には、再審事件の審理の進行、証拠の開示、取調べを含む捜査活動や公判活動等をめぐる様々なものがあつた。検察としては、本検証において明らかになったこれらの問題点等を踏まえ、これを教訓に、捜査当初からの適正かつ徹底した捜査及び公判審理の充実に努めるとともに、再審事件に臨むに当たっては、確定判決の重みを十分に尊重しつつも、裁判所の審理が迅速かつ適切に行われるよう、真摯に対応していく所存である。

第1次再審請求審 時系列

別添資料1

No.	日付	分類	主体	表題
1	S56.4.20	主張関係	弁護士	第1次再審請求書
2	S57.2.15	主張関係	弁護士	再審請求補充書
3	S57.12.27	主張関係	検察官	意見書
4	S58.7.19	主張関係	弁護士	再審請求補充書
5	S59.2.2	証拠開示関係	弁護士	未提出証拠提出命令申立書提出
6	S59.3.7	決定	裁判所	決定書（裏木戸の出入実験に関する捜査報告書の取寄せ）
7	S59.11.17	打合せ	裁判所	打合せ調書（第1回）
8	S60.7.23	証拠開示関係	検察官	意見書
9	S62.2.12	打合せ	裁判所	打合せ調書（第2回）
10	S62.2.12	主張関係	弁護士	再審請求理由補充書（三）
11	S62.2.12	事実取調べ関係	弁護士	証拠提出と証拠調請求（R20大学E27教授）
12	S63.7.13	主張関係	弁護士	再審請求理由追加申立書
13	S63.7.13	事実取調べ関係	弁護士	証拠取調請求書（R21大学E28教授の証人尋問等）
14	H1.2.22	事実取調べ関係	弁護士	上申書
15	H1.5.16	証拠開示関係	弁護士	未提出証拠提出命令申立書提出
16	H1.5.16	打合せ	裁判所	打合せ調書（第3回）
17	H1.8.15	証拠開示関係	検察官	意見書
18	H1.9.5	打合せ	裁判所	打合せ調書（第4回）
19	H1.9.5	証拠開示関係	弁護士	証拠提出命令の申立書
20	H2.1.26	打合せ	裁判所	打合せ調書（第5回）
21	H2.1.26	主張関係	弁護士	再審請求理由補充書（五）
22	H2.1.26	証拠開示関係	弁護士	証拠提出命令の申立書
23	H2.5.30	打合せ	裁判所	打合せ調書（第6回）
24	H2.5.30	証拠開示関係	検察官	意見書
25	H2.11.21	打合せ	裁判所	打合せ調書（第7回）
26	H2.11.21	証拠開示関係	弁護士	反論書
27	H3.5.23	打合せ	裁判所	打合せ調書（第8回）
28	H3.5.23	主張関係	弁護士	再審請求理由補充書（六）
29	H3.10.23	打合せ	裁判所	打合せ調書（第9回）
30	H3.10.23	主張関係	検察官	意見書
31	H4.5.27	打合せ	裁判所	打合せ調書（第10回）
32	H4.5.27	主張関係	弁護士	反論書
33	H4.9.9	打合せ	裁判所	打合せ調書（第11回）
34	H4.9.9	主張関係	弁護士	再審請求理由補充書（七）
35	H4.9.9	主張関係	弁護士	再審請求理由補充書A
36	H4.9.9	主張関係	弁護士	再審請求理由補充書B
37	H4.9.9	主張関係	弁護士	再審請求理由補充書C
38	H4.9.9	事実取調べ関係	裁判所	検証調書（トタン戸、5点の衣類）
39	H4.12.9	打合せ	裁判所	打合せ調書（第12回）
40	H4.12.9	主張関係	検察官	意見書
41	H4.12.9	主張関係	弁護士	再審請求理由補充書（八）
42	H4.12.9	主張関係	弁護士	再審請求理由補充書G
43	H5.3.10	打合せ	裁判所	打合せ調書（第13回）
44	H5.3.10	主張関係	検察官	意見書
45	H5.3.10	主張関係	弁護士	反論書

第1次再審請求審 時系列

別添資料1

No.	日付	分類	主体	表題
46	H5.3.10	事実取調べ関係	弁護士	証人尋問の申請書（K 9 警察官、K 1 0 警察官）
47	H5.3.10	事実取調べ関係	弁護士	検証の申立書（裏木戸の模型）
48	H5.3.10	主張関係	弁護士	再審請求理由補充書 E
49	H5.3.10	主張関係	弁護士	再審請求理由補充書 L
50	H5.3.31	事実取調べ関係	検察官	意見書
51	H5.5.12	事実取調べ関係	弁護士	検証の申立補充書（裏木戸の模型）
52	H5.5.26	打合せ	裁判所	打合せ調書（第 1 4 回）
53	H5.5.26	主張関係	検察官	意見書
54	H5.5.26	主張関係	弁護士	再審請求理由補充書（九）
55	H5.5.26	事実取調べ関係	弁護士	証拠提出並びに証人尋問申請書（R 2 5 大学 E 3 3 教授）
56	H5.5.26	事実取調べ関係	弁護士	証人尋問の申請書（R 2 大学 E 3 名誉教授）
57	H5.5.26	証拠開示関係	弁護士	証拠提出命令申立書
58	H5.5.26	主張関係	弁護士	再審請求理由補充書 D
59	H5.5.26	主張関係	弁護士	再審請求理由補充書 F
60	H5.5.26	主張関係	弁護士	再審請求理由補充書 H
61	H5.5.26	主張関係	弁護士	再審請求理由補充書 I
62	H5.5.26	主張関係	弁護士	再審請求理由補充書 J
63	H5.5.26	主張関係	弁護士	再審請求理由補充書 K
64	H5.5.26	主張関係	弁護士	再審請求理由補充書 M
65	H5.5.26	事実取調べ関係	弁護士	鑑定申請書（袴田氏の血液及び 5 点の衣類に付着した血痕の DNA 型鑑定）
66	H5.6.10	主張関係	弁護士	再審請求理由補充書 J
67	H5.7.14	証拠開示関係	検察官	意見書
68	H5.8.13	事実取調べ関係	弁護士	証人尋問申請書（R 2 2 大学 E 2 9 教授）
69	H5.9.30	主張関係	弁護士	再審請求理由補充書 D 補足第一
70	H5.9.30	主張関係	弁護士	再審請求理由補充書 E 補足第一
71	H5.9.30	主張関係	弁護士	再審請求理由補充書 N
72	H5.9.30	主張関係	弁護士	再審請求理由補充書 O
73	H5.9.30	主張関係	弁護士	反論書
74	H5.10.22	主張関係	検察官	意見書
75	H5.10.27	主張関係	弁護士	最終意見書
76	H5.10.29	主張関係	弁護士	再審請求理由補充書 E 補足第二
77	H5.10.29	主張関係	弁護士	再審請求理由補充書 P
78	H5.11.29	主張関係	弁護士	最終反論書
79	H5.12.15	主張関係	弁護士	最終意見書
80	H6.3.18	主張関係	検察官	意見書
81	H6.5.16	主張関係	弁護士	弁護士反論書
82	H6.6.1	事実取調べ関係	弁護士	検証の申立書（裏木戸からの脱出方法の再現ビデオ）
83	H6.8.8	決定	裁判所	決定書（再審請求棄却）
84	H6.8.12	主張関係	弁護士	即時抗告申立書
85	H6.8.12	主張関係	弁護士	再審請求即時抗告申立書
86	H6.12.5	打合せ	裁判所	打合せメモ（第 1 回）
87	H7.3.14	主張関係	弁護士	再審請求即時抗告申立理由補充書（抗 A）
88	H7.7.14	主張関係	弁護士	即時抗告理由補充書（一）
89	H7.8.7	主張関係	弁護士	再審請求即時抗告申立理由補充書（抗 B）
90	H7.9.4	主張関係	弁護士	再審請求即時抗告申立理由補充書（抗 C）

第1次再審請求審 時系列

別添資料1

No.	日付	分類	主体	表題
91	H7.9.18	主張関係	弁護士	再審請求即時抗告申立理由補充書（抗D）
92	H7.9.18	主張関係	弁護士	再審請求即時抗告申立理由補充書（抗E）
93	H8.7.8	打合せ	裁判所	打合せメモ（第2回）
94	H8.11.28	主張関係	弁護士	即時抗告理由補充書（二）
95	H8.11.28	打合せ	裁判所	打合せメモ（第3回）
96	H9.2.25	事実取調べ関係	弁護士	鑑定申立書（5点の衣類に付着した血痕のDNA型鑑定）
97	H9.2.25	打合せ	裁判所	打合せメモ（第4回）
98	H9.3.4	事実取調べ関係	弁護士	鑑定申立書補充（5点の衣類に付着した血痕のDNA型鑑定）
99	H9.6.10	打合せ	裁判所	打合せメモ（第5回）
100	H9.6.10	主張関係	弁護士	即時抗告理由補充書（三）
101	H9.6.24	事実取調べ関係	検察官	意見書
102	H9.10.31	事実取調べ関係	弁護士	鑑定申立書補充（二）（5点の衣類に付着した血痕のDNA型鑑定）
103	H10.2.23	決定	裁判所	決定書（5点の衣類に付着した血痕のDNA型鑑定）
104	H10.9.4	事実取調べ関係	弁護士	鑑定申立書（被害者の着衣の損傷痕とくり小刀の形状の整合性）
105	H10.11.25	主張関係	弁護士	即時抗告理由補充書（四）
106	H10.11.25	主張関係	弁護士	即時抗告理由補充書（五）
107	H10.12.10	事実取調べ関係	検察官	意見書
108	H10.12.15	事実取調べ関係	検察官	意見書
109	H11.9.16	事実取調べ関係	裁判所	鑑定書（警察庁科学警察研究所T 1 1 技官）
110	H12.7.7	主張関係	弁護士	即時抗告理由補充書（七）
111	H12.7.10	事実取調べ関係	裁判所	鑑定書（R 1 3 大学E 2 1 教授）
112	H12.12.20	主張関係	弁護士	即時抗告理由補充書（八）
113	H13.4.23	主張関係	弁護士	即時抗告理由補充書（九）
114	H13.8.3	主張関係	弁護士	即時抗告審・最終意見書
115	H15.10.3	事実取調べ関係	裁判所	決定書（被害者方への侵入手段の事件に関する捜査報告書の取寄せ）
116	H16.5.12	主張関係	弁護士	即時抗告理由補充書（十）
117	H16.8.26	決定	裁判所	決定書（即時抗告棄却）
118	H16.9.1	主張関係	弁護士	特別抗告申立書
119	H18.12.25	主張関係	弁護士	特別抗告申立理由補充書
120	H19.5.8	主張関係	弁護士	特別抗告申立理由補充書（二）
121	H19.12.17	主張関係	弁護士	特別抗告申立理由補充書（三）
122	H20.3.4	主張関係	弁護士	特別抗告審・最終意見書
123	H20.3.24	決定	裁判所	決定書（特別抗告棄却）

第2次再審請求審 時系列

別添資料2

No.	日付	分類	主体	表題
1	H20.4.25	主張関係	弁護士	第2次再審請求書
2	H20.12.4	証拠開示関係	弁護士	証拠開示要請書
3	H21.6.2	証拠開示関係	弁護士	証拠開示命令申立書
4	H21.7.24	打合せ	裁判所	打合せメモ（第1回）
5	H21.12.7	主張関係	弁護士	再審請求理由補充書
6	H21.12.7	証拠開示関係	弁護士	証拠開示請求理由補充書
7	H21.12.14	打合せ	裁判所	打合せメモ（第2回）
8	H22.3.8	証拠開示関係	弁護士	証拠開示理由補充書（2）
9	H22.3.19	証拠開示関係	検察官	上申書
10	H22.3.23	証拠開示関係	裁判所	意見書提出期限及び期日取消通知
11	H22.5.26	事実取調べ関係	弁護士	K 2 氏の証人尋問に関する上申書
12	H22.5.28	打合せ	裁判所	打合せメモ（第3回）
13	H22.5.28	証拠開示関係	弁護士	証拠開示命令申立書 2
14	H22.9.3	証拠開示関係	弁護士	証拠開示命令申立書 3
15	H22.9.6	事実取調べ関係	検察官	意見書
16	H22.9.6	証拠開示関係	検察官	意見書
17	H22.9.13	打合せ	裁判所	打合せメモ（第4回）
18	H22.9.13	事実取調べ関係	検察官	検証の実施に関する上申書（バンドの検証）
19	H22.9.13	証拠開示関係	弁護士	証拠開示命令申立書 4
20	H22.11.4	証拠開示関係	弁護士	証拠開示命令申立書 5
21	H22.11.17	証拠開示関係	弁護士	証拠開示命令申立補充書
22	H22.11.26	主張関係	弁護士	再審請求理由補充書
23	H22.12.1	証拠開示関係	検察官	意見書
24	H22.12.3	主張関係	弁護士	再審請求理由補充書 3
25	H22.12.6	打合せ	裁判所	打合せメモ（第5回）
26	H23.1.27	証拠開示関係	弁護士	証拠開示命令申立書 6
27	H23.1.27	証拠開示関係	弁護士	証拠開示に関する要望書
28	H23.2.22	証拠開示関係	検察官	意見書
29	H23.2.22	事実取調べ関係	弁護士	意見書（R 5 大学 E 6 教授）
30	H23.2.23	事実取調べ関係	弁護士	鑑定請求書（5 点の衣類に付着した血痕等の DNA 型鑑定）
31	H23.2.24	事実取調べ関係	弁護士	検証の実施に関する意見書（バンドの検証）
32	H23.2.24	事実取調べ関係	弁護士	事実取調べ請求書 3（C 6、C 8 の証人尋問）
33	H23.2.25	打合せ	裁判所	打合せメモ（第6回）
34	H23.2.25	事実取調べ関係	弁護士	事実取調べ請求書 4（C 9 の証人尋問）
35	H23.3.18	証拠開示関係	弁護士	証拠開示命令申立書 7
36	H23.3.24	証拠開示関係	検察官	意見書
37	H23.3.25	打合せ	裁判所	打合せメモ（第7回）
38	H23.4.30	主張関係	弁護士	再審請求理由補充書 4
39	H23.5.9	事実取調べ関係	検察官	意見書
40	H23.5.9	事実取調べ関係	検察官	意見書
41	H23.5.9	証拠開示関係	検察官	意見書
42	H23.5.13	打合せ	裁判所	打合せメモ（第8回）
43	H23.5.13	証拠開示関係	弁護士	証拠開示命令申立書 8

第2次再審請求審 時系列

別添資料2

No.	日付	分類	主体	表題
44	H23.6.22	事実取調べ関係	弁護士	DNA型鑑定についての意見書
45	H23.6.27	証拠開示関係	検察官	意見書
46	H23.6.28	証拠開示関係	弁護士	証拠開示理由補充書3
47	H23.7.1	打合せ	裁判所	打合せメモ（第9回）
48	H23.7.19	事実取調べ関係	検察官	意見書
49	H23.7.19	事実取調べ関係	弁護士	DNA型鑑定実施についての申入書
50	H23.8.4	事実取調べ関係	弁護士	意見書
51	H23.8.4	証拠開示関係	弁護士	証拠開示理由補充書4
52	H23.8.22	事実取調べ関係	検察官	補充意見書
53	H23.8.23	決定	裁判所	決定書（E6教授、R15大学E22教授による鑑定）
54	H23.8.24	証拠開示関係	弁護士	証拠開示命令申立書9
55	H23.8.29	打合せ	裁判所	打合せメモ（第10回）
56	H23.8.29	事実取調べ関係	弁護士	鑑定請求補充書
57	H23.11.16	証拠開示関係	検察官	意見書
58	H23.11.21	打合せ	裁判所	打合せメモ（第11回）
59	H23.11.21	主張関係	弁護士	再審請求理由補充書5
60	H23.11.22	事実取調べ関係	検察官	意見書
61	H23.11.30	証拠開示関係	検察官	意見書
62	H23.12.5	証拠開示関係	裁判所	証拠開示の勧告
63	H23.12.12	打合せ	裁判所	打合せメモ（第12回）
64	H23.12.15	主張関係	検察官	意見書
65	H23.12.20	事実取調べ関係	裁判所	鑑定書（E6教授）
66	H23.12.21	事実取調べ関係	裁判所	鑑定書（E22教授）
67	H23.12.26	事実取調べ関係	弁護士	申入書
68	H24.1.23	打合せ	裁判所	打合せメモ（第13回）
69	H24.2.3	打合せ	裁判所	打合せメモ（第14回）
70	H24.2.6	事実取調べ関係	弁護士	上申書
71	H24.2.8	事実取調べ関係	検察官	意見書
72	H24.2.10	決定	裁判所	決定書（袴田氏のDNA型鑑定）
73	H24.4.12	事実取調べ関係	裁判所	鑑定書（E6教授）
74	H24.4.13	事実取調べ関係	裁判所	鑑定書（E22教授）
75	H24.4.18	事実取調べ関係	弁護士	申入書
76	H24.5.8	主張関係	弁護士	検察官の意見書に対する反論書
77	H24.5.9	事実取調べ関係	検察官	意見書
78	H24.5.11	打合せ	裁判所	打合せメモ（第15回）
79	H24.5.11	証拠開示関係	弁護士	証拠開示請求書10
80	H24.5.11	事実取調べ関係	弁護士	意見書
81	H24.5.11	主張関係	弁護士	再審請求理由補充書6
82	H24.5.21	証拠開示関係	検察官	求釈明申立書
83	H24.6.6	証拠開示関係	弁護士	証拠開示請求書11
84	H24.6.22	証拠開示関係	検察官	意見書
85	H24.6.22	事実取調べ関係	裁判所	質問事項に対する回答
86	H24.6.22	事実取調べ関係	裁判所	求釈明事項に対する回答

第2次再審請求審 時系列

別添資料2

No.	日付	分類	主体	表題
87	H24.7.9	打合せ	裁判所	打合せメモ（第16回）
88	H24.7.9	事実取調べ関係	弁護士	事実取調べ請求書（E6教授の証人尋問）
89	H24.7.26	決定	裁判所	決定書（E6教授、E22教授の証人尋問）
90	H24.9.20	事実取調べ関係	弁護士	証人尋問実施に関する申入書
91	H24.9.20	事実取調べ関係	弁護士	意見書に関する申入書
92	H24.9.25	主張関係	弁護士	再審請求理由補充書7
93	H24.9.27	証拠開示関係	弁護士	証拠開示に関する意見書
94	H24.9.27	事実取調べ関係	裁判所	意見書
95	H24.9.27	事実取調べ関係	裁判所	意見書
96	H24.9.27	事実取調べ関係	裁判所	釈明事項
97	H24.9.28	打合せ	裁判所	打合せメモ（第17回）
98	H24.9.28	事実取調べ関係	裁判所	E22氏作成の鑑定書に対する意見
99	H24.9.28	事実取調べ関係	裁判所	追加質問事項に対する回答
100	H24.10.29	証拠開示関係	弁護士	上申書
101	H24.11.2	事実取調べ関係	裁判所	証人尋問調書（E6教授）
102	H24.11.19	打合せ	裁判所	打合せメモ（第18回）
103	H24.11.19	事実取調べ関係	裁判所	証人尋問調書（E22教授）
104	H24.12.11	証拠開示関係	弁護士	求釈明申立書
105	H24.12.20	事実取調べ関係	裁判所	予備実験についての報告書
106	H24.12.26	事実取調べ関係	裁判所	証人尋問調書（E6教授）
107	H25.1.28	事実取調べ関係	裁判所	証人尋問調書（E22教授）
108	H25.1.28	打合せ	裁判所	打合せメモ（第19回）
109	H25.2.26	事実取調べ関係	弁護士	証人尋問に関する意見書（R23大学E30教授、C7の証人尋問）
110	H25.3.1	証拠開示関係	検察官	意見書
111	H25.3.1	打合せ	裁判所	打合せメモ（第20回）
112	H25.3.4	決定	裁判所	決定書（C7の証人尋問、皮製バンドの検証）
113	H25.3.22	証拠開示関係	弁護士	証拠開示に関する意見書
114	H25.3.29	事実取調べ関係	検察官	意見書
115	H25.3.29	主張関係	検察官	意見書
116	H25.3.29	主張関係	弁護士	DNA鑑定意見書
117	H25.4.19	証拠開示関係	検察官	追加意見書
118	H25.4.30	事実取調べ関係	弁護士	バンドの検証に関する意見書
119	H25.5.21	証拠開示関係	弁護士	証拠開示に関する意見書
120	H25.5.24	打合せ	裁判所	打合せメモ（第21回）
121	H25.5.24	事実取調べ関係	裁判所	押収調書（寸法札）
122	H25.5.24	事実取調べ関係	裁判所	証人尋問調書（C7）
123	H25.5.30	決定	裁判所	決定書（皮製バンドの検証期日の変更）
124	H25.6.28	事実取調べ関係	裁判所	検証調書（皮製バンド）
125	H25.6.28	打合せ	裁判所	打合せメモ（第22回）
126	H25.7.5	証拠開示関係	裁判所	証拠開示の勧告
127	H25.7.25	証拠開示関係	検察官	意見書
128	H25.7.26	打合せ	裁判所	打合せメモ（第23回）
129	H25.7.26	事実取調べ関係	裁判所	証人尋問調書（E30教授）

第2次再審請求審 時系列

別添資料2

No.	日付	分類	主体	表題
130	H25.9.5	証拠開示関係	弁護士	証拠開示命令申立書
131	H25.9.13	打合せ	裁判所	打合せメモ（第24回）
132	H25.9.30	打合せ	裁判所	打合せメモ（第25回）
133	H25.10.17	打合せ	裁判所	打合せメモ（第26回）
134	H25.12.2	主張関係	検察官	最終意見書
135	H25.12.2	主張関係	弁護士	最終意見書
136	H25.12.16	主張関係	検察官	追加最終意見書
137	H25.12.16	事実取調べ関係	裁判所	押収調書（ブリーフ）
138	H25.12.16	事実取調べ関係	裁判所	期日調書
139	H26.3.27	決定	裁判所	決定書（再審開始）
140	H26.3.31	主張関係	検察官	検察官の即時抗告申立書
141	H26.4.10	主張関係	弁護士	意見書
142	H26.6.11	証拠開示関係	検察官	意見書
143	H26.6.25	主張関係	弁護士	意見書
144	H26.7.17	主張関係	検察官	即時抗告申立理由補充書
145	H26.7.25	証拠開示関係	弁護士	証拠開示の申立書
146	H26.8.5	証拠開示関係	弁護士	証拠開示命令申立書
147	H26.8.5	証拠開示関係	弁護士	求釈明申立書
148	H26.8.5	打合せ	裁判所	打合せメモ（第1回）
149	H26.8.19	証拠開示関係	検察官	意見書
150	H26.9.10	証拠開示関係	検察官	意見書
151	H26.9.17	打合せ	裁判所	打合せメモ（第2回）
152	H26.10.3	事実取調べ関係	検察官	意見書
153	H26.10.10	証拠開示関係	弁護士	証拠開示命令申立書2
154	H26.10.23	打合せ	裁判所	打合せメモ（第3回）
155	H26.10.23	主張関係	弁護士	反論書1
156	H26.10.23	証拠開示関係	弁護士	申入書
157	H26.12.18	主張関係	弁護士	即時抗告反論書2（DNA型鑑定）
158	H26.12.18	主張関係	弁護士	反論書3
159	H26.12.19	証拠開示関係	検察官	意見書
160	H26.12.25	打合せ	裁判所	打合せメモ（第4回）
161	H26.12.25	事実取調べ関係	弁護士	意見書
162	H27.1.30	証拠開示関係	検察官	意見書
163	H27.2.3	事実取調べ関係	弁護士	意見書
164	H27.2.9	証拠開示関係	弁護士	証拠開示命令申立書3
165	H27.2.10	打合せ	裁判所	打合せメモ（第5回）
166	H27.3.10	証拠開示関係	検察官	意見書
167	H27.3.24	事実取調べ関係	弁護士	検証実験についての意見書
168	H27.4.2	事実取調べ関係	検察官	意見書
169	H27.4.16	打合せ	裁判所	打合せメモ（第6回）
170	H27.4.16	打合せ	裁判所	打合せメモ（第7回）
171	H27.4.16	証拠開示関係	弁護士	証拠開示命令申立書4
172	H27.4.16	事実取調べ関係	弁護士	意見書

第2次再審請求審 時系列

別添資料2

No.	日付	分類	主体	表題
173	H27.4.16	証拠開示関係	弁護士	意見書
174	H27.5.12	事実取調べ関係	弁護士	検証実験に対する意見書
175	H27.5.14	打合せ	裁判所	打合せメモ（第8回）
176	H27.5.25	証拠開示関係	検察官	意見書
177	H27.5.25	証拠開示関係	検察官	意見書
178	H27.6.2	事実取調べ関係	弁護士	検証実験に関する意見書（血液型について）
179	H27.6.2	主張関係	弁護士	反論書4
180	H27.6.5	証拠開示関係	弁護士	証拠開示命令申立書5
181	H27.6.5	証拠開示関係	弁護士	証拠一覧表交付勧告の申立書
182	H27.6.9	打合せ	裁判所	打合せメモ（第9回）
183	H27.6.30	証拠開示関係	検察官	意見書
184	H27.7.10	打合せ	裁判所	打合せメモ（第10回）
185	H27.7.10	事実取調べ関係	弁護士	検証実験に関する意見書
186	H27.8.12	主張関係	弁護士	意見書
187	H27.8.13	打合せ	裁判所	打合せメモ（第11回）
188	H27.8.25	事実取調べ関係	検察官	意見書
189	H27.9.1	証拠開示関係	弁護士	証拠開示命令申立書
190	H27.9.1	証拠開示関係	弁護士	領置票開示命令申立書
191	H27.9.2	事実取調べ関係	弁護士	検証実験に対する意見
192	H27.9.3	打合せ	裁判所	打合せメモ（第12回）
193	H27.10.5	証拠開示関係	検察官	意見書
194	H27.10.5	事実取調べ関係	弁護士	検証実験に関する意見書
195	H27.10.13	証拠開示関係	弁護士	平成27年10月5日付検察官意見書に対する反論
196	H27.10.15	打合せ	裁判所	打合せメモ（第13回）
197	H27.10.26	証拠開示関係	弁護士	検察官意見に対する反論補充書
198	H27.11.12	証拠開示関係	弁護士	証拠開示命令申立書
199	H27.11.20	証拠開示関係	検察官	意見書
200	H27.11.24	事実取調べ関係	検察官	意見書
201	H27.11.27	打合せ	裁判所	打合せメモ（第14回）
202	H27.12.7	決定	裁判所	決定書（R19大学E26教授による鑑定、同人の証人尋問）
203	H27.12.25	事実取調べ関係	弁護士	異議申立書
204	H27.12.25	事実取調べ関係	弁護士	鑑定実施に関する意見書
205	H27.12.25	決定	裁判所	決定書（弁護人の異議申立を棄却）
206	H28.1.7	打合せ	裁判所	打合せメモ（第15回）
207	H28.1.29	証拠開示関係	弁護士	検察官の平成27年11月20日付意見書に対する反論書
208	H28.2.1	打合せ	裁判所	打合せメモ（第16回）
209	H28.3.22	証拠開示関係	検察官	意見書
210	H28.3.24	事実取調べ関係	弁護士	事実取調べ請求書
211	H28.3.28	打合せ	裁判所	打合せメモ（第17回）
212	H28.3.28	証拠開示関係	弁護士	反論書
213	H28.3.28	事実取調べ関係	弁護士	事実取調べ請求理由補充書
214	H28.4.26	事実取調べ関係	検察官	意見書
215	H28.5.12	打合せ	裁判所	打合せメモ（第18回）

第2次再審請求審 時系列

別添資料2

No.	日付	分類	主体	表題
216	H28.5.16	事実取調べ関係	弁護士	反論書
217	H28.5.16	主張関係	弁護士	右下腿の傷に関する補充意見書
218	H28.5.24	打合せ	裁判所	打合せメモ（第19回）
219	H28.6.13	事実取調べ関係	検察官	意見書
220	H28.6.28	証拠開示関係	弁護士	証拠の一覧表交付勧告の申立書
221	H28.7.1	事実取調べ関係	弁護士	検証申立書（袴田氏の取調べ録音テープの再生）
222	H28.7.8	打合せ	裁判所	打合せメモ（第20回）
223	H28.9.1	証拠開示関係	検察官	意見書
224	H28.9.13	証拠開示関係	弁護士	証拠開示命令申立書
225	H28.9.15	証拠開示関係	弁護士	検察官の平成28年9月1日付意見書に対する反論書
226	H28.9.15	打合せ	裁判所	打合せメモ（第21回）
227	H28.10.19	証拠開示関係	検察官	意見書
228	H28.11.4	証拠開示関係	弁護士	証拠開示等の申入書
229	H28.11.4	証拠開示関係	弁護士	平成28年10月19日付意見書に対する反論書
230	H28.11.7	打合せ	裁判所	打合せメモ（第22回）
231	H28.12.13	証拠開示関係	検察官	意見書
232	H28.12.21	主張関係	弁護士	再審請求理由追加申立書
233	H28.12.26	事実取調べ関係	弁護士	検察官提出意見書（10月19日）に対する意見書
234	H28.12.27	打合せ	裁判所	打合せメモ（第23回）
235	H29.2.23	事実取調べ関係	裁判所	検証経過報告書（E26教授）
236	H29.2.24	証拠開示関係	弁護士	証拠開示についての意見書
237	H29.2.25	事実取調べ関係	裁判所	検証経過報告書（E26教授）
238	H29.2.27	主張関係	検察官	意見書
239	H29.3.21	証拠開示関係	弁護士	証拠開示命令申立書
240	H29.3.21	打合せ	裁判所	打合せメモ（第24回）
241	H29.5.23	打合せ	裁判所	打合せメモ（第25回）
242	H29.5.23	事実取調べ関係	弁護士	検証実験についての意見書（E26教授）
243	H29.6.5	事実取調べ関係	裁判所	検証経過報告書及び鑑定書（E26教授）
244	H29.6.27	事実取調べ関係	検察官	意見書
245	H29.6.28	事実取調べ関係	弁護士	E26鑑定人の検証実験に関する意見書
246	H29.6.29	打合せ	裁判所	打合せメモ（第26回）
247	H29.7.18	主張関係	弁護士	検察官の意見書に対する反論書
248	H29.7.18	事実取調べ関係	弁護士	意見書
249	H29.7.19	主張関係	検察官	意見書
250	H29.7.20	打合せ	裁判所	打合せメモ（第27回）
251	H29.8.15	証拠開示関係	検察官	釈明書
252	H29.8.16	事実取調べ関係	弁護士	鑑定人尋問前の求釈明一対E26鑑定人
253	H29.8.16	事実取調べ関係	弁護士	尋問の実施方法についての申入れ
254	H29.8.16	証拠開示関係	弁護士	検察官に対する求釈明兼証拠開示請求
255	H29.9.1	決定	裁判所	決定書（E26教授、E6教授の証人尋問）
256	H29.9.6	証拠開示関係	弁護士	証拠開示命令申立書
257	H29.9.7	事実取調べ関係	裁判所	回答書
258	H29.9.7	事実取調べ関係	裁判所	RFU設定値50のEPG集

第2次再審請求審 時系列

別添資料2

No.	日付	分類	主体	表題
259	H29.9.9	事実取調べ関係	裁判所	「追加エレクトロフェログラム集」と書き出しの書面
260	H29.9.12	事実取調べ関係	裁判所	各エレクトロフェログラムと本文各項目との対応一覧表
261	H29.9.14	事実取調べ関係	弁護士	裁判所求釈明に対する回答
262	H29.9.14	打合せ	裁判所	打合せメモ（第28回）
263	H29.9.20	事実取調べ関係	弁護士	証人尋問請求書（R26大学E29名誉教授）
264	H29.9.22	事実取調べ関係	裁判所	回答書
265	H29.9.26	事実取調べ関係	裁判所	証人尋問調書（E26教授、E6教授）
266	H29.9.27	事実取調べ関係	裁判所	証人尋問調書（E26教授、E6教授）
267	H29.11.6	主張関係	弁護士	再審請求理由追加申立補充書
268	H29.11.6	打合せ	裁判所	打合せメモ（第29回）
269	H30.1.19	主張関係	弁護士	最終意見書
270	H30.1.19	主張関係	検察官	意見書
271	H30.2.2	主張関係	弁護士	最終意見書補充書
272	H30.2.2	主張関係	検察官	意見書
273	H30.6.11	決定	裁判所	決定書（検察官の即時抗告認容）
274	H30.6.18	主張関係	弁護士	特別抗告申立書
275	H30.7.23	主張関係	弁護士	特別抗告申立補充書（1）
276	H30.8.23	主張関係	検察官	意見書
277	H30.10.3	主張関係	弁護士	検察官提出意見書に対する意見書
278	H30.11.19	証拠開示関係	弁護士	回答書
279	H30.11.26	証拠開示関係	検察官	意見書
280	H31.2.14	主張関係	弁護士	特別抗告理由補充書（2）
281	R1.6.7	主張関係	弁護士	特別抗告理由補充書（3）
282	R1.6.21	主張関係	検察官	意見書
283	R1.7.4	主張関係	弁護士	特別抗告理由補充書（4）
284	R1.7.16	主張関係	弁護士	特別抗告理由補充書（5）
285	R1.8.6	主張関係	弁護士	検察官の6月21日付意見書に対する反論書
286	R1.12.10	主張関係	弁護士	特別抗告申立理由補充書（6）
287	R1.12.16	主張関係	検察官	意見書
288	R2.1.22	主張関係	弁護士	特別抗告理由補充書（7）
289	R2.7.8	主張関係	弁護士	特別抗告申立理由補充書（8）
290	R2.7.8	事実取調べ関係	弁護士	事実取調べ請求書（P元検察官、G元検察事務官）
291	R2.8.7	主張関係	検察官	意見書
292	R2.11.9	主張関係	弁護士	特別抗告申立理由補充書（9）
293	R2.12.22	主張関係	検察官	意見書
294	R2.12.22	決定	裁判所	決定書（弁護人の特別抗告認容・差戻）
295	R3.3.19	主張関係	弁護士	意見書
296	R3.3.22	打合せ	裁判所	打合せメモ（第1回）
297	R3.3.29	主張関係	弁護士	意見書2
298	R3.6.14	証拠開示関係	検察官	意見書
299	R3.6.21	主張関係	弁護士	意見書
300	R3.6.21	事実取調べ関係	弁護士	事実取調べ請求書（K11元警察官）
301	R3.6.21	打合せ	裁判所	打合せメモ（第2回）

第2次再審請求審 時系列

別添資料2

No.	日付	分類	主体	表題
302	R3.7.7	主張関係	弁護士	意見書 5
303	R3.7.30	主張関係	検察官	意見書
304	R3.8.23	事実取調べ関係	検察官	意見書
305	R3.8.30	打合せ	裁判所	打合せメモ（第3回）
306	R3.8.30	事実取調べ関係	弁護士	意見書
307	R3.11.1	主張関係	弁護士	意見書 6
308	R3.11.22	主張関係	弁護士	意見書 7
309	R3.11.22	打合せ	裁判所	打合せメモ（第4回）
310	R4.2.24	事実取調べ関係	検察官	申立書
311	R4.2.24	主張関係	検察官	意見書
312	R4.3.14	打合せ	裁判所	打合せメモ（第5回）
313	R4.3.14	主張関係	弁護士	意見書 8
314	R4.3.30	打合せ	裁判所	打合せメモ（第6回）
315	R4.5.18	事実取調べ関係	弁護士	事実取調べ請求書（R11大学E14教授、R11大学E15助教、R4大学大学院E20教授）
316	R4.5.20	主張関係	弁護士	意見書 9
317	R4.5.23	打合せ	裁判所	打合せメモ（第7回）
318	R4.6.22	事実取調べ関係	検察官	事実の取調べに関する申立書（R13大学大学院E18教授、R14大学E19教授）
319	R4.6.27	打合せ	裁判所	打合せメモ（第8回）
320	R4.6.28	決定	裁判所	決定書（E14教授、E15助教、E18教授、E19教授、E20教授の証人尋問）
321	R4.7.22	事実取調べ関係	裁判所	証人尋問調書（E15助教）
322	R4.7.22	事実取調べ関係	裁判所	証人尋問調書（E14教授）
323	R4.8.1	事実取調べ関係	裁判所	証人尋問調書（E18教授）
324	R4.8.1	事実取調べ関係	裁判所	証人尋問調書（E19教授）
325	R4.8.5	事実取調べ関係	裁判所	証人尋問調書（E20教授）
326	R4.8.5	打合せ	裁判所	打合せメモ（第9回）
327	R4.9.26	打合せ	裁判所	打合せメモ（第10回）
328	R4.12.2	主張関係	検察官	意見書
329	R4.12.2	主張関係	弁護士	最終意見書
330	R4.12.5	打合せ	裁判所	打合せメモ（第11回）
331	R4.12.5	打合せ	裁判所	打合せメモ（第12回）
332	R5.3.13	決定	裁判所	決定書（検察官の即時抗告棄却）

出入房時間等一覧

別添資料 3

日付（昭和41年）	出房時刻	入房時刻	出房合計時間
8月18日	20時30分	22時05分	1時35分
8月19日	9時00分	11時10分	10時50分
	12時05分	16時55分	
	18時00分	21時50分	
8月20日	9時20分	11時55分	9時23分
	13時40分	17時00分	
	18時55分	21時10分	
	22時02分	23時15分	
8月21日	14時35分	15時50分	7時05分
	15時55分	16時40分	
	18時00分	23時05分	
8月22日	8時35分	9時10分	12時11分
	9時28分	11時50分	
	13時10分	16時13分	
	16時20分	16時40分	
	16時50分	17時26分	
	17時45分	23時00分	
8月23日	8時35分	12時00分	12時50分
	12時50分	17時40分	
	18時25分	23時00分	
8月24日	9時20分	12時05分	12時07分
	12時40分	17時40分	
	18時38分	23時00分	
8月25日	8時35分	12時00分	12時25分
	13時00分	17時15分	
	17時25分	17時35分	
	18時30分	23時05分	
8月26日	8時44分	12時05分	12時26分
	13時05分	17時40分	
	18時40分	23時10分	
8月27日	8時30分	12時30分	13時17分
	13時05分	18時10分	
	19時00分	23時12分	

出入房時間等一覧

別添資料 3

日付（昭和41年）	出房時刻	入房時刻	出房合計時間
8月28日	9時10分	12時10分	12時32分
	12時45分	17時35分	
	18時20分	23時02分	
8月29日	10時40分	10時50分	6時25分
	11時10分	12時15分	
	14時25分	17時20分	
	18時53分	19時10分	
	19時55分	21時53分	
8月30日	9時10分	12時30分	12時48分
	13時00分	16時45分	
	17時10分	17時15分	
	17時30分	23時08分	
8月31日	9時30分	12時37分	11時32分
	13時40分	17時55分	
	18時50分	21時25分	
	21時35分	23時10分	
9月1日	8時40分	12時55分	13時18分
	13時25分	17時20分	
	18時00分	23時08分	
9月2日	8時40分	12時05分	11時15分
	13時10分	13時40分	
	13時55分	17時35分	
	19時00分	21時05分	
	21時15分	22時50分	
9月3日	8時50分	11時25分	11時50分
	13時00分	17時30分	
	18時25分	23時10分	
9月4日	8時40分	12時40分	16時20分
	13時00分	17時30分	
	18時10分	2時00分	
9月5日	8時30分	12時10分	12時50分
	13時15分	17時20分	
	18時30分	23時35分	

出入房時間等一覧

別添資料 3

日付（昭和 4 1 年）	出房時刻	入房時刻	出房合計時間
9月6日	8時30分	12時00分	14時40分
	12時30分	17時25分	
	17時45分	0時00分	
9月7日	10時05分	12時35分	11時30分
	13時30分	17時25分	
	18時30分	23時35分	
9月8日	10時15分	12時30分	11時50分
	13時30分	17時25分	
	17時50分	23時30分	
9月9日	9時10分	12時15分	14時00分
	12時45分	17時25分	
	17時45分	0時00分	